中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会

体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ（第８回）議事次第

１．日 時　令和８年３月２７日（金）１０：００～（最大２時間３０分を予定）

２．場 所　文部科学省５Ｆ６会議室

※ウェブ会議と対面による会議を組み合わせた方式

３．議 題

（１）体育・保健体育等の指導の充実等について（委員発表）

（２）体育・保健体育における指導に関する環境整備等について

４．配付資料

資料１－１　柏原聖子委員資料

資料１－２　斎藤祐介委員資料

資料１－３　渡辺弘司委員資料

資料１－４　渡邉正樹委員資料

資料２　体育・保健体育における指導に関する環境整備等について

参考資料　体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループにおける検討事項等（参考資料）

令　和　8　年　3　月　2　7　日
体育・保健体育、健康、安全WG（第8回）
資　　料　　1　　－　　1

テーマ　体育科・保健体育科における指導の充実



内　容

○知識理解にとどまらない保健学習のあり方
○教育委員会における体育科・保健体育科の指導の充実・方策
○水泳授業の現状　等

学校で学んだことが、子供たちの「生きる力」となって、明日に、そしてその先の人生につながってほしい。
これからの社会が、どんなに変化して予測困難になっても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。
そして、明るい未来を、共に創っていきたい。
2020年度から始まる「学習指導要領」には、そうした願いが込められています。



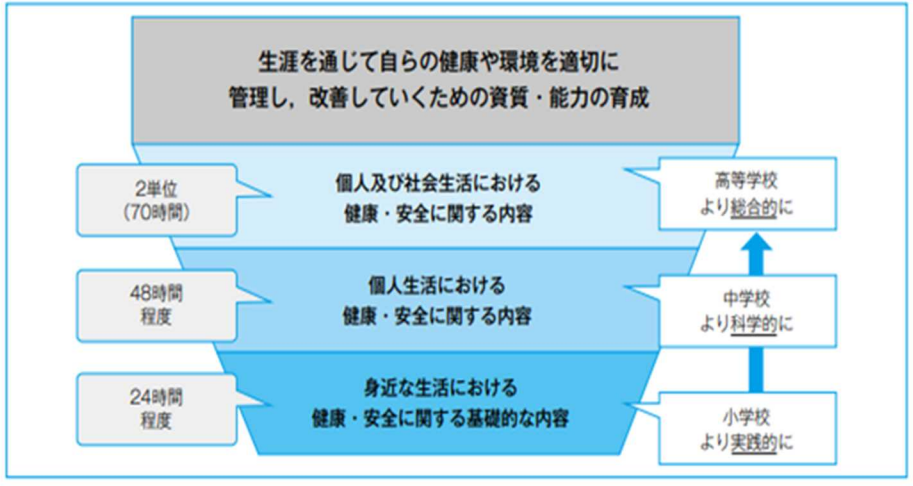
進化　深化　真価

狛江市教育委員会　教育長　柏原　聖子

知識理解にとどまらない保健学習のあり方

目 標

（１）個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
（２）健康についての自他の課題を発見し、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
（３）生涯を通じて心身の健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。



保健における体系のイメージ

○根拠に基づいた正しい知識
○個人の適切な意思決定
○行動選択
○環境づくり

生涯を通じて自らの健康や環境を適切に管理し、改善していくための資質・能力を育成することを目標として学習内容が体系的に位置付けられている。

参考：中学校学習指導要領（平成29年告示文部科学省）　改訂「生きる力」を育む中学校保健教育（令和2年3月文部科学省）

学校医・学校薬剤師や公共機関等の協働による健康教育

保健教育

学校医、緩和ケア医師、基幹病院医師、
医大生、がん教育認定講師





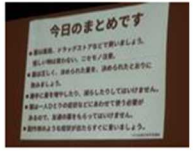

食　育

栄養教諭、栄養士、養護教諭、
野菜ソムリエ、農業経営者




喫煙、飲酒、薬物乱用防止
医薬品の使用方法

学校薬剤師・学校医



生活安全

消防署



CPR

交通安全

企業



自転車事故防止

災害安全



東京防災アプリイベント



避難所開設訓練

現代的な課題に対応するため、学校医等との連携を強化している。令和8年度から、重要な健康課題である「心の健康」「ストレスマネジメント」の強化のため、新たな取組として専門とする学校医を委嘱する。

〇教科等における指導と関連づけて、地域防災行事等を実施している。
〇地域の特性を踏まえ状況判断力を養う「体験・実践型訓練」を実施している。

教育委員会における
体育科・保健体育科の指導の充実・方策

健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育

家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

文部科学省　小学校・中学校・高等学校、特別支援学校学習指導要領（平成29・30年告示）

2020年

コロナが
襲った

登校制限

全教科・領域
You tube動画配信
（約1200本）

視聴回数の最多数動画は

保健体育科
「ダンス」

▶子供たちの発達に与えた影響
主として「対人スキル等の社会性」、「身体能力」、「言語・非言語コミュニケーション」等

児童・生徒に求められる力

　これからの社会を生きる児童に健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力と言った精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素である。児童の心身の調和的発達を図るためには、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要である。

文部科学省　小学校学習指導要領（平成29年告示）解説　体育編（平成29年7月）

より質の高い学びの機会の研究

小中連携

令和5・6年度

小中学校かけはしプロジェクト【体力向上】



【研究主題】自ら進んで体力の向上を図る児童・生徒の育成

9年間を見通した目指す児童・生徒像の確立

小学校						中学校		
第１学年	第２学年	第３学年	第４学年	第５学年	第６学年	第１学年	第２学年	第３学年
友達とかかわりながら、楽しく運動に取り組む児童				自ら運動に取り組み、運動の楽しさや喜び味わう児童・生徒				

体育・保健体育科の授業改善　運動の日常化　健康教育の充実

生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフへ

コミュニティ・スクールを中学校区の小中学校をグループとし、４つの「ゾーン」を設けており、小中学校に学びの段差がなく接続した教育課程の編成を目指している。

一中ゾーン	二中ゾーン	三中ゾーン	四中ゾーン
狛江第一小・緑野小・狛江第一中	狛江第三小・狛江第六・狛江第二中	和泉小・狛江第三中	狛江第五小・狛江第四中

小中学校かけはしプロジェクト【体力向上】

一中ゾーン

体つくりの運動
体の動きを高める運動
「なわを使って体力アップ！」



保健
体の発育と健康
「知ろう!考えよう!私の体の成長」



二中ゾーン

体つくりの運動遊び
多様な動きをつくる運動遊び
「みんなで楽しむ!! 縄跳ランド」



変容



三中ゾーン

体つくりの運動
体の動きを高める運動
「みんなで楽しく体力アップ！」

1	2	3	4	5	6	7
学級活動	体育・保健体育					学級活動
自分の体力について考える。	基本の動きを理解し、経験する。	動きの工夫を試す。	関わり合って動きを工夫する。	自分に合った動きを選んで高める。(グループ・個人)		これからの体力向上について考える。
体力テストの振り返り	エンジョイタイム	チャレンジタイム	チャレンジタイム	レベルアップタイム		単元の振り返り
	三つの動きを全て経験		三つの動きから選択			

学級活動と体育・保健体育を組み合わせた単元計画



中学生が小学生のロールモデル

四中ゾーン

保健
体の発育と健康
「知ろう!考えよう!私の体の成長」



変容



成果

①児童・生徒との交流
②小学校と中学校の教員の連携
③小学校と中学校の接続を踏まえた指導計画の作成

課題

❶研究成果の還元・啓発
❷児童・生徒の実態や課題に応じた取組の推進

学校教育×社会教育

学校の取組が近未来の目標に･･･

「みる」「する」「ささえる」「あつまる」「つながる」

・都大会
・全国大会
・国際大会
・プロスポーツ
・アマチュア
　スポーツ　等



デフリンピック観戦
⇒出場選手の講演・実技等

12月　持久走記録会
目標：自分のペースで走り切る

社会教育

学校教育「特別活動」体育的行事

1月　市民スポーツフェスティバル
「ロードレース大会」

学校教育「日常の体育的活動」

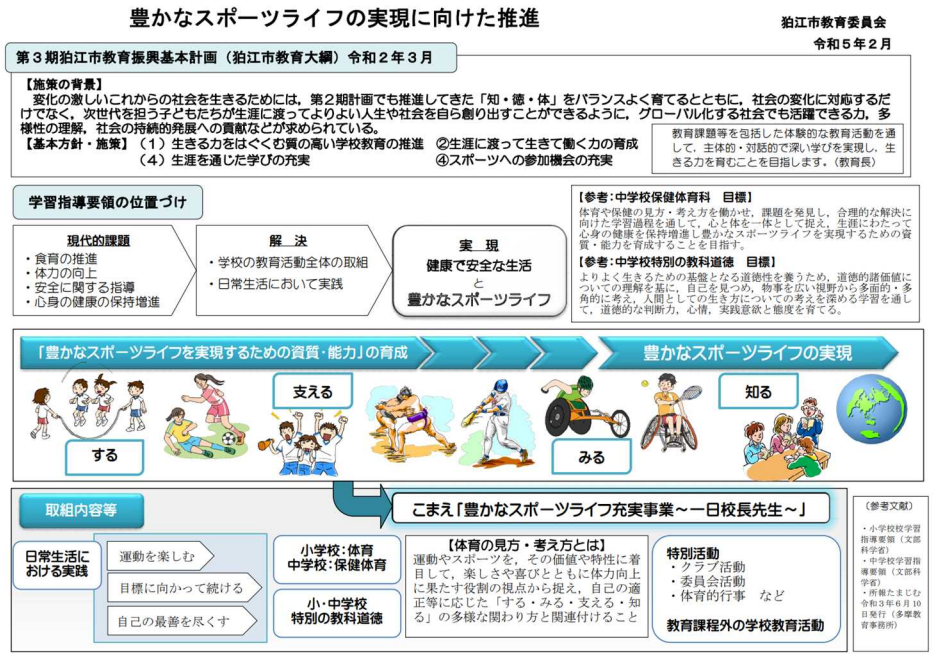




学校教育「体育・保健体育科」の授業

学校外の専門的資源を教育課程に包摂することは、教育の質の向上と地域コミュニティの活性化を同時に達成できる有効な手段である。大学、プロ団体、企業、メディア、アスリートという多角的な外部資源との連携により、スポーツ教育モデルを構築している。現在では教育委員会の事業に加えて各校が独自で取り組んでいる。

企業等との連携によるアスリート派遣事業



メディアリソースとロールモデルの提示「一日校長先生」

趣旨：オリンピアン（メダリスト等）のトップアスリートと児童・生徒との直接的な交流を通して、スポーツの魅力と「アスリートの考え方、生き方」に触れるとにより、スポーツに親しむとともに、キャリア形成に対する興味・関心を高め、人間形成に資する。

内容：全校集会での講話や対談等の実施
実技披露・指導　　等

大学×狛江市

対象：小学校３～６年生

こまえスポーツフェスタ

大学アスリートとマルチスポーツ体験　マイスポーツを見つけよう！

子供たちが日常では体験できない多様な競技に触れ、自身の「楽しい！」を発見することを目的としています。大学のトップアスリートによる直接指導のもと、複数の種目を体験し、運動の楽しさを体感しながら、自分にぴったりのスポーツを見つける機会を提供しています。











部活動

中学校部活動「東京モデル」・「狛江モデル」

部活動改革「東京モデル」の推進

１．推進目標
(1)スポーツ・文化芸術活動を学校と地域の関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動の機会を確保・充実させ、全ての子供たちの満足度の向上を図る。
(2)学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革を推進し、全ての教員の部活動に関する負担軽減を図る。

⇒「地域展開」を目指しつつ、２つの目標を確実に達成することを優先

A 地域展開

地域の団体が運営団体・実施主体として、生徒の活動の機会を確保

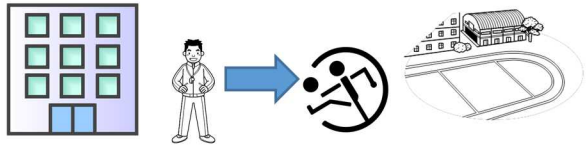
B 地域連携（拠点化）

複数の学校で連携して行い、子供の活動の機会を確保

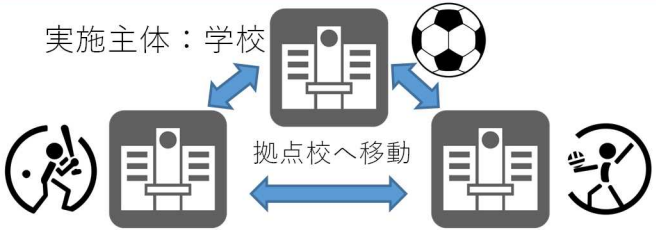
C 地域連携（外部人材の活用）

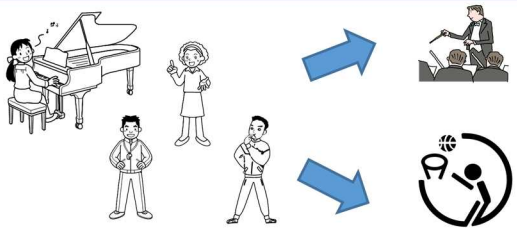
地域人材等の参画による運営団体・実施主体として、子供の活動の機会を確保

実施主体：地域クラブ



実施主体：学校





部活動

中学校部活動「狛江モデル」

実践例

部活動がバージョンアップし始めます
～部活動の地域展開に関する基本方針（R7.7）～

詳細はこちら

▶▶何が変わるの？

令和7・8年度は、これまで一つの学校で単独運営していた部活動を、ニーズに応じて、次の３つの区分ごとに見直して運営します。
（区分の整理に際しては、コミュニティ・スクールのゾーンごと、中学校ごと、部活動ごとのニーズに応じて毎年度協議・検討を行うため、ゾーンによって違いが生まれることとなります。）

	単独での部活動	合同部活動	地域での活動（ゆるサークル）
	どこで？…▶在籍する学校で	どこで？…▶在籍する生徒の最も多い学校で	どこで？…▶地域の様々な場で
	目指すのは？…▶１つのものを専門的に		目指すのは？…▶興味の幅の拡大
	だれが？…▶教職員 or 部活動指導員（顧問ができる外部指導者）		だれが？…▶保護者や地域の方、協力企業
	費用は？…▶部費を負担		費用は？…▶１回あたり3,000円程度以内
	移動は？…▶自転車移動も可		安全は？…▶継続実施の場合は、スポーツ安全保険に加入

令和7年度は、基本方針に沿って取組を進められるよう、合同部活動のマニュアル作成や部活動指導員等の拡充と役割を周知徹底します。また令和9年度には基本方針を見直します。

▶▶どうして変わるの？

狛江市ではコミュニティ・スクールのゾーンごとに部活動に期待する意義や支える資源が異なる。（さらに状況は毎年変わる）

（教育課程外の）部活動を行うことで、授業計画の時間確保が難しい。

生徒や生徒の保護者の期待する点は、共通して、楽しく活動すること。さらに、技を高めることだけでなく興味の幅を増やすことへの期待も。

教職員の８割弱が部活動の顧問をすることに制度的な限界も。（特に土日など）

▶▶保護者の皆様へのお願い

中学生の多くが参加する部活動は、教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではありませんが、生徒の自主的・自発的な参加のニーズがある活動も多く、中学校の教職員がそのニーズを支えようと懸命に取組み、超過勤務時間の中で指導に当たっている状況にあります。
今後はゾーンの協議によっては、合同部活動の形態や地域での「ゆるサークル」の形態に展開していく活動も生まれることとなりますが、中学生の放課後や休日の多様な活動が持続可能な形で発展・展開していけるよう、ご協力・ご支援をいただけましたら幸いです。

【狛江市教育委員会】

令和8年度から持続可能な部活動へ
-部活動ガイドラインの改定＆合同部活動マニュアル策定-

▶▶部活動の頻度等が少し変わります

部活動の連絡協議会において令和７年度に協議を進め、部活動の活動頻度・時間を変更します。

【令和８年度からの部活動の頻度等】
・平日３日（特に委員会活動のある日は避けることがベター）、土日１日の計４日
・平日1.5時間（16時～17時半）、土日3時間の活動時間

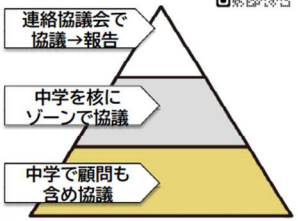
▶▶スムーズに運営できる合同部活動へ

また、持続可能な部活動の運営に向けて、部活動の活動頻度だけでなく、合同部活動の推進に向け、合同部活動の運営マニュアルを作成しました。マニュアルでは、平日も休日も、拠点となる学校に集まって部活動を行う（ヘルメット着用のうえ自転車移動を可とする）際の原則等を整理しています。

▶▶部活動の連絡協議会って？

詳細はこちらから・・・▶

狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会のことで、４つの中学校の校長と、４つのゾーンから地域住民が参加しています。
中学校区で構成するコミュニティ・スクールの各ゾーン、各中学校、各部活動によって、その実施ニーズや活用可能な資源が異なることを踏まえ、右記の３段階で、学校の実情に応じた協議を進めています。





ゆるサークルの取組のご案内

部活動とは別に民間企業等による、小学校高学年～中学生までの放課後や土日のスポーツ・文化活動の機会として、多摩川を利用したSUPやボルダリング、HIPHOPダンス、トランポリン等の体験機会を提供しています。また、地域学校協働活動の一部として地域の保護者がサッカーを教える取組も開始します。（※1回あたりの受講料を参加者が負担。）

企画・運営：企業









企画・運営：保護者・地域





環境の変化

水泳授業の現状

気温の上昇に伴う健康リスクの低減、教員の働き方改革等への対応から、民間屋内プール施設を活用した水泳指導の試行





【実施内容】
令和６年度：学校プール民間施設等活用試行実施事業を開始
令和７年度：学習成果を含めた公平性の観点から実施校の拡充

【検証方法】
実施校や小学校校長会から意見聴取、全小学校に対するアンケート調査

【成果】
・実施時期や天候に左右されず予定通りの水泳指導の実施ができる
・熱中症や紫外線による健康リスクを軽減できる
・個々の泳力に沿った専門性の高い指導ができ、安全性がより高く担保できる
・水位の変更に伴う水泳施設の管理が軽減できる
・実施の可否による時間割の変更作成等の教職員の負担が軽減される　等

【課題】
・３年間の経費支出は10校全てで屋外プールを維持管理の平均費用を比較し、民間委託の費用の方が上回っている状況である。

【結論】
気候変動に伴う猛暑の状況を考えれば、屋外型のプールで水泳指導を維持する場合の健康上のリスクは看過できず、屋外型の学校プールを引き続き維持・整備することは難しいため、今後は廃止も視野に入れて検討する必要がある。

※令和８年２月には「学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果と今後の方向性」として、試行実施の検証結果の総括を行うとともに、今後の方向性を教育委員会で審議の上、総合教育会議において市長及び市長部局と協議・決定する。

まとめ

1. **体育・保健体育科：実践力と成功体験の重視**
技術向上や知識の暗記に留まらず、「自ら考え、行動する力」を育成する。
〇個別最適な学び： 体力テストの結果の分析に基づいた、一人ひとりの課題に応じた授業改善を支援。
〇自己肯定感の向上： 運動が苦手な児童生徒に対しスモールステップでの「身体的な成功体験」を提供。
〇アスリート活用： トップアスリートの経験に触れ、困難を乗り越える力やキャリア観を醸成。

2. **健康教育：科学的根拠に基づく判断力の育成**
科学的根拠に基づく正しい知識を基づき、自ら「適切な意思決定」や「行動選択」ができる実践力を育成する。
〇組織的な推進：養護教諭等を中心に専門家と連携した「チーム学校」で子供の健康を支援。
〇多職種連携による指導： 学校医、薬剤師、栄養士等の連携。精神保健の早期発見・介入を行うスクリーニング体制整備。

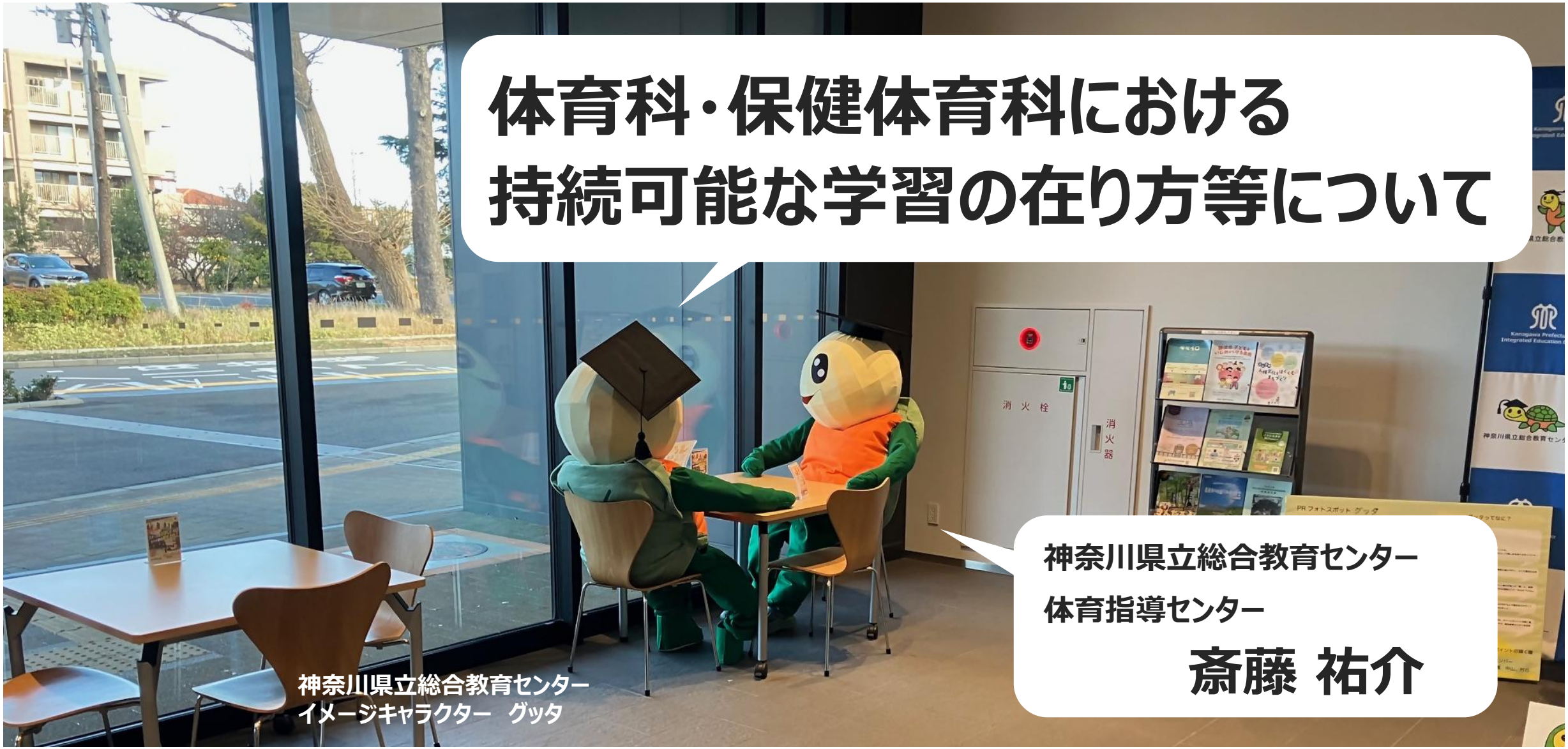
3. **安全教育：状況判断力と環境に適した行動**
予測困難な事態や環境の変化に対応できる「自律的な安全管理能力」の醸成する。
〇体系的なカリキュラム： 他教科や特別活動、地域防災訓練と連動し、状況に応じた判断力を養う体験型学習を導入。
〇環境に適した行動： 自らの生活習慣だけでなく、周囲の環境（衛生面や安全面）を把握し適した行動がとれる力の育成。
〇気候変動への対応： 猛暑の環境変化に対し、ガイドラインの厳守や民間施設の活用等、安全を最優先した柔軟な指導体制の構築。

◆教育ニーズや活用可能な地域資源は自治体毎に異なっているため、現代的な課題に対して、各自治体が過度な制約なく速やかに実行できるよう、柔軟な環境整備と制度設計が求められる。

体育科・保健体育科における指導の充実に向けて

ご清聴ありがとうございました

体育科・保健体育科における持続可能な学習の在り方等について



神奈川県立総合教育センター
イメージキャラクター　グッタ

神奈川県立総合教育センター
体育指導センター
斎藤　祐介

体育指導に関する環境整備

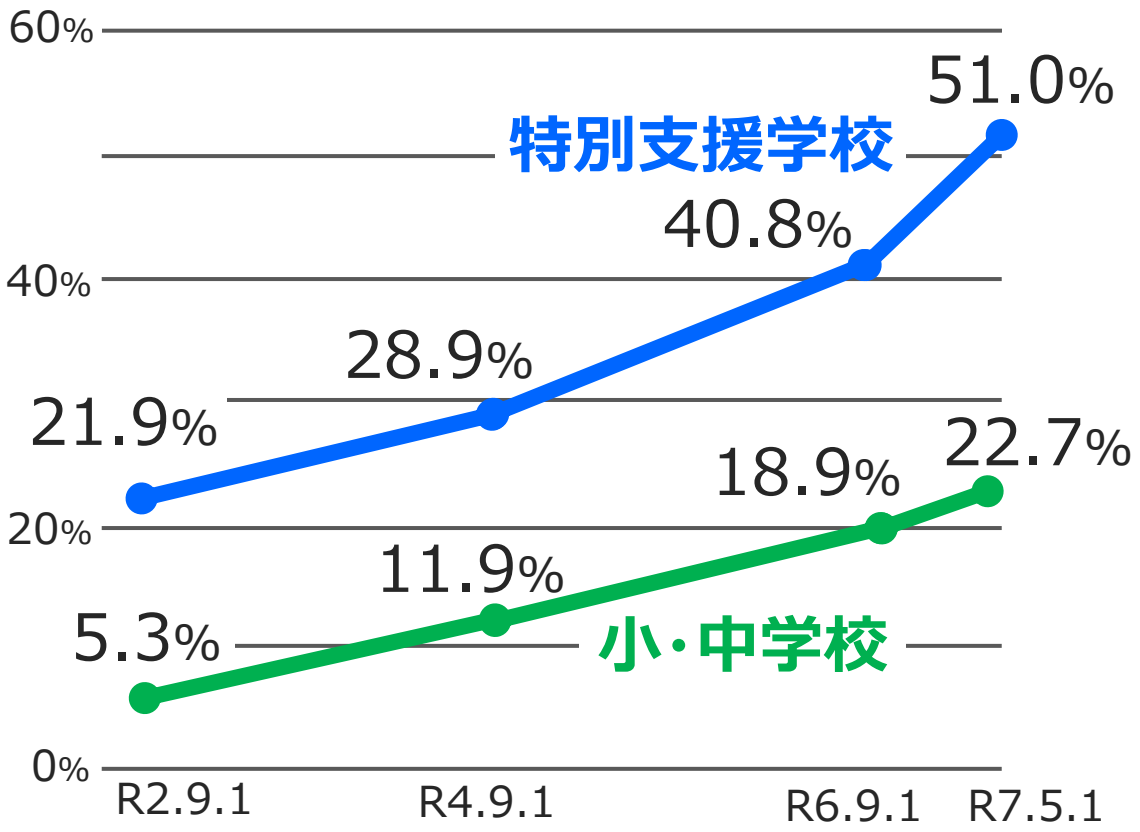
暑熱対策

体育館 及び 武道館

空調（冷房）設備の設置状況

（令和７年５月１日現在）

小　学　校	22.0%
中　学　校	23.7%
特別支援学校	51.0%



【出所】公立学校の体育館等における空調（冷房）設備の設置状況調査（令和７年６月）〔文部科学省〕

体育指導に関する環境整備

暑熱対策　体育館及び武道館

【参考】本県の状況

小　学　校	15.2%
中　学　校	13.9%

33市町村（政令市を含む）
- 100%設置　：　4市町村
- 設置あり　：13市町村
- 設置なし　：16市町村

【参考】公立学校の体育館等における空調（冷房）設備の設置状況調査（令和７年６月）〔文部科学省〕

県立学校

中等教育学校	0％（0校/2校）
高等学校	0％（0校/134校）
特別支援学校	100%（29校/29校）

体育指導に関する環境整備

暑熱対策　熱中症予防

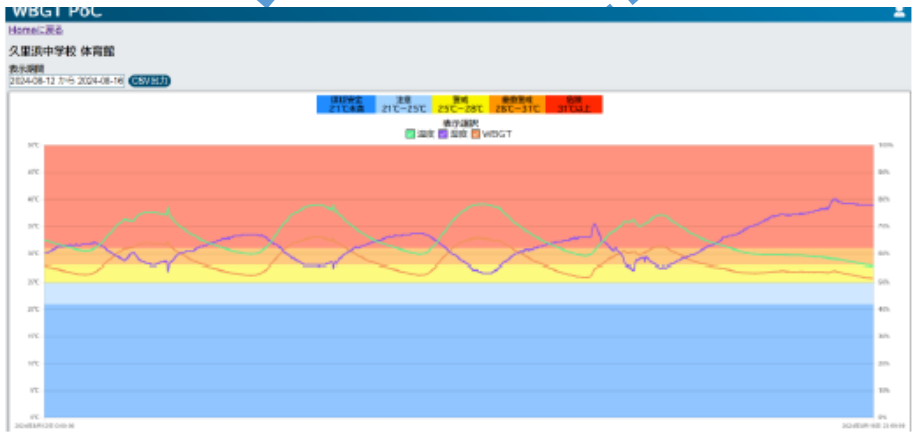
【参考】 本県Ａ市の取組

熱中症予防対策システム

グラウンドや体育館等に設置した計測器が自動計測・記録したWBGTを遠隔操作で確認し、教育活動を計画する。







- **端末上で**（自宅からスマホでも）**数値を確認**できる
- 固定センサーにより**常時監視**、安定した計測結果
- 記録した計測データは、**リアルタイムで全教職員に共有**できる

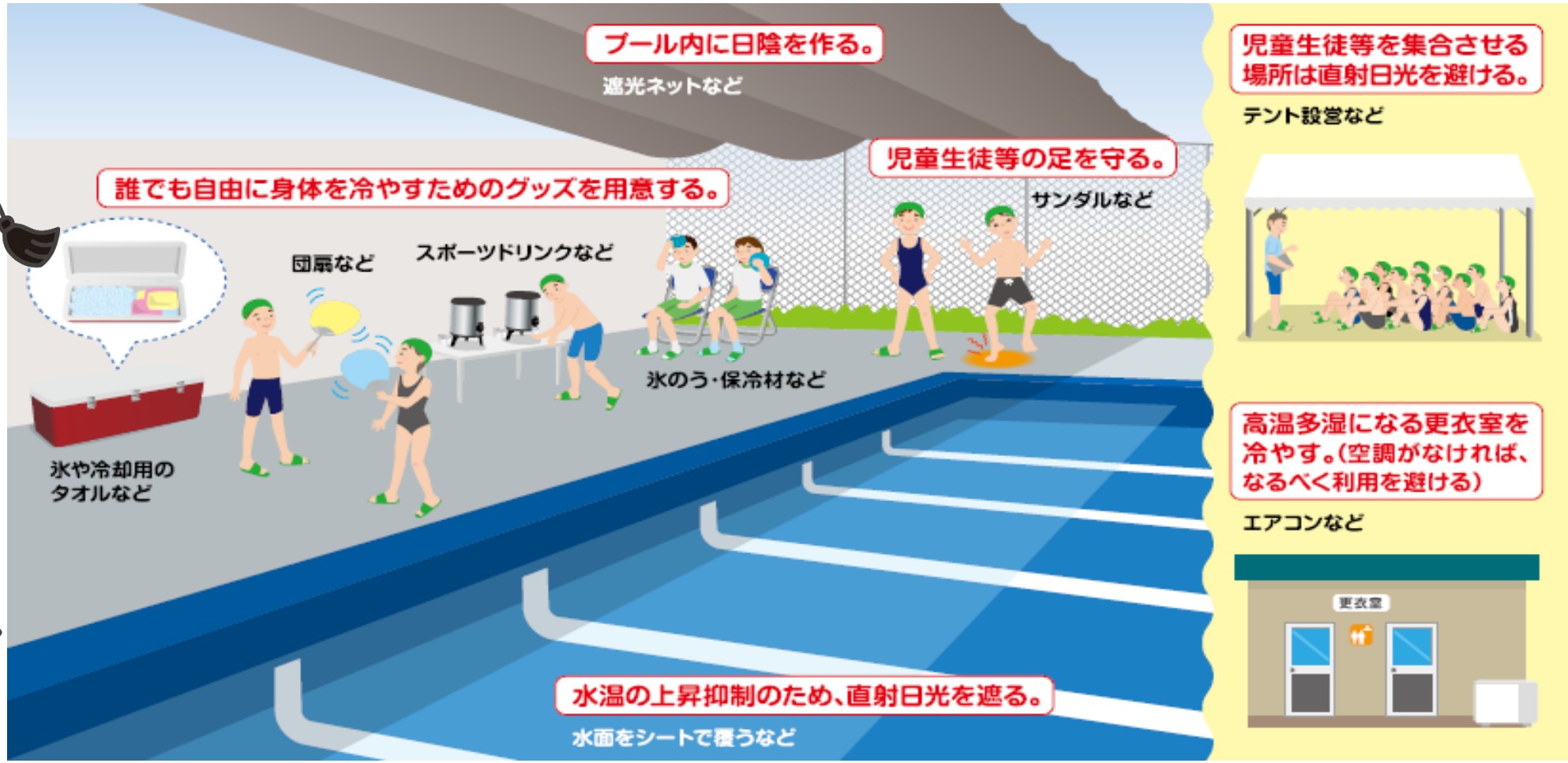
【参考】Ａ市記者会見配付資料（令和７年６月）

体育指導に関する環境整備

暑熱対策　プール

【出所】学校屋外プールにおける熱中症対策（平成31年３月）〔スポーツ庁〕





体育指導に関する環境整備

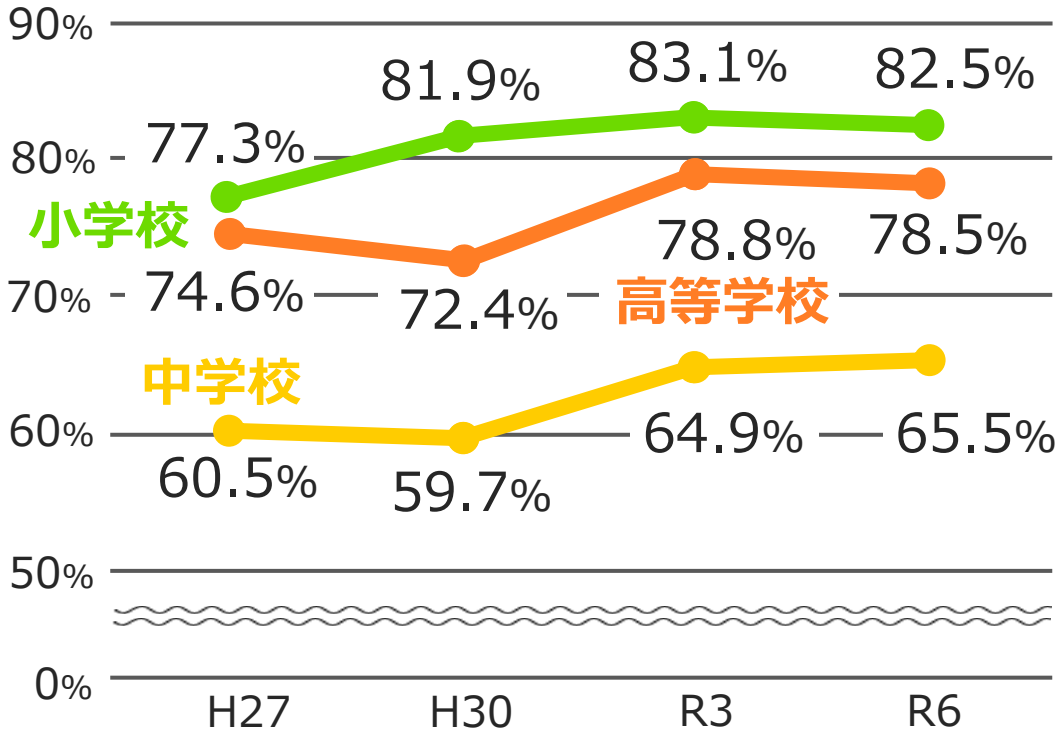
活動場所の確保　プールの設置

学校種別 プールの設置数

	H27	H30	R３	R６
小　学　校	15686	16105	15926	15458
中　学　校	5850	5689	6110	6094
高等学校	2712	2600	2803	2726

【参考】体育・スポーツ施設現状調査〔スポーツ庁〕

学校種別 プールの設置状況



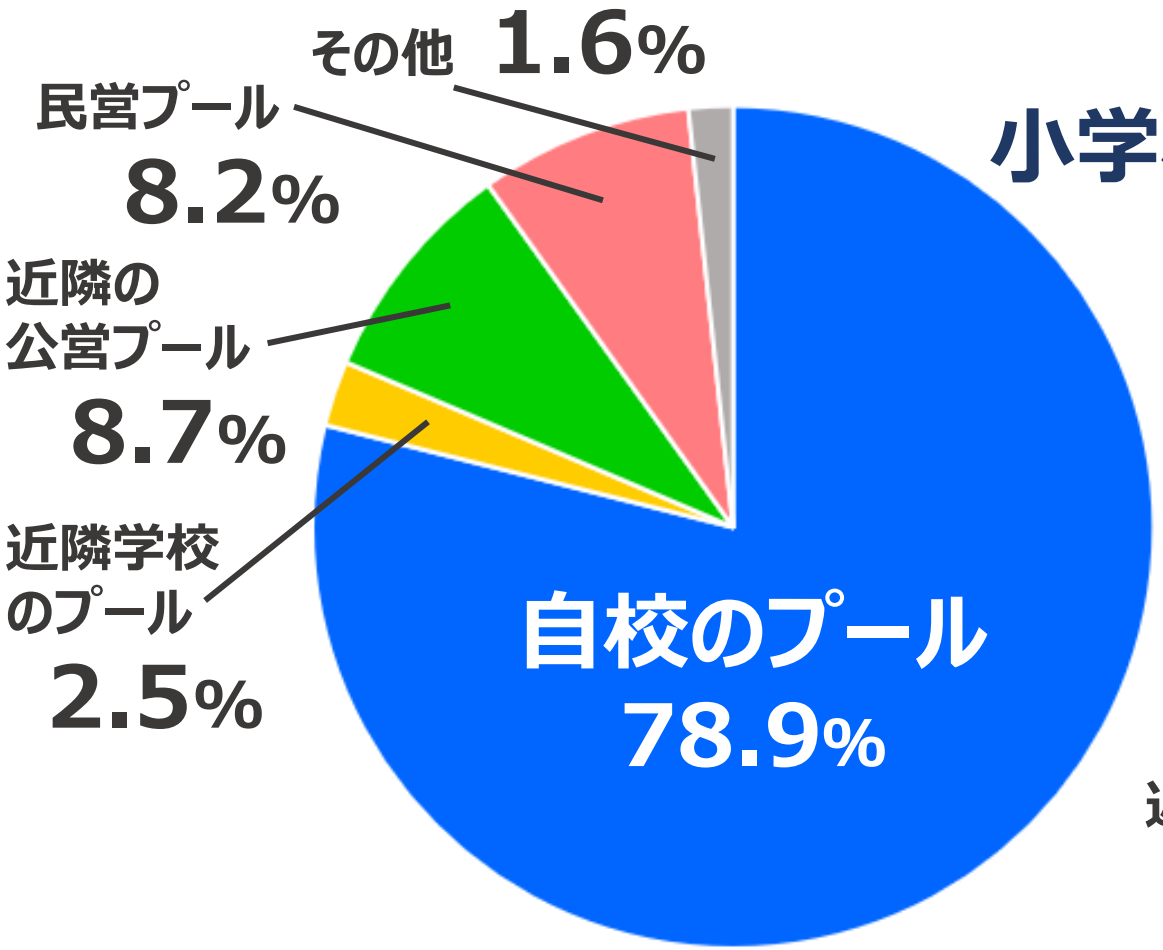
【参考】学校基本調査〔文部科学省〕

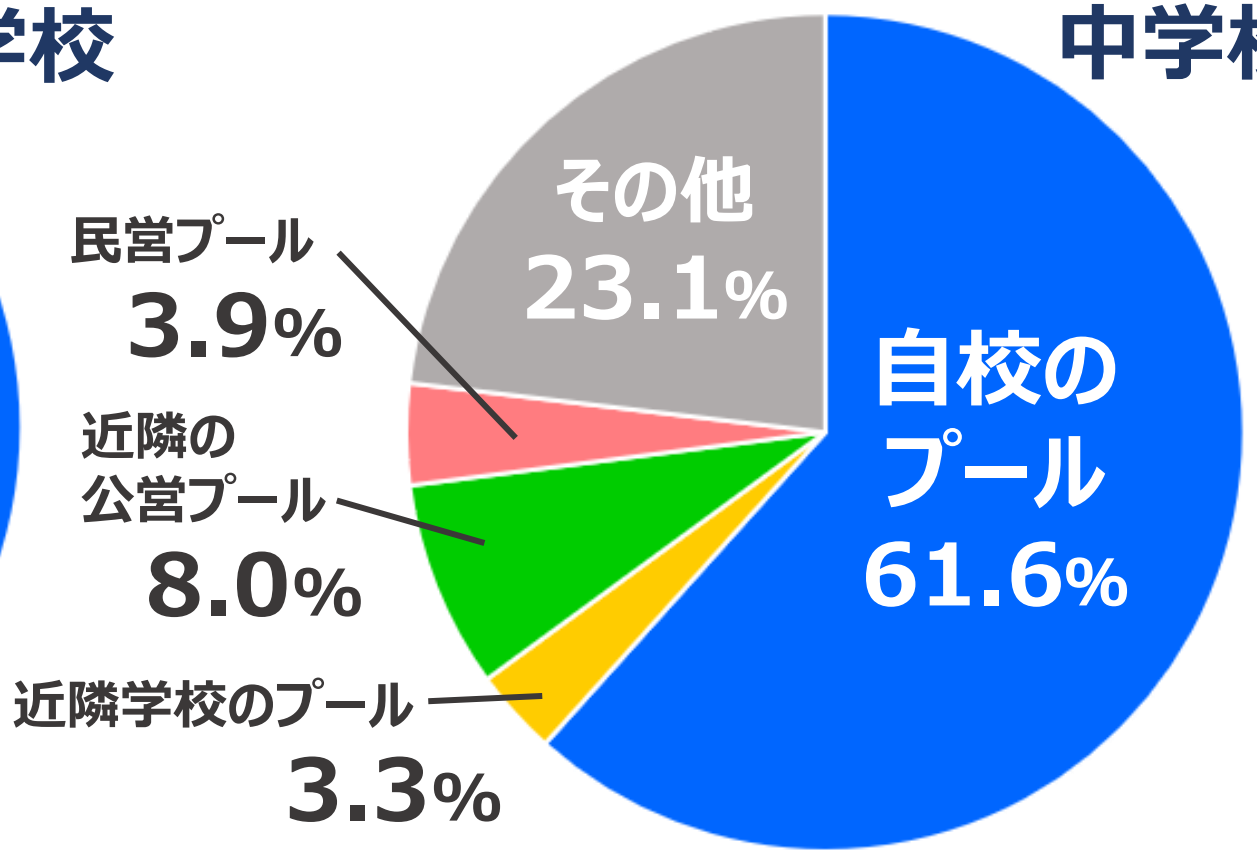
体育指導に関する環境整備

活動場所の確保

水泳の授業の実施場所

【参考】令和６年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査〔スポーツ庁〕





体育指導に関する環境整備

活動場所の確保　プールの確保

学校プールの
在り方等の課題

- 老朽化、維持管理コストの増加
- 職員の管理上・指導上の負担
- 計画的な授業実施の困難性、安全確保



【出所】持続可能な水泳授業の実施に向けた参考資料（令和８年２月）〔スポーツ庁〕

【参考】本県の取組

B市　学校プールの共同利用

・中学校のプールを学区内の小学校が期間を分けて共同利用

※本市は学校設置時から、全校の小学校にプールの設置がなく、以前からこの方法により小学校の水泳の指導を実施している。

C市　公営プールの活用

・全小学校が順番に市営プールを活用

※本市は全校の小学校にプールの設置があるが近年の酷暑に対する対応等の観点から、学校の屋外プールの使用をやめ、市営の屋内プールの活用を進めている。

D市　民営プールの活用

・一部の小学校が民営プールを活用

※本市は学校設置時から、全校の小学校にプールの設置がなく、近くの市営プールを活用していたが、その老朽化により活用できなくなった学校から民営プール活用を進めている。

水泳の授業の実情等

水泳の授業 指導の内容

H20年 H21年 告示

小学校			中学校		高等学校	
1・2年	3・4年	5・6年	1・2年	3年・入学年次	その次の年次以降	
水遊び	**浮く・泳ぐ運動**	**水泳**	**水泳**		**水泳**	
ア 水に慣れる遊び イ 浮く・もぐる遊び	ア 浮く運動 イ 泳ぐ運動	ア クロール イ 平泳ぎ	ア クロール イ 平泳ぎ ウ 背泳ぎ エ バタフライ	アまたはイを含み2つ選択	ア クロール イ 平泳ぎ ウ 背泳ぎ エ バタフライ オ 複数の泳法、リレー	アまたはイを含み2つ選択

【参考】小学校学習指導要領（平成20年告示）、中学校学習指導要領（平成20年告示）、高等学校学習指導要領（平成21年告示）〔文部科学省〕

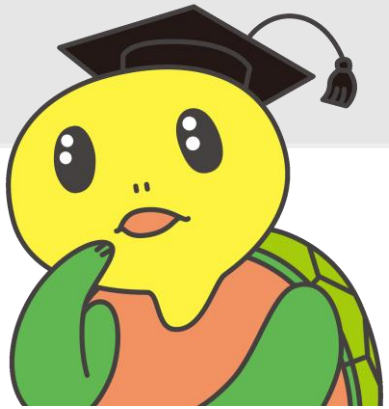
前回改訂

H29年 H30年 告示

小学校			中学校		高等学校	
1・2年	3・4年	5・6年	1・2年	3年・入学年次	その次の年次以降	
水遊び	**水泳運動**	**水泳運動**	**水泳**		**水泳**	
ア 水の中を移動する運動遊び イ もぐる・浮く運動遊び	ア 浮いて進む運動 イ もぐる・浮く運動	ア クロール イ 平泳ぎ ウ 安全確保につながる運動	ア クロール イ 平泳ぎ ウ 背泳ぎ エ バタフライ	アまたはイを含み2つ選択	ア クロール イ 平泳ぎ ウ 背泳ぎ エ バタフライ オ 複数の泳法、リレー	アまたはイを含み2つ選択

【参考】小学校学習指導要領（平成29年告示）、中学校学習指導要領（平成29年告示）、高等学校学習指導要領（平成30年告示）〔文部科学省〕

水泳の授業 小学校の授業



【参考】本県Ｅ市の取組

バディでの学びの充実により『泳ぐことが大好きな子ども』の育成を目指す水遊びの授業



【参考】他都道府県Ｆ市の取組

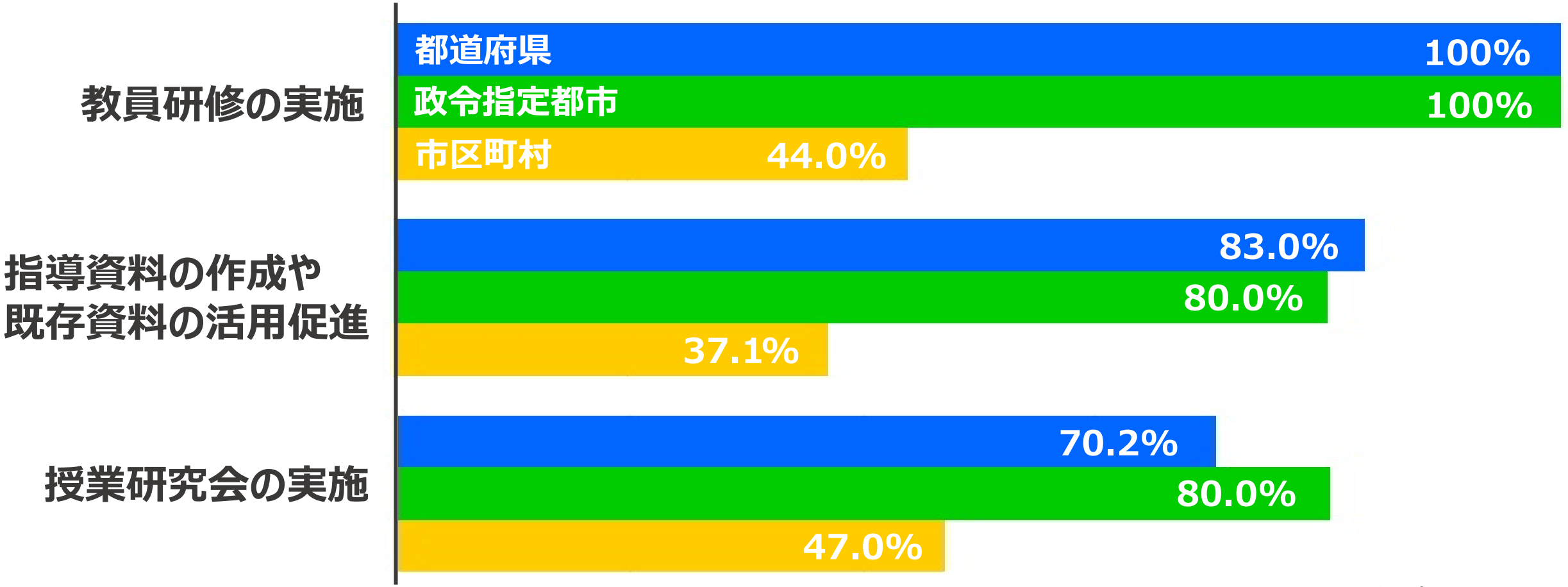
安定した呼吸の獲得を大切にした水泳運動の授業『楽らく水泳』（楽しくらくに身に付ける）



教師の指導力の向上

指導力向上

授業改善のための取組



【参考】令和６年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査〔スポーツ庁〕

研　修

体育・保健体育の研修

【参考】本県（当センター）の取組

○自己研鑽のための研修

・運動が苦手な児童生徒への指導　　・幼小の接続を踏まえた運動遊び
・体育における一人１台端末の活用　　・体育のインクルーシブな指導　　など

○カリキュラム・コンサルタント

学校からの依頼により、校内研修会等にセンターの指導主事等を派遣する。

○体育研究会とのコラボレーション研修

県内の学校体育の研究会とセンターが協働して研修を企画・実施する。

教師の指導力の向上

授業研究

体育・保健体育の授業研究

取り組んだ学校・教師　⇒　指導力の向上

研究成果の発信　⇒　各学校の授業改善の参考

【参考】本県（当センター）の取組

○長期研究員による研究

・学校からセンターに配属される研究員が、学校の課題をテーマに研究をする。

○学校や体育研究会、大学との連携による研究

・センターが学校の授業づくりを支援し、その過程で研究のためのデータを得る。
・県内の体育研究会が実施する研究を、センターの指導主事等が支援する。
・大学の研究との情報交換や、専門的知見からの助言により研究を深める。

体育科・保健体育科における持続可能な学習の在り方等について



令　和　8　年　3　月　2　7　日
体育・保健体育、健康、安全WG（第８回）
資　　料　　1　　－　　3

医療者が望む学校における保健教育

中央教育審議会　初等中等教育分科会教育課程部会

体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ

令和８年３月　日本医師会　渡辺弘司

学校保健

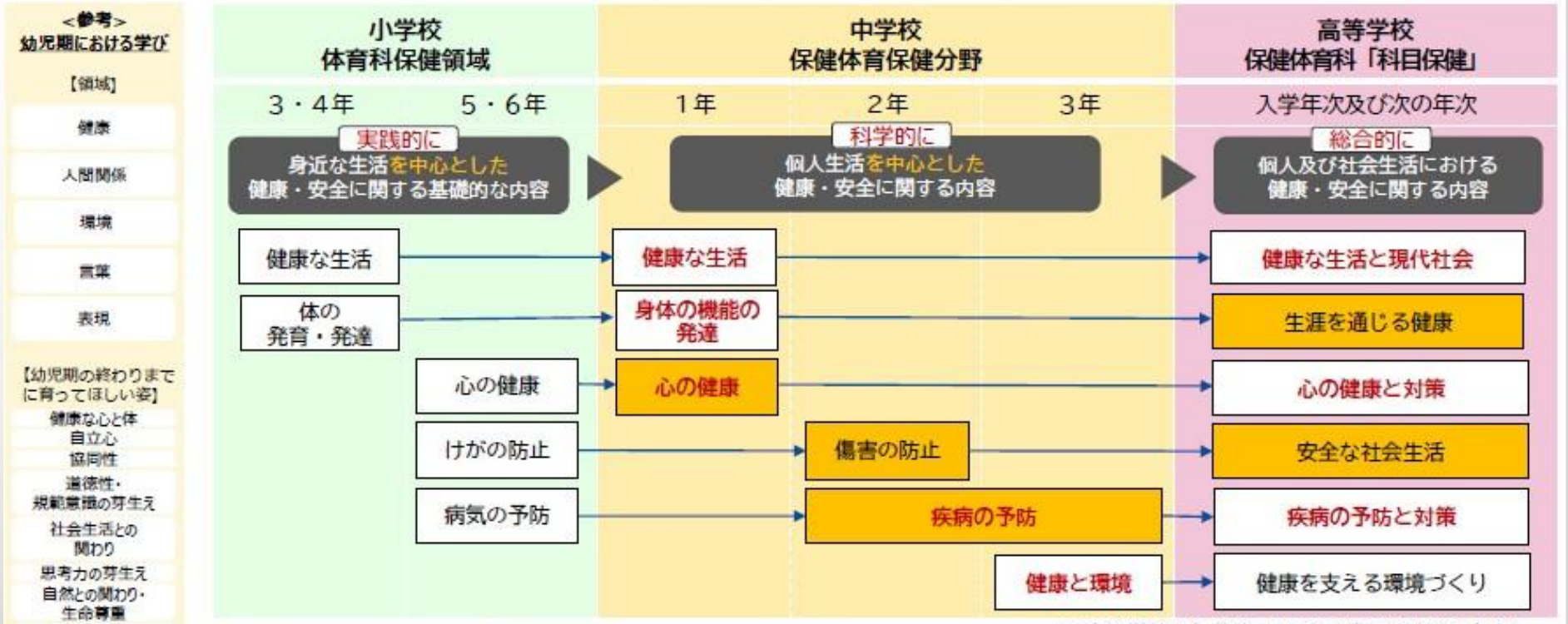


保健管理（心身の健康を守る）：健康診断、健康相談、保健指導、疾病の事後措置、学校環境衛生（教室の明るさ・空気など）、感染症対策



保健教育（健康を育む）：体育科・保健体育科や特別活動などを通じた、健康的な生活習慣、安全な行動能力の育成

保健の学習の系統性の改善イメージ（Ver.2）



※ 高等学校は各学校において取り扱う順序を設定する
※ 具体的な内容等は追って検討する

改善の方向性

○ 内容のまとまり相互の関係性の複雑さを解消

これまで、内容のまとまり相互の関係性が複雑になっていたり取り扱う内容が広範になり過ぎていたものを必要に応じて細分化する等し、各段階を見通した系統的な指導がしやすい整理に見直し。（Ver.1の考え方を踏襲）

○ 各段階における学びの順序性を整理

各段階において、健康の大切さ等に係る基礎的な資質・能力を身に付けながら、その基礎を元に少しずつ学習の範囲や深さを充実していくことができるよう、まず「健康な生活」について学び、続いて「身体や心」について理解を深めていくような整理に見直し。（前回WGで指摘のあった、中「心の健康」と中「傷害の防止」は現行と同様、それぞれ第１学年と第２学年に整理）

○ 各段階における学びのイメージに一層即した表現に改善

小学校段階では、身近な生活に照らしながら実践的に学ぶ中で健康・安全等に関する基礎を培うこと、中学校段階では、抽象的な思考なども可能になることを踏まえつつ自他の健康・安全等に関する内容をより科学的に捉え直すこと、高校段階では、社会との関わりや生涯を見通す視点を取り入れながら総合的に健康・安全等について理解を深めるといった学習イメージを端的に表現し、あわせて周知を図っていく。（表の最上段）

9

令和８年２月19日体育・保健体育、健康、安全WG（第7回）資料２より

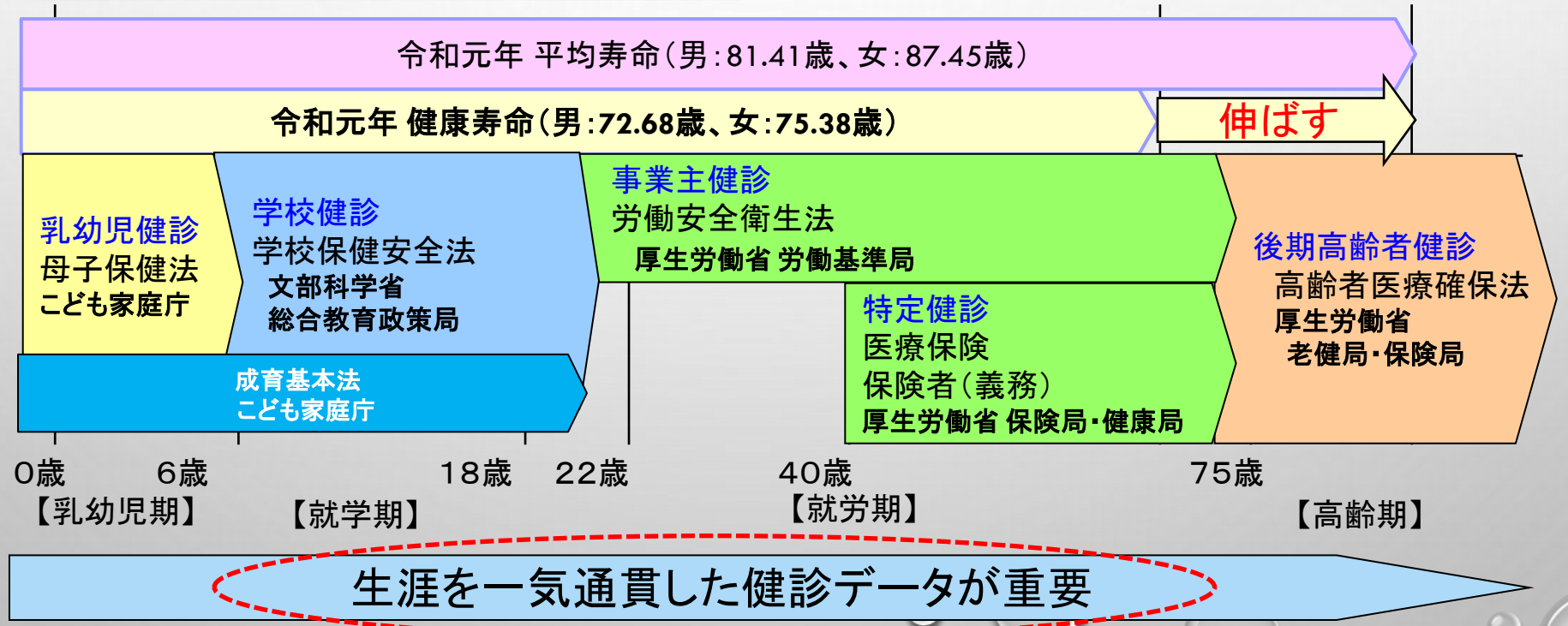
生涯保健事業の推進

生涯保健事業の推進による健康寿命の延伸（日本医師会）

日本医師会の考え方

乳幼児期から高齢期に至るまで、保健事業（健診）を展開しているが、そのデータは分断されている。国民の健康管理に適切に一生涯を通じたデータとして反映されるような仕組みを講じる必要がある。

わが国の主な健診制度の流れ



生きている教材の活用

自身の健康情報の活用

学校健康診断情報（身長・体重に基づく成長曲線）

健康観察情報（生活習慣、メンタルヘルス）

学校健康診断情報のPHRへの活用推進事業

令和7年度予算額　227百万円
（前年度予算額　261百万円）

文部科学省

趣旨・背景

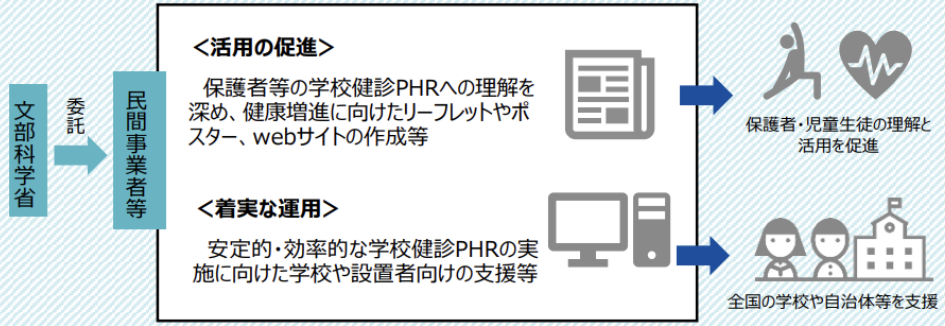
- ✓ 生涯にわたる個人の健康等情報（健康診断結果や服薬履歴等）を電子記録として本人や家族が正確に把握し、もって個人の日常生活習慣の改善等に役立てるため、**政府全体でPHR（Personal Health Record）を推進する方針**
- ✓ 学校健康診断（学校健診）についても、マイナポータルを通じて健診結果を本人や保護者が電子的に把握できる仕組みの構築が必要
- ✓ 「データヘルス改革に関する工程表」に則り、**令和6年度中に本格実施を開始し**、取組を着実に推進

事業内容

学校健康診断PHRの活用の促進・着実な運用

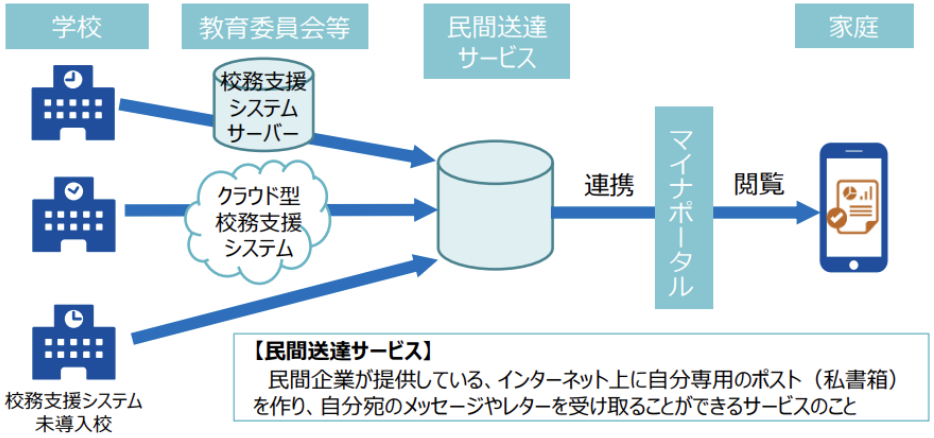
- ✓ 保護者や児童生徒が**学校健診PHRを理解し、健康の保持増進に役立てられるよう促進**するために、PHRの**趣旨や活用方法について周知するためのリーフレット、ポスター、webサイトの作成**等を行う
- ✓ 各学校における**学校健診PHRの安定的・効率的な実施**に向け、運用等に係る相談対応のための**ヘルプデスクの設置**や、校務支援システム改修等に係る**経費支援等**により、学校や設置者の取組を支援

＜事業スキーム＞



箇所数・単価	1団体　225百万円	委託先	民間事業者等	委託対象経費	人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、雑役務費　等	事業実施期間	令和３年度～

学校健診PHR実施イメージ



【民間送達サービス】
民間企業が提供している、インターネット上に自分専用のポスト（私書箱）を作り、自分宛のメッセージやレターを受け取ることができるサービスのこと

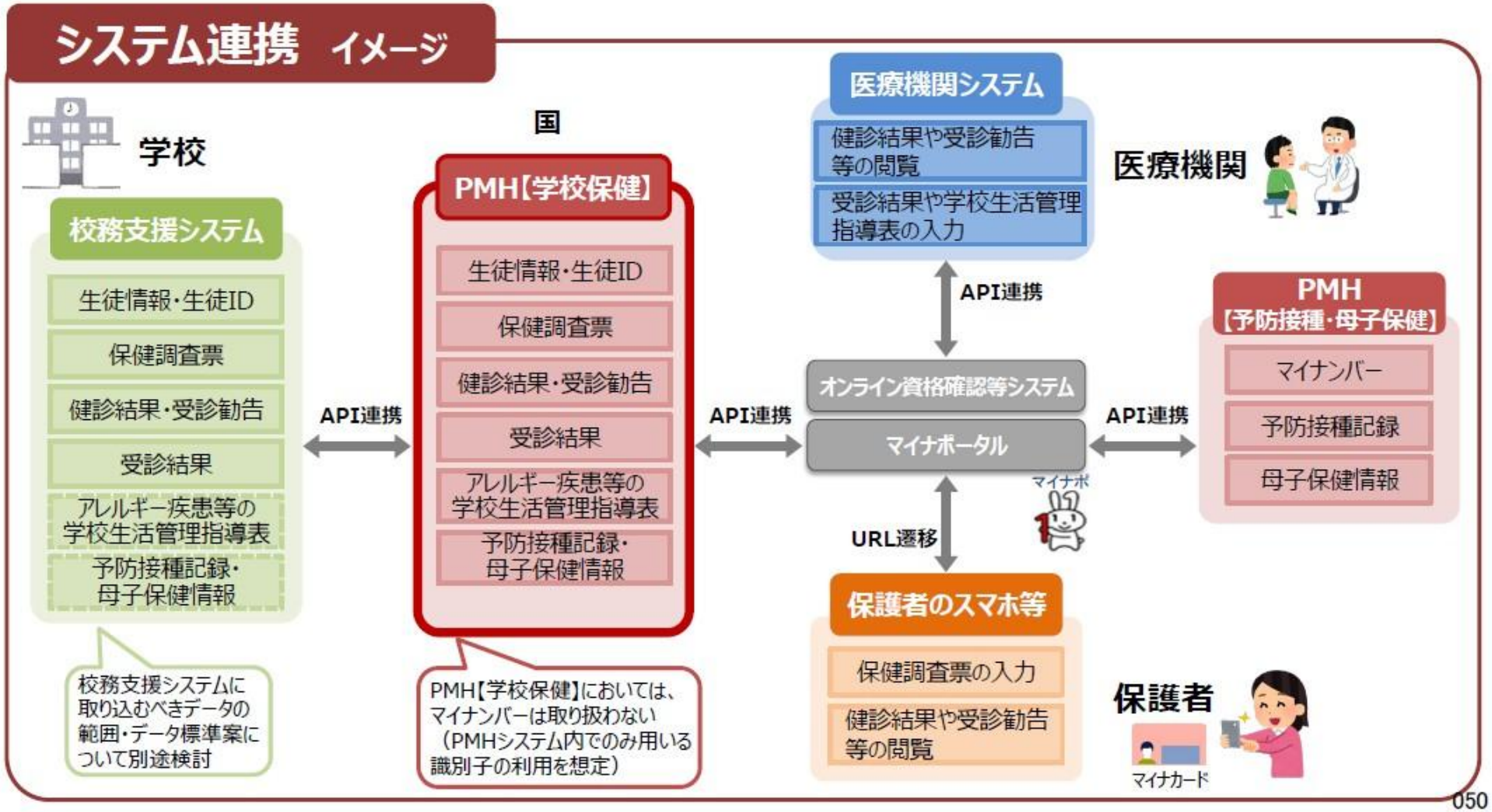
アウトプット	短期アウトカム	中期アウトカム	長期アウトカム
学校健診PHR導入を目指す学校向けの伴走型支援	効率的・効果的な学校健診PHRを導入できる環境を実現	希望する自治体・学校における学校健診PHR導入件数の増加	日常生活における個人の行動変容や健康増進

（担当：初等中等教育局健康教育・食育課）

学校保健のDXに向けたデータ連携基盤の構築イメージ

デジタル行財政改革会議

予防接種・母子保健等の分野において、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携基盤として整備が進められている**PMH（Public Medical Hub）を学校保健に拡張**し、校務支援システムや医療機関システム、マイナポータル等と連携することで、**各種手続のデジタル完結・ワンスオンリー**と**学校・地域医療機関の情報共有**を**併せて実現**する。



令和７年２月27日「新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型 TYPES 制度概要」
内閣府 地方創生推進室、内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局 デジタル行財政改革会議事務局より

- 他人の経験や情報と、個人が対応している状況が一致することは稀

  →最低限考える基礎知識は必要だが、興味がない情報は維持できない

・当事者でなければ、現実感や危機感がないため、学ぼうとするモチベーションが低くなる

  →夏に鳥インフルエンザのリスクを話しても理解しにくい！

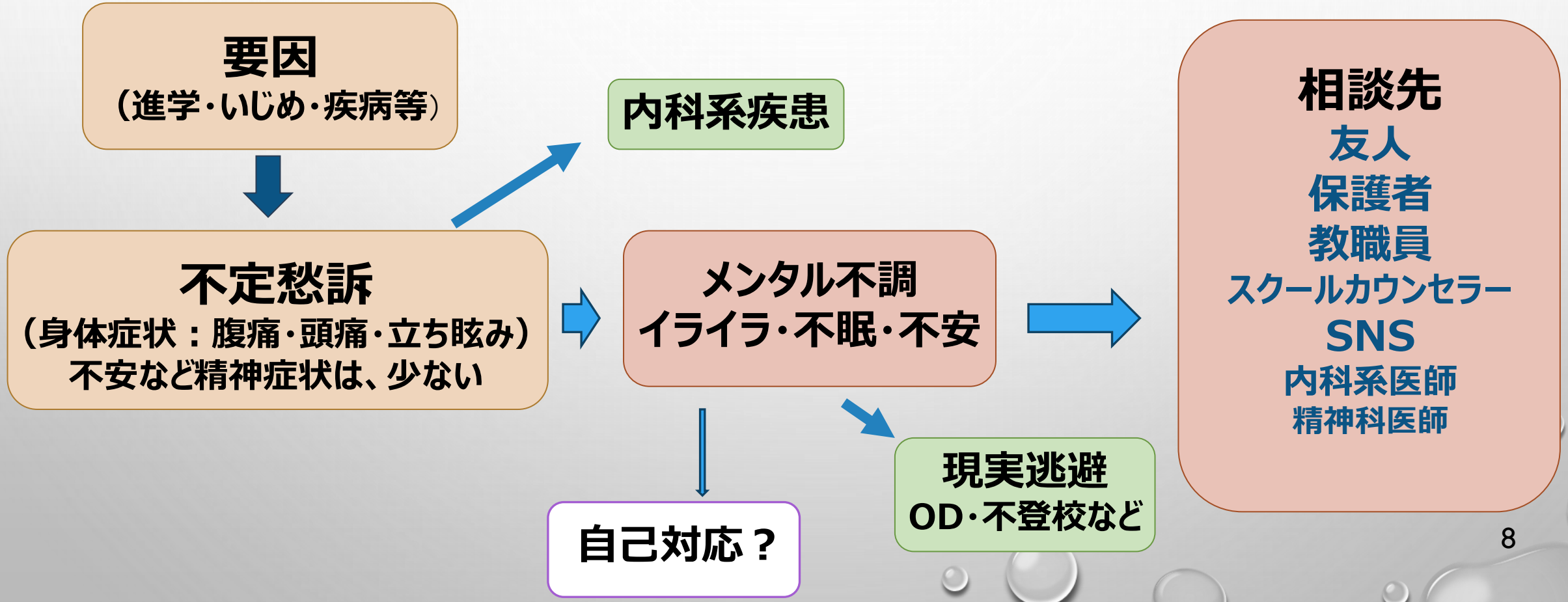


★考える基本となる知識
★それを応用して状況に応じて展開できる能力



両方を醸成することが重要

子どもがメンタル不調と思われる際は



子どものメンタル不調に対する課題

- 「不安」がなにか理解できない。どのくらい「不安」になれば相談してよいかわからない、「不安」になったらどこに相談してよいか分からない。
- 困ったら相談という窓口は少ない。
- 性に関すること、いじめ、不登校等事柄がたくさんあって、相談先（窓口）が分からない。相談先（窓口）に対する不安も。
- 当事者にならなければ現実的なものと考えない。子どもが「私には関係ない」と思うと学ぼうとする意欲がわかないし知識が続かず、そのような場になった際に役に立ちにくい。
- 保健は、カバーしなければならない範囲が広く（与えなければならない知識が多く）、応用できる能力の醸成が必要

では、何をすればよいか

- すでに心の健康相談は教科書で扱われているが、自分の心身の状態を把握し、必要に応じて適切な相談や支援を求めることの重要性について理解することが大切ではないか。
- 疾病等の医療の具体的な知識よりも、自分のメンタル状態を判断し、必要なとき相談する力を養うことが大切ではないか。

相談しやすい文化の醸成

学校医の職務（学校保健安全法施行規則第22条）

一　学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。

二　学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して必要な指導及び助言を行うこと。

三　法第八条の健康相談に従事すること。

四　法第九条の保健指導に従事すること。

五　法第十三条の健康診断に従事すること。

六　法第十四条の疾病の予防処置に従事すること。

七　法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。

八　校長の求めにより、救急処置に従事すること。

九　市町村の教育委員会または学校の設置者の求めにより、法第十一条の健康診断又は法第十五条第一項の健康診断に従事すること。

十　前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

学校医が学校保健に参画する



- 学校における学校保健計画等の立案への参画
- 学校保健委員会
- 外部講師等としての活動：専門医やかかりつけ医にない長所・・・専門医だと専門性の高い話が多く子どもが分かりにくいことが懸念される。かかりつけ医は学校の状況を理解されている方が少ない可能性がある。学校医は子どもに話す機会が多く、携わる分野を中心とした専門的知見に基づきながら、学校や子供たちの状況を踏まえ、学校保健に関して最適な対応ができる存在。

日本医師会が考える学校保健におけるチームとしての学校：学校医がなすべきこと

- 学校運営協議会との連携
- 学校保健分野における“チームとしての学校”
- 養護教諭、栄養教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールナースとの連携
- 民生委員・児童委員との連携
- 行政（特に福祉）との連携

学校医が学校保健のHub的存在

まとめ

教育基本法第一条
教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

- 健康に関する学習は、知識だけではなく、周囲の助言、支援を受け、自らが解決策を見つけられるような応用力、展開力を身に付ける学習である。
- 特に、「何かあってから」ではなく予防の観点を重視する必要がある。
- 学校においては、時機を逸することなく、年齢に応じた適切な段階で、現実に役立つ実践力につながる資質・能力を身に付けられるようにするべきである。
- 学校医は学校保健のHUB的な存在として学校に関わり、心身の健康に関する学習に貢献していきたい。

令　和　8　年　3　月　2　7　日
体育・保健体育、健康、安全WG（第８回）
資　　料　　1　　－　　4

2026年3月27日　第8回体育・保健体育、健康、安全WG

保健で育成するヘルスリテラシー

東京学芸大学特任教授　渡邉正樹

高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説

（4）健康を支える環境づくり

（オ）健康に関する環境づくりと社会参加

自他の健康を保持増進するには，ヘルスプロモーションの考え方に基づいた，健康に関する環境づくりが重要であることについて理解できるようにする。

また，一人一人が健康に関心をもち，健康を支える適切な環境づくりに積極的に参加していくことが必要であり，そのことが自分を含めた世界の人々の健康の保持増進につながることについて理解できるようにする。その際，それらを実現するには，健康に関する適切な情報を選択・収集して，正しく分析・評価し，活用・発信することが有効であることについて触れるようにする。

← 現行の教科書では「ヘルスリテラシー」が取り上げられている。

ヘルスリテラシーとは，

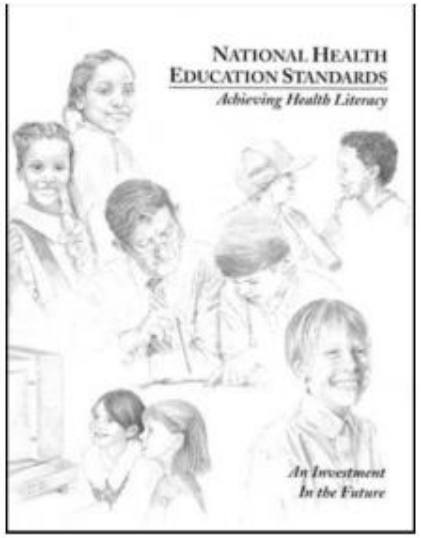
The Joint Committee on Health Education　Terminology (1990)による定義

「基本的な健康情報や健康サービスを知り，それを解釈・理解することのできる能力であり，また健康状態を高めるようにそのような情報やサービスを活用できる能力」

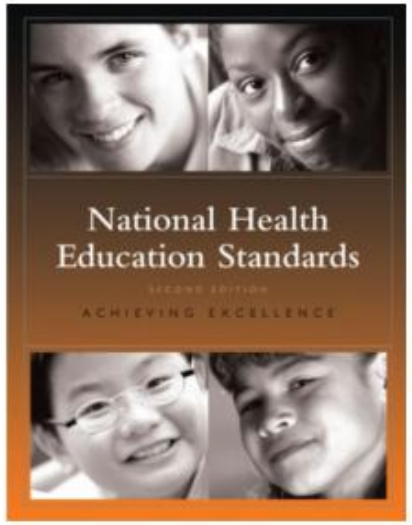
WHOのHealth Promotion Glossary（1998）による定義

「健康を保持増進するように，情報を得て，理解し，利用するための動機づけと能力を決定する認知的・社会的スキル」

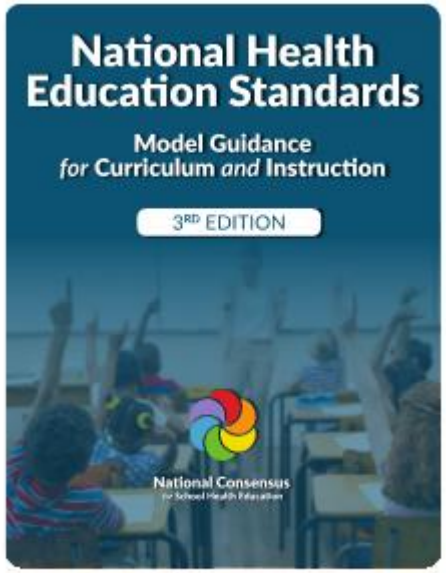
National Health Education Standards



1995



2007



2022

なおSHAPE America (Society of Health and Physical Educators America)も2024年にNHESを公表している。

ＮＨＥＳ第3版の8つの基準

1. 児童生徒は，健康を高めるための機能的健康知識を理解する.

2. 児童生徒は，家族，仲間，文化，ソーシャルメディア，科学技術，その他の要因が保健行動に与える影響を分析する。

3. 児童生徒は，健康を高めるために有効かつ信頼性の高い情報，製品，サービスを利用して，ヘルスリテラシーを示す。

4. 児童生徒は，健康を高めるために効果的な対人コミュニケーションスキルを示す。

5. 児童生徒は，健康を高めるために効果的な意思決定スキルを示す。

6. 児童生徒は，健康を高めるために効果的な目標設定スキルを示す。

7. 児童生徒は，観察可能な健康と安全な行動の実践を示す。

8. 児童生徒は，個人，家族，仲間，学校，地域の健康を支える行動を提唱する。

National Consensus for School Health Education: National Health Education Standards Model Guidance for Curriculum and Instruction 3rd Edition, 2022.

基準3　8年生終了時までの達成目標（抜粋）

3.8.1　画像，テキスト，ジェスチャー，言語的表現で示された健康情報を解読することで，機能的ヘルスリテラシーを示す。

3.8.2　情報に基づく健康上の決定を行うために，健康関連製品や技術について会話を交わす。

3.8.3　情報に基づく健康上の決定を行うために，数値や図表表現を解釈する。

3.8.4　確立された基準を用いて，印刷物や電子媒体（例：ニュース記事，雑誌，視覚的サイン，ソーシャルメディア，ポッドキャスト，ウェブサイト）における健康情報の妥当性を分析する。

3.8.5　健康関連メッセージの信用性を確定するために，印刷物や電子媒体の健康関連メッセージを分析する。

3.8.6　異なる人々，視点，実践を示す印刷媒体やソーシャルメディアについて話し合うことで，相互作用的ヘルスリテラシーを用いる。

過去のＮＨＥＳでは基準の中にヘルスリテラシーを記載することがなかったが，ＮＨＥＳ第3版では初めて基準の中にヘルスリテラシーが示された。具体的には基準3「児童生徒は，健康を高めるために有効かつ信頼性の高い情報，製品，サービスを利用して，ヘルスリテラシーを示す」が該当する。（中略）この基準3では，読み書き会話などの機能的ヘルスリテラシー（functional health literacy）と，対人コミュニケーションや音声・印刷物・電子媒体にアクセスし活用する能力を含む相互作用的ヘルスリテラシー（Interactive health literacy）の2つに焦点を当てている。（中略）基準3では批判的ヘルスリテラシー（critical health literacy）が取り上げられていないが，ＮＨＥＳで批判的ヘルスリテラシーが除かれているわけではない。基準2の解説では「健康行動に影響する要因を検討する」こと，基準5の解説では「正確で信頼できる情報を活用する」ことが述べられており，批判的ヘルスリテラシーとのつながりがうかがえる。

渡邉正樹：アメリカ合衆国におけるNational Health Education Standards第3版の特徴，中央大学教育学論集，68，121-140，2026.

ヘルスリテラシーを育成する保健授業の実践

	◇学習内容・学習活動
導入	・テレビ健康番組ねつ造問題を例に，健康情報の表と裏の部分について考える **(表の部分)** 目にする健康情報は，必要な情報の１部である。 **(裏の部分)** 健康情報には，表に出さない（わざと見せない）裏の部分がある。 営利目的・視聴率・研究の成果を出したい 反対の情報（効果がないなど）を隠したい 副作用や害を隠したい
展開	**１．健康情報の見えない部分を推測しよう。** ◇健康情報の発信者，目的，テクニックから情報の信憑性を判断すること ・○○ダイエットの広告を見て，見えない部分を推測する。 情報の発信者はどのような人か 情報の目的は何か 広告には，どのようなテクニックが使用されているか。 **２．健康情報評価カードで健康情報を評価しよう。** ◇健康情報を評価するために，「誰が」「どのような目的で」「何を根拠に」を調べること。 ・google を使用し「身長 伸ばす」で検索したサイトの中から怪しいと思うサイトと信頼できそうなサイトをひとつずつ選んで評価してみる。 ・健康情報評価カードを使用し，次の項目について評価を行う。 ３大ポイント ①誰が ②どのような目的で ③何を根拠に。プラスして調べる事 ④副作用や害について ⑤広告の表現方法
整理	・自分の調べたサイトの評価を発表する。 ・健康情報を評価するポイントについて確認する。

健康情報評価カード　　年　月　日

年　組　番・氏名

・当てはまる内容の評価得点に○をつけましょう。
・評価項目１．～５．の合計点を出して、評価（A・B・C）をつけましょう。

情報源の名称		
情報の種類　○をつけましょう 書籍　・　雑誌　・　インターネット　・　テレビ番組　・　広告 その他（　　）		
情報制作者名（団体名）　　わからない場合は未記入 インターネットのアドレス		
情報を評価する項目（どれにも当てはまらない場合は０点とする）		評価得点
１．情報提供者の所属		
「誰が」	営利目的のない専門家や団体（医者・研究所・省庁・学会など）	２点
	営利目的もある健康関係の団体（医薬品会社・テレビ番組・雑誌広告）	１点
	所属不明または営利目的の強い団体や個人	０点
２．情報提供の目的		
「どのような目的で」	研究の発表	２点
	情報の提供	１点
	営利目的が強い	０点
３．科学的根拠		
「何を根拠に」	学会や論文で発表された内容を説明	２点
	専門家としてわかっている知識を説明	１点
	出典先（引用先）の示されたデータを使用	１点
	体験者の声やお礼の手紙	０点
	事前事後の比較写真や感想	０点
４．副作用や害について		
	副作用や害についても記述している	２点
	副作用や害がないという証拠を示している	１点
	副作用や害について一切ふれていない	０点
５．広告の表現方法		
	結果やわかった事を通常の表現で説明	１点
	誇大表現を使用（即効性・奇跡の・驚きの話題の・絶対・万能など）	０点
評価　６点以上　A　信頼できる　４点以上　B　少し信頼できる　３点以下　C　疑うべき	合計点 評価	点 A・B・C

授業名を「健康情報の正しい選択方法」とし，50分授業を計画した。健康情報リテラシーを育て るための学習内容は主に次の２点である。１点目 は，健康情報の発信者，目的，テ クニックから情 報の信憑性を判断すること。２点目は，健康情報 を評価するために，「誰が」「どのような目的で」「何を根拠に」を調べることである。そして，その２点で学習したスキルを活用するために，「健康情報評価カード」を用い，実際のインターネット上にあるサイトを評価する演習を行った。

山本浩二，渡邉正樹：健康情報リテラシーを育てる中学校保健授業の研究 ― 健康情報評価カードの開発と授業効果の分析 ― ，日本教科教育学会誌，37（2），29-38，2014

健康情報の批判的思考尺度

項　　目
項目１：あなたは健康情報を入手するときに本当にそうなのかまず疑問をもちますか
項目２：あなたは健康情報を入手するときに情報の発信源が誰なのか調べますか
項目３：あなたは健康情報を入手するときに情報の目的について考えますか
項目４：あなたは健康情報を入手するときに科学的根拠について調べようとしますか
項目５：あなたは健康情報を入手するときに情報の裏の部分について考えますか
項目６：あなたは健康情報を入手するときに疑問点が見つかればさらに調べますか
項目７：あなたは健康情報を入手するときに他の情報も参考にしますか。

回答は，「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の４段階評定とした。

情報源の数と健康情報の批判的尺度得点

情報源の数	n	平均値	標準偏差
２以下の群	60	13.7	4.6
３以上の群	93	16.1	4.7
t 検定		**	

**p<0.01

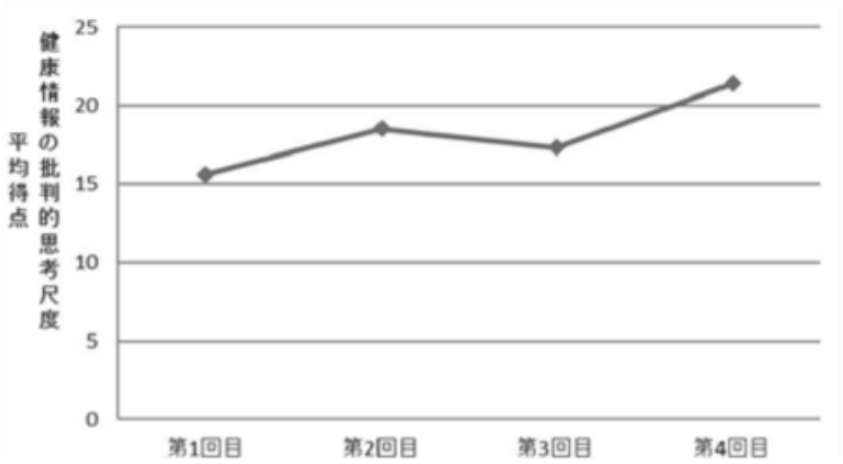
健康情報の批判的思考尺度得点 授業前後の比較

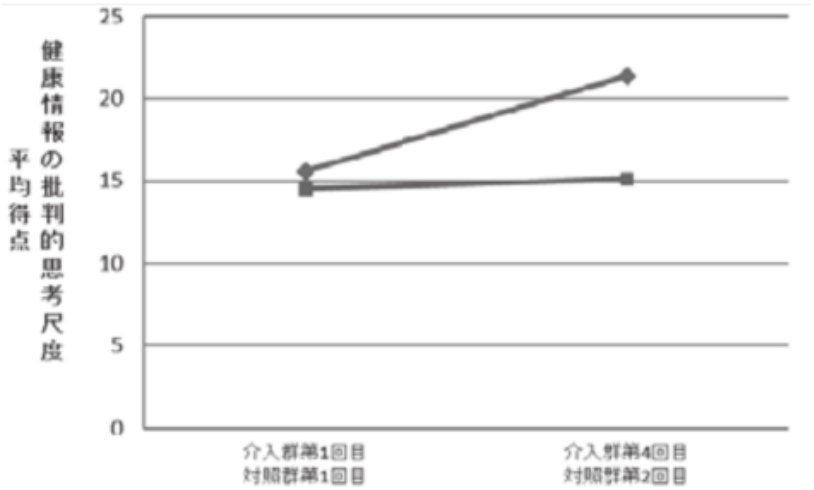
		平均値	n	標準偏差	t 検定
対照群	授業前	15.3	74	4.8	ns
	授業後	15.8	74	4.2	
介入群	授業前	15.2	78	4.8	**
	授業後	18.6	78	4.9	

**p<0.01

	◇学習内容　・学習活動
導入	・ゼロカロリー飲料の成分表示と，ゼロ食品に関する新聞の記事を見て，ゼロのテクニックを知る。 ・１年の「健康情報の正しい選択方法」で学習した，情報を評価するポイントについて健康情報評価カードを見て，評価する５項目について確認する。 ①「誰が」，②「どのような目的で」，③「何を根拠に」，④「副作用や害」，⑤「表現方法」
展開	１．フードファディズムとは何か ◇フードファディズムについて理解すること。 ・バナナダイエット・納豆・大豆イソフラボン・ポリフェノール・カテキン等のフードファディズムの例を知る。 ２．健康情報評価カードで食情報を評価しよう。 ◇健康情報の発信者，目的，根拠等から情報の信憑性を判断すること。 「コラーゲン　食品」で検索したサイトから複数のサイトを選び，健康情報評価カードで評価してみる。A信頼できる　B少し信頼できる　C疑うべき 評価点の低かったサイトと高かったサイトについて，発表する。 ３．国立健康･栄養研究所サイトを活用しよう。 上記サイトの素材情報データベースで，食品成分を検索する方法を練習する。 「コラーゲン」を検索し，その効果について上で調べたサイトと比較する。
整理	１．健康情報評価基準の振り返り 健康情報を５項目で評価しよう。 ２．信頼できるサイトを探して活用しよう。 ３．食生活に関する意識のまとめ ・特定の食品に偏らず，多くの食品を摂取しよう。 ・健康に良いといわれる食品も適度な量で ・食生活も QOL を大切に

健康情報リテラシーを育てる中学校保健授業の縦断的研究

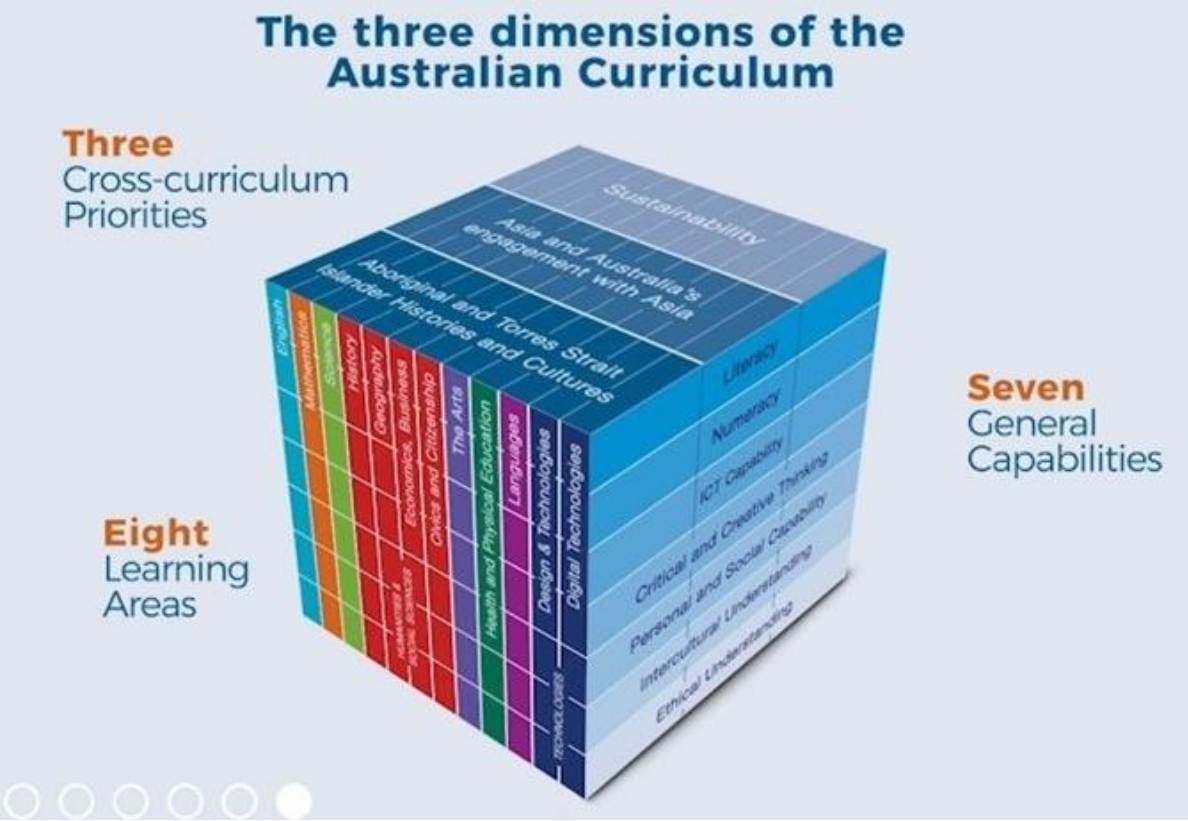




第１学年時に１回だけの実施では，約１年後に学習効果の低下が見られたが，フォローアップとして第２回目の授業を実施することにより，学習効果が高まることが認められた。また，学習教材として開発した「健康情報評価カード」が食情報という具体的な題材を扱った授業においても使用できることが認められた。

山本浩二，渡邉正樹：健康情報リテラシーを育てる中学校保健授業の効果に関する縦断的研究― 健康情報の批判的思考尺度得点の推移分析 ―，日本教科教育学会誌，40（1），27-34，2017.

ナショナル・カリキュラムの汎用的能力にニューメラシーを位置付けている例（Australian Curriculum）



Australian Curriculumでは，①ニューメラシーは，汎用的能力（General Capabilities）として位置づけられていた，②ニューメラシーは，教科横断的にカリキュラム全体で育成されるべき能力として示されていた，③保健体育科は，ニューメラシーと関連の高い学習領域の一つに取り上げられており，ニューメラシーはYear8とYear10で扱われていた。

三好知美，渡邉正樹：Australian Curriculumにおける保健に関するニューメラシー教育の概要，日本公衆衛生雑誌，70(12)，828-835，2023.

健康に関する数値を正しく読み取れるか？

ワクチンの有効性90%



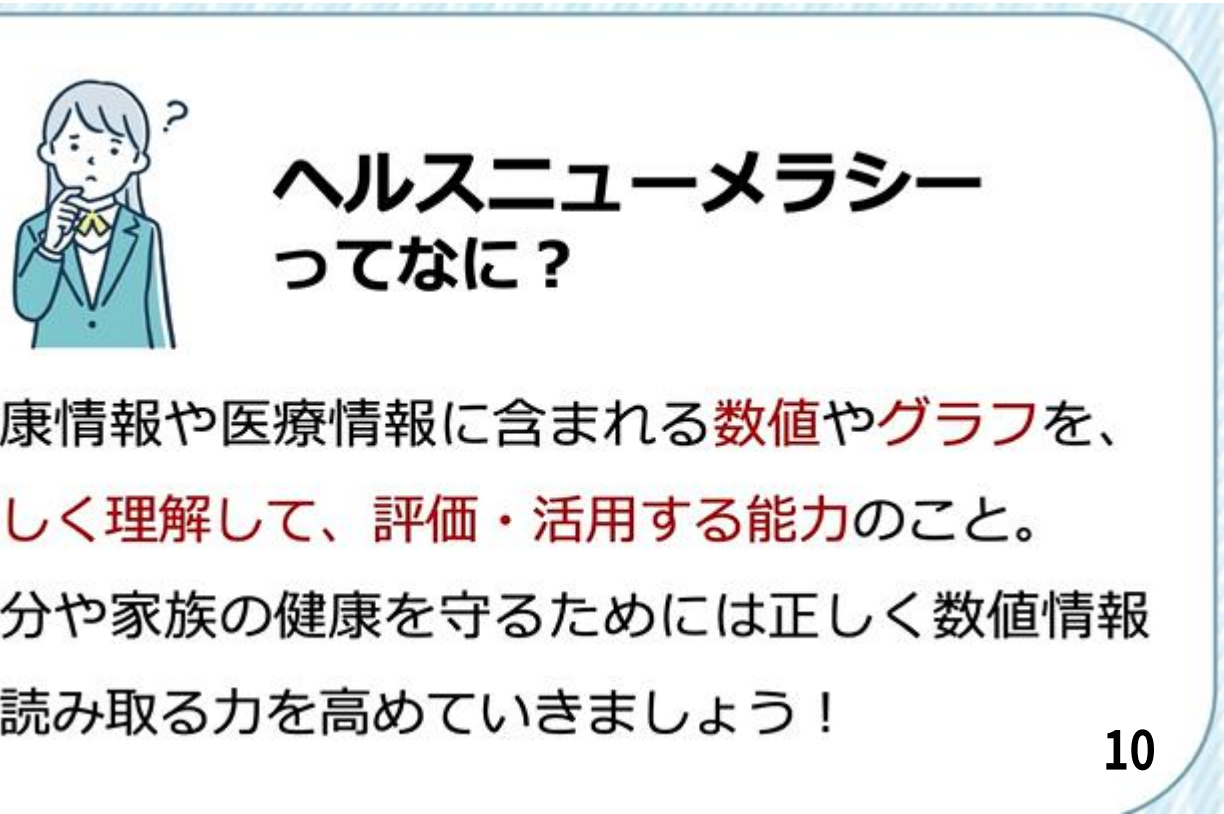
100人ワクチンを打ったら
90人に効いたってことかな？

「ワクチンの有効性90%」ってどういう意味？



高校の保健授業にニューメラシー育成を導入した教材

企画・教材開発（2026）
日本大学医学部社会医学系
公衆衛生学分野



病気の確率

梅毒の感染者10年で、男性10倍・女性23倍



男性は女性より増加が少ない。

女性のほうが感染者が多いのかな？

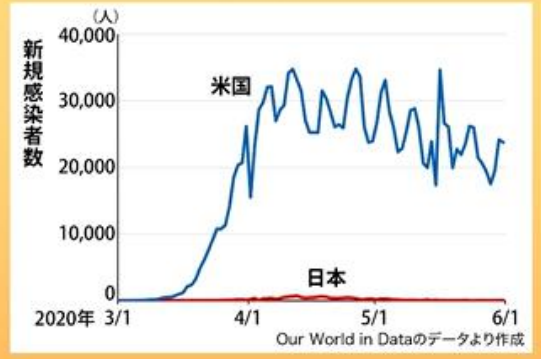


女性のほうが梅毒の感染者の数が多いと言えますか？
その理由は？

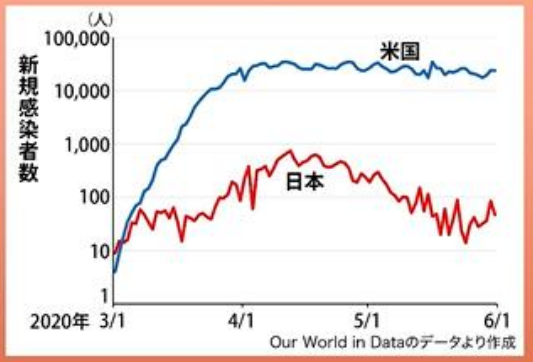
このグラフの違いはなんだろう？

どちらも日本と米国の新型コロナウイルスの新規感染者数の推移を表したもので、使っている元のデータはまったく同じです。

Aグラフ



Bグラフ



実数の変化をみてみよう



2013年と2023年を比較すると，男性は約10倍，女性は約23倍になっています。

倍率だけみると女性の方が高いですが，報告者の実数を見ると，男性の報告者数のほうが高いことがわかります。



出典：政府広報オンライン

栄養価が高いのはどっち？



栄養価が高くみえる



「0.1g」ではなく、「100mg」と表記

同じ情報であっても数値の表現の仕方（フレーム）が違うと、受ける印象が変わり、意思決定に影響を与えます。これをフレーミング効果といいます。

まとめに代えて（これまでの議論から）

- 今対応が求めている課題をどのように学習に位置づけていくか。

  （例えば「生命（いのち）の安全教育」は、既に教材やそれを用いた実践がある。教材の内容と学習指導要領との関連性を分かりやすく示し、更なる活用が図られるようにすることも考えられる。）

- 保健と体育の関連については，さらなる可能性があるのではないか。たとえば現行の高校を例にすると体育の「実生活に生かす運動の計画」と保健の「健康に関する環境づくりと社会参加」はつなげることができる可能性があるのではないか。また保健と体育理論との関連もさらに検討できるのではないか。

令　和　8　年　3　月　2　7　日
体育・保健体育、健康、安全WG（第８回）
資　　料　　2

体育・保健体育における
指導に関する環境整備等について

本日の議論について

１．指導に関する環境整備等について

- 活動場所等に関すること
- 指導体制等に関すること
- 水泳授業の在り方等について

２．高等学校専門学科「体育」の改善について

１．指導に関する環境整備等について

指導に関する環境整備等について

現状認識・課題等

＜活動場所等に関すること＞

● 運動の際の暑さへの対応

昨今の気温や湿度の高い夏の状況を踏まえ、WBGT（暑さ指数）に基づく運動実施の判断が行われたり、体育館等の空調活用やこまめな水分補給・健康観察等によって、安全面に留意しながら子供たちの運動機会を最大限確保する取組が進んできている一方で、体育館等の空調の整備状況やその他の対策の実施状況等には差もみられ、暑い時期に運動を行う授業の実施には課題も指摘されている。

● 学校プールや水泳授業の在り方

学校の水泳授業について、プールの老朽化や屋外プールの暑さへの対応等により、持続的かつ計画的な授業実施への困難さの指摘がある。また、昨今、民間事業者等との連携も広く行われるようになってきた状況も踏まえつつ、改めてその在り方も含めて検討が必要との指摘もある。

● その他の施設・設備等に関する論点

＜指導体制等に関すること＞

● 教師の指導力の向上に関すること

学習指導要領の趣旨を理解するとともに、教師が授業改善に関して学ぶことのできる機会や資料の改善・充実が必要。その際、他の学校種を含む自校以外の取組について幅広く学ぶことができるようにすることについても充実が期待される。

● 指導体制の整備に関すること

学校医や外部の専門家、外部機関、地域の人材等が様々な教育活動に参画することで、指導の一層の充実を図ることが期待される。ただし、外部人材等との連携に当たっては、当該人材等が専門的知見等を踏まえつつ、学校や子供の状況等に応じた対応ができることについて留意が必要であり、そうした対応に際しては、できるだけ学校現場の負担を軽減することのできる方策が必要。

● その他の指導体制等に関する論点

検討の方向性案

● 安全面には十分に配慮しつつ、以下のような方策を組み合わせることにより、子供たちの学習機会の確保にバランスよく努めることが必要ではないか。

- 暑熱順化（※）を取り入れることも含めた実効的かつ現実的な安全管理
- 指導計画（実施内容・場所・時期）の工夫
- 体育館等における計画的な空調整備

（※）1～2週間程度をかけて体が暑さに慣れた状態を作ること

● 水泳授業の在り方等について、以下のような点について検討を深めてはどうか。

- 学習の在り方や指導の体系等
- 暑熱対策や施設・指導体制整備等
- 安全確保につながる運動や心得の指導
- 多様性の包摂の観点、指導の改善・充実及び実現可能性の観点

→補足説明資料あり

● 「運動遊び」をはじめとして「環境づくり」を生かした授業を行うためには、意図的・計画的に条件整備を進めることが必要ではないか。

● 指導の充実の観点から、国において、各教育委員会等と連携しつつ、授業改善に資するモデル開発や研修機会等の充実・推進を図るとともに、デジタル技術も活用した分かりやすく使いやすい指導参考資料等の提供が必要ではないか。また、その際、以下のような点について留意が必要ではないか。

- 全ての子供たちの「好き」を丁寧に育む幼児教育段階等の連携を踏まえた「運動遊び」等に関する実践・資料等
- 小中高の滑らかな接続を意識した指導や、「体育理論（改訂後の名称は別途検討）」等、これまで教材研究や指導参考資料等が必ずしも豊富ではなかった領域等に関する実践・資料等
- 多様性の包摂やデジタル学習基盤等の活用の観点から現場の指導の支えとなる実践・資料等

● 学校現場が活用しやすい多様な人材等の参画を支えるネットワークの構築や、外部人材等の効果的かつ適切な参画に関するノウハウ等の整理が必要ではないか。また、小学校専科指導体制の充実も考えられるのではないか。

● 実現可能性の観点を踏まえ、必要な範囲で内容の精選も行いながら、体育・保健・他教科等との関連や学習の深まりがイメージしやすい学習指導要領の示し方や、参考資料の作成等が必要ではないか。

指導に関する環境整備等について
（水泳授業の在り方等について）

補足説明資料

＜昨今顕在化している主な課題と各地における対応等の例＞

- 学校プールの老朽化やそれに伴う維持管理コストの増加
- 天候等の影響による計画的な授業実施の困難性や安全確保に関する対応の必要性

（対応例）

→ 首長部局と教育委員会部局が連携し、プールの集約化や社会体育施設との複合化による屋内プールの整備を計画的に推進

→ 学校プールの稼働状況や授業計画を踏まえ、近隣校同士でプールを集約化したり、公営プール（屋内プール）への集約化を実施

→ 施設面・指導面等で民間事業者の管理するプール（屋内プール）や指導者等を活用

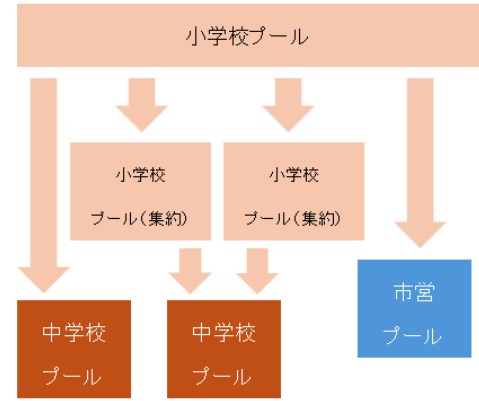
- 水泳授業に係る教職員の管理上・指導上の負担

（対応例）

→ プール管理の指定管理者制度の活用や、管理業務の民間業者へ委託、指導業務の一部委託

→ プールの指導の一部を民間事業者へ委託

- 民間事業者等との適切な連携に関する対応





地域の実情や安全面等を踏まえた多角的な検討により小学校プールを中学校プールや市営プールに計画的に集約化するケースも見られる。
屋内プールを活用することで計画的な通年指導も可能となる。

検討事項等について

- **学習の在り方や指導の体系等について**

現行学習指導要領において、水泳の実技は小学校１年生～中学校２年生までが必修となっている。学ぶ意義は、主として「水に親しむ楽しさや喜びを味わうこと」「水の中という特殊な環境で様々な動きを身に付けること・そうした動きを組み合わせた運動である泳法を身に付けること」「水難事故から身を守るための力を身に付けること」であるが、こうした学習の体系や内容について、子供たちの発達の段階や学校で学ぶ運動・スポーツの観点からどう考えるか。

- **暑熱対策や施設・指導体制整備等について**

学校プールの老朽化や気象状況による計画的な授業実施の困難性等が指摘されている中、これらへの対応をどう考えるか。

- **安全確保につながる運動や心得の指導について**

現行において小学校５～６年生に位置付けられている安全確保につながる運動や心得の指導について、指導の実態はどうか。水難事故防止につなげる観点から留意すべきことは何か。

- **多様な楽しみ方の観点、指導の改善・充実及び実現可能性の観点について**

運動・スポーツの多様な楽しみ方の視点や、学校における指導の実現可能性を踏まえた際に、指導に当たって留意すべきこと等は何か。また、民間事業者等との連携も各地で多くみられる状況であることを踏まえ、適切な連携に関する観点で留意すべきことは何か。

２．高等学校専門学科「体育」の改善について

高等学校 専門学科「体育」の改善について

高等学校専門学科「体育」について

● 学校教育法第50条に基づき設定されている専門教育を主とする学科で、スポーツを通じた専門教育の学習を希望する生徒に、スポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力を育成することを目指している。

● 「体育科」設定の具体的なねらいは以下のとおり。

① 体育に関する課題を発見し、主体的、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、健やかな心身の育成を図るとともに、生涯を通してスポーツを継続する資質・能力を高め、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養うこと

② スポーツに対して「する、みる、支える、知る」といった実践を行い、我が国におけるスポーツの推進及び発展の担い手を育成すること

＜科目構成等＞

● スポーツ概論 必修

（1）スポーツの文化的特性や現代におけるスポーツの発展　（2）スポーツの効果的な学習の仕方

（3）豊かなスポーツライフの設計の仕方　（4）スポーツの多様な指導法と健康・安全　（5）スポーツの企画と運営

● スポーツⅠ（採点競技・測定競技）
● スポーツⅡ（球技）
● スポーツⅢ（武道・諸外国の対人的競技）
● スポーツⅣ（ダンス）

選択

● スポーツⅤ（野外の運動） 必修

● スポーツⅥ（体つくり運動） 必修

（1）体つくり運動への多様な関わり方　（2）目的に応じた心身の気付きや交流を深めるための運動の仕方

（3）ライフステージ及びライフスタイルに応じた体操や運動の計画の立て方

● スポーツ総合演習 必修

（1）スポーツの多様な理論や実践に関する課題研究

（2）スポーツの多様な指導や企画と運営に関する課題研究

（3）スポーツを通した多様な社会参画に関する課題研究

授業例１：陸上教室・記録会等の企画・実施

（スポーツⅠ・スポーツⅥ・スポーツ総合演習）

高校生が小学校の教員等と連携しながら、陸上教室や記録会等を企画。当日も生徒らが主体となって指導や運営を行い、高校・小学校の両教員等からフィードバックを受ける。





授業例２：スポーツとの様々な関わり方を実技を通して体験する授業

（学校設定科目）

スポーツⅠ～Ⅵの学習内容を踏まえ、立場を交代しながら、実技を通して、様々なスポーツとの関わり方への理解を深める。





高等学校 専門学科「体育」の改善について

現状認識・課題等

- 専門学科「体育」は、高校における専門的なスポーツ教育を行い、スポーツを「する」という面で理解を深めたり技能を高めたりすることに加え、地域や社会のスポーツを「支える」人材の育成という点においても成果を上げてきている例もみられる。
- 一方で、学習指導要領においては、スポーツについて「する」「みる」「支える」「知る」などの多方面から学習を深めていくことが示されているが、実際の指導においては「より高度な運動技能を習得させる」といった考え方による「する」に関する実践が多くみられ、それ以外の面に関する学習には改善の余地があると考えられる。
- 全国的に専門学科「体育」を開設している学校が多くないこともあり、その授業改善に関するモデルや研究は少なく、実質的な授業改善が図られづらい状況がある。

検討の方向性案

- 専門学科「体育」における学習は、スポーツの推進及び発展に向けた資質・能力を養うことを目指していることから、教科名を「体育」から「スポーツ」に改めてはどうか。そうすることで、地域や社会との接点を意識しスポーツについて多面的な理解を深めていく学習内容と一層整合的になるとともに、高等学校保健体育における科目「体育」との混同を避け、その趣旨を踏まえた学習の充実につながることが期待できないか。
- 学習内容については、現行の科目構成を基本としつつ、スポーツ基本法（令和7年改正）でも念頭におかれている「スポーツを通じた社会課題の解決」の観点も踏まえ、我が国におけるスポーツの推進及び発展の担い手を育成することを軸として検討を進めてはどうか。
- 学習指導要領の改訂に当たっては、その趣旨を周知することに加え、指導の好事例や授業モデルを横展開したり、よりよい授業づくりに関する教師等の学習機会の充実について留意することとしてはどうか。

<「目標」の改善イメージ>

【柱書】
体育の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、主体的、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、健やかな心身の育成に資するとともに、生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

【知識及び技能】	【思考力・判断力・表現力等】	【学びに向かう力・人間性等】
スポーツの多様な意義やスポーツの推進及び発展の仕方について理解するとともに、生涯を通してスポーツの推進及び発展に必要な技能を身に付けるようにする。	スポーツの推進及び発展についての自他や社会の課題を発見し、主体的、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。	生涯を通してスポーツを継続するとともにスポーツの推及び発展に寄与することを目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

【柱書】
心と体を一体として捉え、生涯を通して主体的にスポーツの推進及び発展に寄与するするための資質・能力について、スポーツに関する課題の発見・解決に向けた学習過程を通して次のとおり育成することを目指す。

【知識及び技能】	【思考力・判断力・表現力等】	【学びに向かう力・人間性等】
文化としてのスポーツの意義や生涯を通じたスポーツの推進及び発展について理解するとともに、それらに関する技能を身に付けるようにする。	スポーツの推進及び発展について自他や社会の課題を発見し、スポーツに豊かに取り組んだり、課題を解決するために必要なことについて、合理的、計画的に考え判断するとともに、他者に伝える力を養う。	●生涯にわたるスポーツとの継続的で多様な楽しみ方に関心を持ち、スポーツに関する課題解決に向けて、他者と協力したり自ら試行錯誤したりする態度を養う。 ●自他や社会にとってのスポーツの価値を見出しつつ、スポーツの推進及び発展に寄与することを目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

参考資料

4.自然環境要因の事故を防ぐための対策

(1)熱中症の予防



- 熱中症については、**近年の気温の上昇によって救急搬送件数が増加**していることからも、特に留意が必要です。
- 暑い季節においても、適切な熱中症対策を講じながら運動・スポーツを継続して実施することは重要であり、熱中症を防ぐため、**以下の点を重点的に取り組みましょう。**

❶ 暑熱順化

体が暑さに慣れていない中で急に暑い環境にさらされると熱中症になりやすいことから、暑熱ストレスが高くない時期から無理のない範囲で積極的に汗をかき、徐々に暑熱順化(体を暑さに徐々に慣らしていくこと)を行いましょう。

❷ 十分な休養・栄養

疲労の蓄積は熱中症の要因の一つになり、また、食事は水分補給の観点からも重要です。
そのため、暑さが厳しい時期については適度な休養と栄養摂取を特に意識して行動に移しましょう。

❸ 水分・塩分補給及び身体冷却

運動・スポーツ活動前や活動中、活動後に、健康をチェックし、適時・適切な水分・塩分補給を行うとともに、多様かつ効果的な身体冷却を行いましょう。

暑熱環境下で推奨される水分・塩分補給の方法	運動中に汗によって失われる水分の量には個人差があり、個人の中でも暑さに慣れる前と後では変わります。脱水も飲み過ぎも健康にはよくないため、理想的には、運動・スポーツ活動前後で体重を測定し、運動・スポーツ活動中の脱水を体重の2%以内に抑えることを目指しましょう。 運動・スポーツ活動後に体重が増えてしまっている場合は、明らかな飲み過ぎのため注意が必要です。一方で、濃い尿の色が続く場合や喉の渇きを感じる場合は、脱水の兆候と言われています。 ①体重の減少、②濃い尿、③喉の渇きのうち、2つ以上に該当している場合は、運動・スポーツにより失った水分の補給を積極的に行いましょう。
効果的な身体冷却の方法	(外部冷却) ・アイスタオル ・クーリングベスト ・送風 ・頭頸部冷却 ・手掌(手のひら)冷却 (内部冷却) ・水分補給 ・アイススラリー (細かい氷の粒が液体に混ざった飲料)摂取



(スポーツ庁「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン(試行版)」)

4.自然環境要因の事故を防ぐための対策

(1)熱中症の予防(つづき)

❹ 涼しい環境の確保

環境省が発表する熱中症警戒情報や熱中症特別警戒情報に留意し、警戒情報発出時に運動・スポーツを実施する場合は、エアコンがある屋内、屋根付き運動場など涼しい環境を確保(屋外において実施する場合は、水分・塩分補給及び身体冷却や、暑さ指数(WBGT)の確認と活動可否判断・活動方法の調整を徹底)しましょう。



❺ 暑さ指数(WBGT)の確認と活動可否判断・活動方法の調整

暑さ指数(WBGT)が一定以上の環境下で運動・スポーツを実施すると、熱中症のリスクが高まりますので、暑い季節に運動・スポーツを行う場合は、活動場所の暑さ指数(WBGT)を継続的に測定しましょう。WBGTに応じて、運動・スポーツの実施について以下を目安に判断する必要がありますので、特にWBGTが31以上となるおそれがある場合などは、上記③で示す計画的な水分摂取や身体冷却方法の確保、活動時間を暑くない時間帯にずらすなどにより、安全に運動・スポーツが実施できる環境を確保するようにしましょう。
なお、環境省が熱中症に関する様々な情報を提供している「熱中症予防情報サイト」(https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php)では、全国の暑さ指数(WBGT)を公表していますので、その情報も参考にしましょう。

判断の目安	(注意)判断は、暑さ指数(WBGT)をもとに行うことが望ましいですが、気温で判断する場合は、湿度にも留意が必要です(湿度が高い場合は、1つ上の対応が必要になります) WBGT31以上(気温35℃以上) :運動は原則中止(特にこどもの場合は中止すべき) WBGT28以上(気温31℃以上) :厳重警戒(激しい運動は中止、10~20分おきに休憩、水分・塩分補給) WBGT25以上(気温28℃以上) :警戒(積極的に休憩、水分・塩分補給、激しい運動は30分おきくらいに休憩) WBGT21以上(気温24℃以上) :注意(積極的に水分・塩分補給)

熱中症予防運動指針

WBGT(℃) / 湿球温度(℃) / 乾球温度(℃)

(熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する)

WBGT(℃)	湿球温度(℃)	乾球温度(℃)		
31	27	35	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は注意すべき。
28	24	31	厳重警戒(激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10~20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減、または中止
25	21	28	警戒(積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる。
21	18	24	注意(積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
			ほぼ安全(適宜水分補給)	通常の熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意

※暑さに弱い人:体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(スポーツ庁「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン(試行版)」)

公立学校の体育館等の空調（冷房）設備設置状況について

【空調（冷房）設備※1の設置状況】 令和７年５月１日現在

学校種	種類	棟数	うち避難所指定校分	設置数（棟数）	うち避難所指定校分	設置率	うち避難所指定校分	前回R6設置率［上昇率］
小中学校	体育館及び武道場	31,830	29,678	7,236	7,044	22.7%	23.7%	18.9%［+3.8%］
小学校※2	体育館	17,882	17,220	3,934	3,876	22.0%	22.5%	18.0%［+4.0%］
中学校※2	体育館及び武道場	13,948	12,458	3,302	3,168	23.7%	25.4%	20.0%［+3.7%］
特別支援学校	体育館	1,029	579	525	307	51.0%	53.0%	40.8%［+10.2%］

※1　冷房機能を有した設備（スポットクーラーを含む）
※2　小学校には義務教育学校の前期課程を含む。
　　中学校には義務教育学校の後期課程・中等教育学校の前期課程を含む。

（文部科学省「公立学校の体育館等における空調（冷房）設備の設置状況調査」）

公立学校施設における体育館等への空調整備

令和7年度補正予算額　600億円
※学校施設環境改善交付金の内数

文部科学省

現状・課題

子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能を強化し耐災害性の向上を図る必要がある。しかし、学校体育館等における空調設置率は約2割にとどまっており、更なる設置促進が必要な状況である。

事業内容

学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速する。

<対象学校種>
公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校

<対象施設>
屋内運動場（学校体育館、武道場）

<算定割合>
１／２

<算定対象の範囲>
下限額４００万円
上限額１．１億円（EHPの場合）、　１．４億円（GHPの場合）

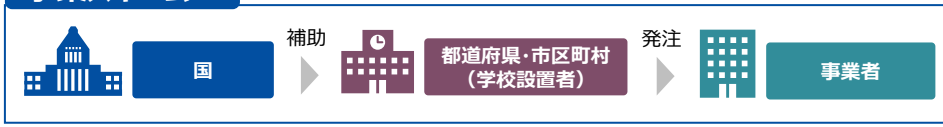
<対象期間>
令和１５年度まで

<主な工事内容>
屋内運動場における空調設備の新設及びその関連工事

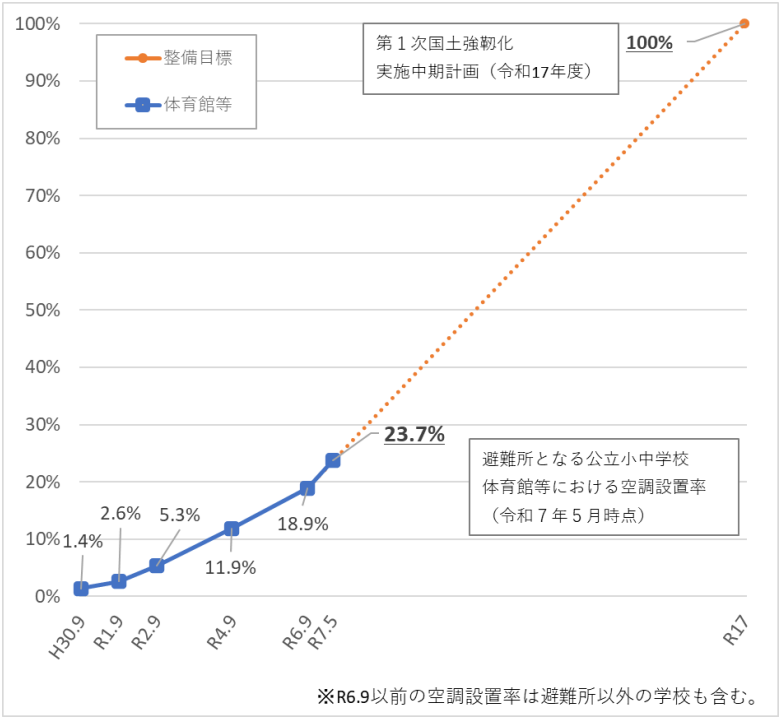
<補助要件>
避難所に指定されている学校であること
断熱性が確保されること

<地方財政措置>
起債充当率：100%、元利償還金への交付税措置率：50%

事業スキーム



公立小中学校施設における空調（冷房）設備の設置状況



※R6.9以前の空調設置率は避難所以外の学校も含む。

災害時にも利用可能な学校体育館の空調設備





（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

学校体育館への 空調整備 の早期実施に向けた支援 5 つのポイント

1 補助率は1/2で負担を軽減！

補助率1/2での整備が可能。



2 地方負担額の100%に地方債の充当が可能に！

実質地方負担は25%※となるため、初期投資費用が抑えられ後年度負担も平準化。
※後年度の元利償還金について、その50%に地方交付税措置

3 補助単価が従来よりアップ！

従来よりも空調単価を拡充（EHP：6.1万円/㎡程度、GHP：8.6万円/㎡程度）。

4 断熱性の確保は後年度実施が可能に！

空調の設置年度とは異なる年度に実施、建物の実情に応じた工法による断熱性の確保など柔軟な整備が可能。

5 体育館空調の光熱費に交付税措置！

令和7年度から体育館の空調設備のための光熱費について、新たに普通交付税措置が講じられる。

空調整備の早期実施に向けて、早めのご検討をお願いします！

水泳授業に関する技能の系統性（現行学習指導要領）

小学校（低学年）		小学校（中学年）		小学校（高学年）			中学校（第１学年及び第２学年）		中学校（第３学年） 高等学校（入学年次）		高等学校（その次の年次以降）
水の中を移動する運動遊び	○ 水につかっての水かけっこ，まねっこ遊び ・水を手ですくって友達と水をかけ合う ・ 水につかっていろいろな動物の真似をしながら歩く ○ 水につかっての電車ごっこ，リレー遊び，鬼遊び ・ 自由に歩いたり走ったり，方向を変えたりする ・手で水をかきながら速く走る	浮いて進む運動	○け伸び ・ プールの壁を力強く蹴りだした勢いで，体を一直線に伸ばした姿勢で進む ○初歩的な泳ぎ ・呼吸をしながら手や足を動かして進む ・ばた足泳ぎやかえる足泳ぎ	姿勢を維持しながらの運動	クロール	○25～50m程度を目安にしたクロール ・ 手を交互に前方に伸ばして水に入れ，かく ・リズミカルなばた足をする ・顔を横に上げて呼吸をする ○ゆったりとしたクロール ・ 両手を揃えた姿勢で片手ずつ大きく水をかく ・ゆっくりと動かすばた足をする	クロール	○バランスをとり速く泳ぐ ・腕全体で水をとらえ，水をかく ・一定のリズムで強いキックを打つ ・ プルとキック，ローリングの動作に合わせて呼吸をする	クロール	○バランスを保ち，安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりする ・水面上の腕は，ローリングの動きに合わせてリラックスして前方へ動かす ・泳ぎの速さに応じて，顔を横に向ける大きさを調節して呼吸動作を行う	○バランスを保ち，伸びのある動作と安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりする ・手は遠くの水をつかむように前方に伸ばす ・肘を曲げて腕全体で水をとらえ，加速するようにかく ・流線型の姿勢を維持して，しなやかでリズミカルなキックを打つ ・肩のローリングを使って最小限の頭の動きで呼吸を行う
					安全確保につながる運動	○10～20 秒程度を目安にした背浮き ・ 顔以外の部位が水中に入った姿勢を維持する ・ 姿勢を崩さず手や足をゆっくりと動かす	背泳ぎ	○バランスをとり泳ぐ ・ 両手を頭上で組んで，背中を伸ばし，水平に浮いてキックをする ・ 肘が 60～90 度程度曲がるようにしてかく ・ 手・肘を高く伸ばした直線的なリカバリー ・プルとキックの動作に合わせた呼吸	背泳ぎ	○バランスを保ち，安定したペースで泳ぐ ・水面上の腕は肘を伸ばし，肩を支点にして肩の延長線上に小指側からまっすぐ入水する ・一連のストロークで，肩をスムーズにローリングさせる	○バランスを保ち，安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりする ・入水した手は，肩のローリングによって手のひらをやや下側に向けて水をとらえ，肘を曲げながらかく ・かき終わりで肘を伸ばした後，力を抜き，肩のローリングを使ってリズムよくリカバリー動作を行う ・水平姿勢を維持しながら泳ぐ ・キックは，脚全体をしなやかに使って蹴り上げ，脚全体を伸ばして蹴り下ろす ・呼吸は，ストロークに合わせてリズムよく行う
もぐる・浮く運動遊び	○ 水中でのじゃんけん，にらめっこ，石拾い ・ 水に顔をつけたり，もぐって目を開けたりする ・ 手や足を使っていろいろな姿勢でもぐる ○くらげ浮き，伏し浮き，大の字浮き ・壁や補助具につかまって浮く ・ 息を吸って止め，全身の力を抜いて浮く ○バブリングやボビング ・水中で息を止めたり吐いたりする ・ 跳び上がって息を吐いた後，すぐに吸ってまたもぐる	もぐる・浮く運動	○ プールの底にタッチ，股くぐり，変身もぐり ・体の一部分をプールの底につける ・友達の股の下をくぐり抜ける ・水の中でもぐった姿勢を変える ○背浮き，だるま浮き，変身浮き ・ 全身の力を抜いていろいろな浮き方をする ・ゆっくりと浮いた姿勢を変える ○簡単な浮き沈み ・ だるま浮きの状態で，浮上する動きをする ・ボビングを連続して行う	浮き沈みをしながらの運動		○３～５回程度を目安にした浮き沈み ・ 浮いてくる動きに合わせて両手を動かし，顔をあげて呼吸をした後，再び息を止めて浮いてくるまで姿勢を保つ	バタフライ	○バランスをとり泳ぐ ・ドルフィンキックをする ・鍵穴の形を描くように水をかく ・ 手の入水時とかき終わりの時にキックする ・顔を水面上に出して呼吸をする	バタフライ	○バランスを保ち，安定したペースで泳ぐ ・腕を前方に伸ばし，手のひらが胸の前を通るようなキーホールの形を描くようにして腰や太ももくらいまで大きくかく動きで進む ・手の入水時のキック，かき終わりの時のキック及び呼吸動作を一定のリズムで行う	○バランスを保ち，安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりする ・腕のリカバリーは，力を抜いて水面近くを横から前方に運ぶ ・体のうねり動作に合わせたしなやかなドルフィンキックをする ・ストローク動作に合わせて，低い位置で呼吸を保つ
						○25～50m程度を目安にした平泳ぎ ・ 両手を円を描くように左右に開き水をかく ・ 足の裏や脚の内側で水を挟み出すかえる足をする ・ 水をかきながら，顔を前に上げて呼吸をする ○ゆったりとした平泳ぎ ・ キックの後に顎を引いた伏し浮きの姿勢を保つ	平泳ぎ	○バランスをとり長く泳ぐ ・両手で逆ハート型を描くように水をかく ・蹴り終わりで長く伸びるキックをする ・顔を水面上に出して息を吸い，キックの蹴り終わりに合わせて伸び（グライド）をとり進む	平泳ぎ	○バランスを保ち，安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりする ・肩より前で，両手で逆ハート型を描くように強くかく ・プルのかき終わりに合わせて顔を水面上に出して呼吸を行い，キックの蹴り終わりに合わせて伸び（グライド）をとり，１回のストロークで大きく進む	○バランスを保ち，伸びのある動作と安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりする ・手を前方に大きく伸ばした後に肘を曲げ，加速させながら内側にかき込み，抵抗を減らすために素早く手を前に戻すストロークの動きをする ・抵抗の少ない肩幅程度の足の引き付けから，足先を外側にして直ちにキックをする ・プルのかき終わりと同時に，顎を引いて口を水面上に出して息を吸い，キックの蹴り終わりに合わせて，流線型の姿勢を維持して大きく伸びる
									複数の泳法、リレー	○複数の泳法で泳ぐこと，又はリレーをする ・クロール，平泳ぎ，背泳ぎ，バタフライの４種目から２～４種目を選択し，続けて泳ぐ ・単一の泳法や複数の泳法を使ってチームで競い合う	○複数の泳法で長く泳ぐこと又はリレーをする・泳ぐ種目を増やしたり，選択した泳法で長く泳いだりする ・単一の泳法や複数の泳法を使って距離や種目を工夫してチームで競い合う

● 水泳運動系の授業の実施状況について（予定を含む）

【小学校】

自校のプールで実施する	**78.9%**
自校以外のプールで実施する	**19.4%**
近隣の学校のプールで実施する	2.5%
近隣の公営プールで実施する	8.7%
民間のスイミングクラブ等で実施し、教員のみで指導する	1.0%
民間のスイミングクラブ等で実施し、指導協力を得る	7.2%
その他	**1.6%**

（スポーツ庁「令和６年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果）

【中学校】

自校のプールで実施する	**61.6%**
自校以外のプールで実施する	**15.2%**
近隣の学校のプールで実施する	3.3%
近隣の公営プールで実施する	8.0%
民間のスイミングクラブ等で実施し、教員のみで指導する	1.0%
民間のスイミングクラブ等で実施し、指導協力を得る	2.9%
その他	**23.1%**

（スポーツ庁「令和６年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果）

● 学校体育・スポーツ施設の設置状況

	小学校	中学校	高等学校	専修・各種学校	計
水泳プール（屋内）	308	172	392	13	885
水泳プール（屋外）	15,150	5,922	2,334	5	23,411

（スポーツ庁「令和６年度体育・スポーツ施設現況調査」中間報告）

持続可能な水泳授業の実施に向けた参考資料について（令和８年２月１２日事務連絡）

- 学校プールの管理・運用等の視点を踏まえ、持続可能な水泳授業の実施に向けた「参考資料」を作成・配付。
- 中長期的な視野を持ち、子供たちの学習機会の確保に向けた検討・対応を進めていただくよう依頼。
- 巻末には、ポイントをコンパクトに整理したチェックリストを収録。（アップデートできるよう編集可能媒体で提供）

～ 学校プールの管理・運用等の視点を含めた水泳授業に係るポイント ～



１．水泳授業の意義・実施上の課題について

学ぶ意義
- 水中という特殊な環境を生かし、水に親しむ楽しさや喜びを味わう
- 水に慣れ親しみ、身を守る方法や知識を身に付ける

実施上の課題
- 学校プールの老朽化、維持管理コストの増加
- 教職員の管理上・指導上の負担
- 計画的な授業実施の困難性、安全確保に関する対応の必要性

２．持続可能な水泳授業の実施に関する対応のポイント

（１）プールの共同利用・学校外のプールの活用
- 先行事例
  - ➢地域の学校間での共同利用
  - ➢公営プール（社会体育施設）の活用
  - ➢民間プールの活用
- 時間割編成の工夫、移動時間の活用
- 事前の安全確認
- 児童生徒への事前指導、保護者への周知



民間屋内プールを活用した例

（２）外部指導者との連携
- 児童生徒の技術指導や安全管理、教師の指導力向上研修で連携
- 児童生徒の学習状況は教師が適切に見取り・必要な指導を実施

（３）学校プールの管理業務の委託やその他の負担軽減方策
- 民間業者への管理業務委託、管理システムの導入
- 組織として適切に管理を行うための環境整備

（４）安全確保に関する留意点
- 安全管理の方法・緊急時の対応等の事前確認
- 児童生徒への指導
- 監視方法のポイント
  （日本ライフセービング協会　監視の基本動画）

（５）計画的な学校プール等の整備・管理
- 域内の学校の実態を把握、様々な選択肢をシミュレーション
- 集約化・複合化も含めた中長期的な視点、部局横断的な対応

３．学校外の相談体制等

- 水泳指導者資格の例
  （基礎水泳指導員資格（日本水泳連盟）、公認スポーツ指導者資格（日本スポーツ協会））
- 相談窓口
  （日本水泳連盟 学校水泳授業相談ダイヤル）



巻末のチェックリスト
（教育委員会向け、学校向け）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00054.html

体育・スポーツ施設整備
（学校施設環境改善交付金等）

令和8年度予算額（案）	2,817,891千円
（前年度予算額	3,208,456千円）
令和７年度補正予算額	2,200,565千円
（令和６年度補正予算額	1,561,459千円）

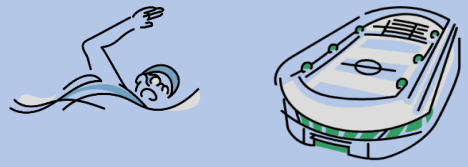
スポーツ庁

事業開始年度 平成23年度～

▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。

- 地域のスポーツ環境の充実
- 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備
- 災害時には避難所として活用されるための環境整備（耐震化及び空調設備の整備等）

スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

国土強靱化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化（構造体・非構造体）
- スポーツ施設の空調整備

脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO_2排出減に寄与する整備を支援

補助対象 地方公共団体

算定割合 1／3補助 ※空調新設、社会体育施設の複合化・集約化等は**1/2**

R8制度改正 ● 社会体育施設の空調設備（新設）について、補助率引上げ措置の期間延長（令和12年度まで）

事業開始年度 令和５年度～

▶ 地域スポーツクラブ活動で必要な用具の保管のための用具庫等、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に資する施設について、整備・改修（28.2億円の内0.2億円）を支援する。

補助対象 地方公共団体　**補助対象となる学校種** 公立中学校　**算定割合** 1／3補助

効果

- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、地域のスポーツ環境整備を促進する。

専門学科「体育」に関する参考資料（科目の変遷等）

専門学科「体育」は、「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とすること。」（学校教育法第50 条）の規定に基づき、理数、音楽、美術、英語等の教科とともに設定されている専門教育を主とする学科の一つであり、スポーツを通じた専門教育の学習を希望する生徒が、生涯を通してスポーツと多様に関わり、スポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力の育成を目指して設定した学科。昭和54年に新設された。

S53改訂（新設）

体育理論
体操
スポーツⅠ（個人的スポーツ）
スポーツⅡ（球技）
スポーツⅢ（格技）
ダンス
野外活動

H元改訂

体育理論
体操
スポーツⅠ（体操競技、陸上競技及び水泳競技）
スポーツⅡ（球技）
スポーツⅢ（格技）
ダンス
野外活動

H11改訂

体育理論
体つくり運動
スポーツⅠ（採点競技及び測定競技）
スポーツⅡ（球技）
スポーツⅢ（武道）
ダンス
野外活動

H21改訂

スポーツ概論
スポーツⅠ（採点競技及び測定競技）
スポーツⅡ（球技）
スポーツⅢ（武道及び諸外国の対人的競技等）
スポーツⅣ（ダンス）
スポーツⅤ（野外の運動）
スポーツⅥ（体つくり運動）
スポーツ総合演習

H30改訂

スポーツ概論
スポーツⅠ（採点競技及び測定競技）
スポーツⅡ（球技）
スポーツⅢ（武道及び諸外国の対人的競技等）
スポーツⅣ（ダンス）
スポーツⅤ（野外の運動）
スポーツⅥ（体つくり運動）
スポーツ総合演習

●卒業に必要な履修単位

必履修科目	30～35単位程度
専門科目	25単位以上

上記を含めて、74単位以上が必要

体育科・保健体育科の「目標」現時点案（Ver.3）

共通

【柱書】
心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力について、運動や健康に関する課題の発見・解決に向けた学習過程を通して、発達の段階に応じて次のとおり育成することを目指す。

	【知識及び技能】	【思考力、判断力、表現力等】	【学びに向かう力・人間性等】
小	運動の特性に応じた運動の行い方や自他の運動との関わり方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、それらに関する基本的な動きや技能を身に付けるようにする。	運動や健康についての課題を見付け、運動に豊かに取り組んだり、課題を解決したりするために必要なことについて考え判断するとともに、他者に伝える力を養う。	●運動の多様な楽しみ方や自己の心身の健康に関心を持ち、目的に応じた運動や健康についての課題解決に向けて、他者と協力したり自ら試行錯誤したりする態度を養う。 ●自己にとっての運動や健康の価値を見出しつつ、体力の向上や健康の保持増進を目指し、明るく楽しい生活を営む態度を養う。
中	運動の特性に応じた運動に関する技能や自他の運動との豊かな関わり方及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、それらに関する基本的な技能を身に付けるようにする。	運動や健康についての課題を発見し、運動に豊かに取り組んだり、課題を解決したりするために必要なことについて、合理的に考え判断するとともに、他者に伝える力を養う。	●生涯にわたる運動の多様な楽しみ方や自他の心身の健康に関心を持ち、目的に応じた運動や健康についての課題解決に向けて、他者と協力したり自ら試行錯誤したりする態度を養う。 ●自己にとっての運動や健康の価値を見出しつつ、体力の向上や健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。
高	運動の特性に応じた運動に関する技能や生涯にわたる自他の運動との豊かな関わり方及び社会生活における健康・安全について理解するとともに、それらに関する技能を身に付けるようにする。	運動や健康についての課題を発見し、運動に豊かに取り組んだり、課題を解決したりするために必要なことについて、合理的、計画的に考え判断するとともに、他者に伝える力を養う。	●生涯にわたる多様で継続的な運動の楽しみ方や自他の心身の健康やそれを支える社会づくりに関心を持ち、目的に応じた運動や健康についての課題解決に向けて、他者と協力したり自ら試行錯誤したりする態度を養う。 ●自己にとっての運動や健康の価値を見出しつつ、体力の向上や健康の保持増進及び回復を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

※下線部は、発達段階等を踏まえた書き分けを行っている箇所

令　和　8　年　3　月　2　7　日
体育・保健体育、健康、安全ＷＧ（第８回）
参　　考　　資　　料

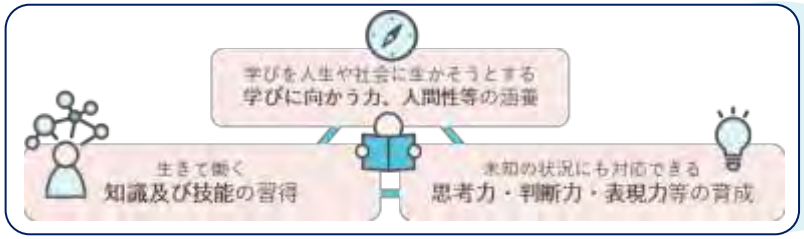
体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループにおける検討事項等（参考資料）

体育・保健体育等に関係する社会や学校等の状況

1．社会の状況

- 少子化・高齢化
- 生産年齢人口の減少
- デジタル化の加速
- 健康・安全に関する課題の多様化・複雑化
- スポーツ基本法改正
- 多様性の包摂

2．学校の状況



- 「社会に開かれた教育課程」実現のためのカリキュラムマネジメント
- 主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善
- デジタル学習基盤を活用した効果的な学習
- 部活動改革（部活動の地域展開等）の推進

3．子供たちの状況

- 運動に関しては、体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力の育成が図られている。
- 一方で、卒業後も運動やスポーツを行いたいと考える子供の二極化や男女で運動・スポーツの実施に関して肯定的な回答の割合に差が見られるなどの課題が見られる。また、体力調査の結果においても、全体としてコロナ禍前の水準には戻っていない。
- 健康に関しては、性や薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。また、食を取り巻く社会環境の変化により、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られる。
- 様々な自然災害の発生、SNSの普及に伴う児童生徒等の被害や性犯罪・性暴力、熱中症や水難事故といった課題が近年顕在化しており、子供を取り巻く健康・安全に関する環境の変化が激しい。

体育・保健体育、健康、安全に関する現状と検討課題

１．運動に関する課題

- 少子化を含む人口構造の変化や社会のデジタル化が加速する中、健康長寿社会や共生社会の実現、人との豊かな繋がりの創出など、運動・スポーツを通じた社会課題解決への期待が高まっており、令和7年にはスポーツ基本法が改正された。こうした状況を踏まえ、学校における運動・スポーツに関する学びの本質的な意義や価値を今一度検討し明確化する必要がある。
- 幼児期からの発達段階を踏まえた系統的な指導と評価の在り方について、指導内容が過度に高度なものとなっていないか、また、評価は適切なものとなっているか、学校における運動・スポーツに関する学びの本質的な意義や価値を踏まえ検討する必要がある。
- デジタル学習基盤の活用について、「主体的・対話的で深い学び」の一層の充実を図る観点からその方策をさらに検討する必要がある。

２．保健に関する課題

- 教師の保健の指導内容に対する意義や重要性の認識は高いものの、子供を取り巻く現代的な健康課題は絶え間なく変化するとともに多岐にわたって存在しており、疾病構造や健康課題の変化に対応できる資質・能力の育成が一層求められている。
- 日常生活において認識しにくい内容に関する知識及び技能や、健康の原則・概念と具体的な生活行動とを結び付ける思考力、判断力、表現力等の育成について課題が見られる。

３．安全に関する課題

- 安全に関する基礎的な知識の習得は高いものの、日常生活における多様な危険や事故に対して行動化する実践力の育成については課題が見られる。また、安全で安心な社会づくりに参加・貢献するため、主体的・協働的な取組を促す学習の充実について工夫と改善が求められている。
- 近年顕在化している社会構造の変化に伴う現代的課題を含めた様々な課題に対応できる資質・能力の育成が一層求められている。

４．指導に関する環境面の課題

- 学習指導要領の趣旨を踏まえた着実な指導を行う上で、教師の負担にも配慮しつつ、外部人材の活用や外部機関との連携が図られている一方、人材の確保や連携に係る調整等に関する課題が見られる。
- 気候変動の影響により、運動・スポーツの実施に関して、場所、時間、内容に影響が生じている。
- 運動・スポーツに関する授業を安全かつ効果的に行うためには適切な活動場所等の確保が必要である一方、施設等の老朽化やスペース不足、天候への対応について課題が見られる。

ワーキンググループにおける検討事項・論点

1．教育課程企画特別部会の議論を踏まえた検討事項

1．体育科・保健体育科を通じて育成する資質・能力のあり方・示し方

- 「学びに向かう力・人間性等」や「見方・考え方」の新しい整理を踏まえた目標の示し方
- 中核的な概念等に基づく内容の一層の構造化や、その過程における必要に応じた精選のあり方
- 体育科・保健体育科の特質を踏まえた、表形式を活用した目標・内容の分かりやすい示し方

2．体育科・保健体育科の指導と評価の改善・充実のあり方

- デジタル学習基盤の活用や情報活用能力の育成強化を前提とした、体育科・保健体育科における「主体的・対話的で深い学び」の一層の充実を図るための方策
- 資質・能力の育成のために効果的かつ過度な負担が生じにくい体育科・保健体育科の評価のあり方

3．誰一人取り残さず資質・能力を育む柔軟な教育課程のあり方

- 義務教育における調整授業時数制度や、高等学校における科目の柔軟な組み替えを可能とする仕組みを前提とした場合に、考えられる教育課程・学習指導の工夫のあり方
- 教育課程の柔軟化に伴って生じうる課題とそれを防ぐための運用のあり方

2．体育・保健体育、健康、安全に関する課題を踏まえた固有の検討事項

1．運動に関する課題

- 運動・スポーツに関する学びの本質的な意義や価値の明確化
- 幼児期からの発達の段階等を踏まえた系統的な指導内容のあり方
- 指導内容として示してきた「態度」の考え方
- デジタル学習基盤の効果的な活用のあり方

2．保健に関する課題

- 子供を取り巻く現代的な健康課題や学ぶ価値・意義を踏まえた発達段階に応じた学習内容(教科等横断的な視点を含む)
- 保健の中核的な概念や具体的な生活行動等との関係性に関する分かりやすい示し方

3．安全に関する課題

- 学んだ知識を日常生活で行動化する実践力を身に付けるとともに、安全で安心な社会づくりに参加・貢献するため、主体的・協働的な取組を促す学習の充実
- 社会構造の変化に伴う現代的課題を含めた様々な課題に対応できる学習内容(教科等横断的な視点を含む)

4．１～３を実現する上での環境整備に関する課題

- カリキュラム・マネジメントの観点等を踏まえた、外部人材の活用や外部機関との連携
- 気候変動の影響等を踏まえた、運動・スポーツの実施機会・場所の在り方など、持続可能性の確保

参考資料・データ

１．体育科・保健体育科の教育課程

学習指導要領（体育・保健体育）

平成29～30年改訂

【体　育】
（小 学 校）令和2年度から全面実施
○ 運動が苦手な児童や意欲的でない児童への指導の配慮の例を新たに明示
○「水泳運動」(5･6年)に「安全確保につながる運動」を新たに明示
○「ゲーム」(3･4年)に「陣地を取り合うゲーム※」を必修化
※ タグラグビーやフラッグフットボールなど

（中学校・高等学校）中学校は令和3年度から全面実施、高等学校は令和4年度から年次進行で実施
○ 体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等に関わらず、運動やスポーツの楽しみ方を共有できるよう、共生の視点を踏まえて指導内容を明示
○「体つくり運動」(中学3年･高校)に「実生活に生かす運動の計画」を新たに明示
○「武道」(中学･高校)の授業で扱う種目として9種目※を明記
※柔道、剣道、相撲の他、空手道、弓道、なぎなた、合気道、少林寺拳法、銃剣道
○「体育理論」(中学3年)に、パラリンピックに関する知識を追加
○「水泳」(高校)は、中学校と同様に原則「水中からのスタート」とした

【保　健】
○ けがの手当（小）や心肺蘇生法（中・高）など、技能に関する指導内容を新たに明示
○ 中学2年の「健康な生活と疾病の予防」に「がんの予防」を新たに明示
○ 高校の「現代社会と健康」に「精神疾患の予防と回復」を新たに明示

平成20～21年改訂

○ 授業時数の増加
（小１～４、中：90時間→105時間※） ※小学１年は102時間
○ 中学１・２年で、武道及びダンスを必修化

平成10～11年改訂

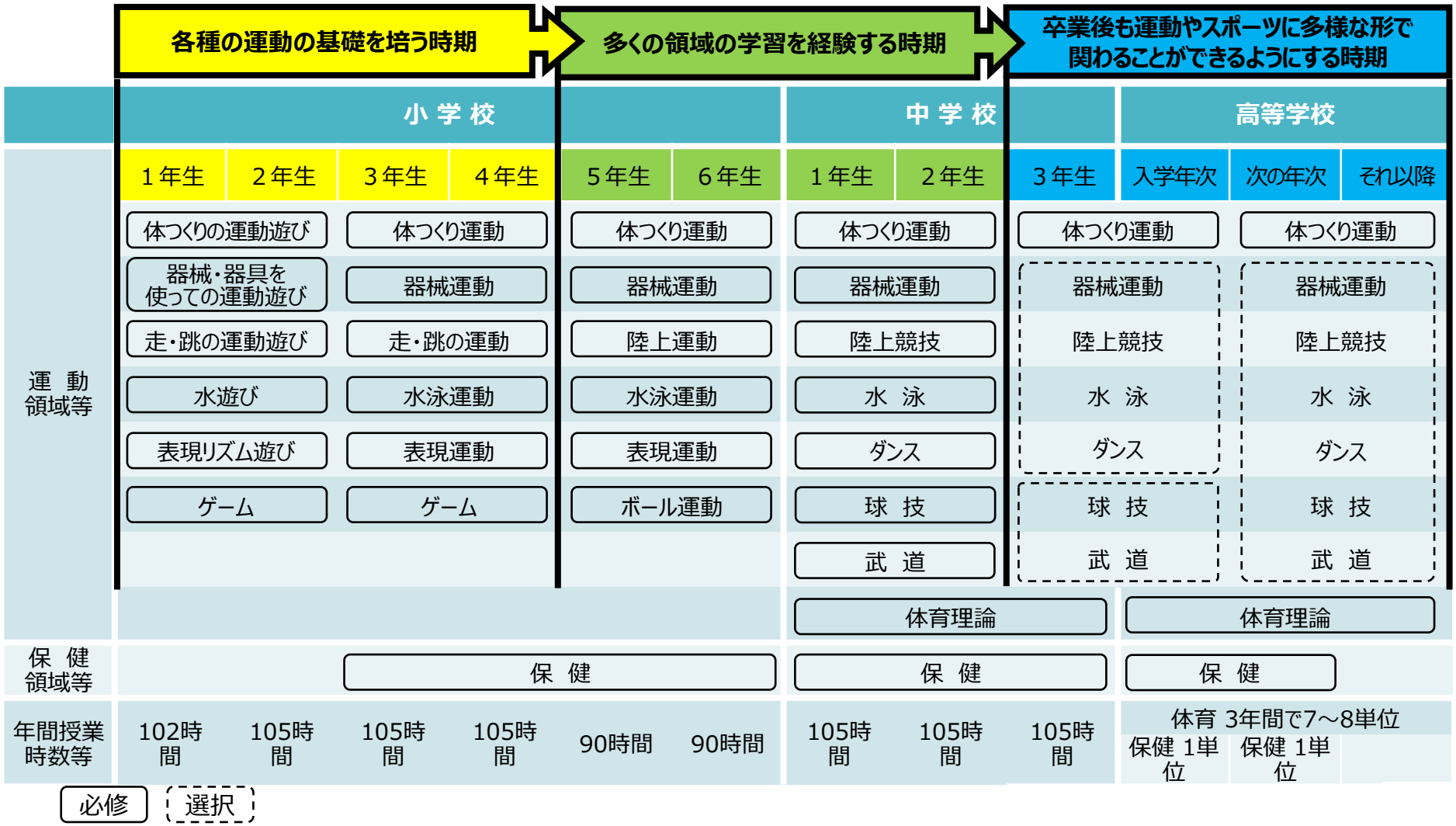
○ 授業時数の削減
（小・中学校：105時間※→90時間） ※小学１年は102時間
○ 小学３・４年に保健領域を新たに設けるとともに、中・高の保健の指導内容を再整理

体育科・保健体育科の系統性

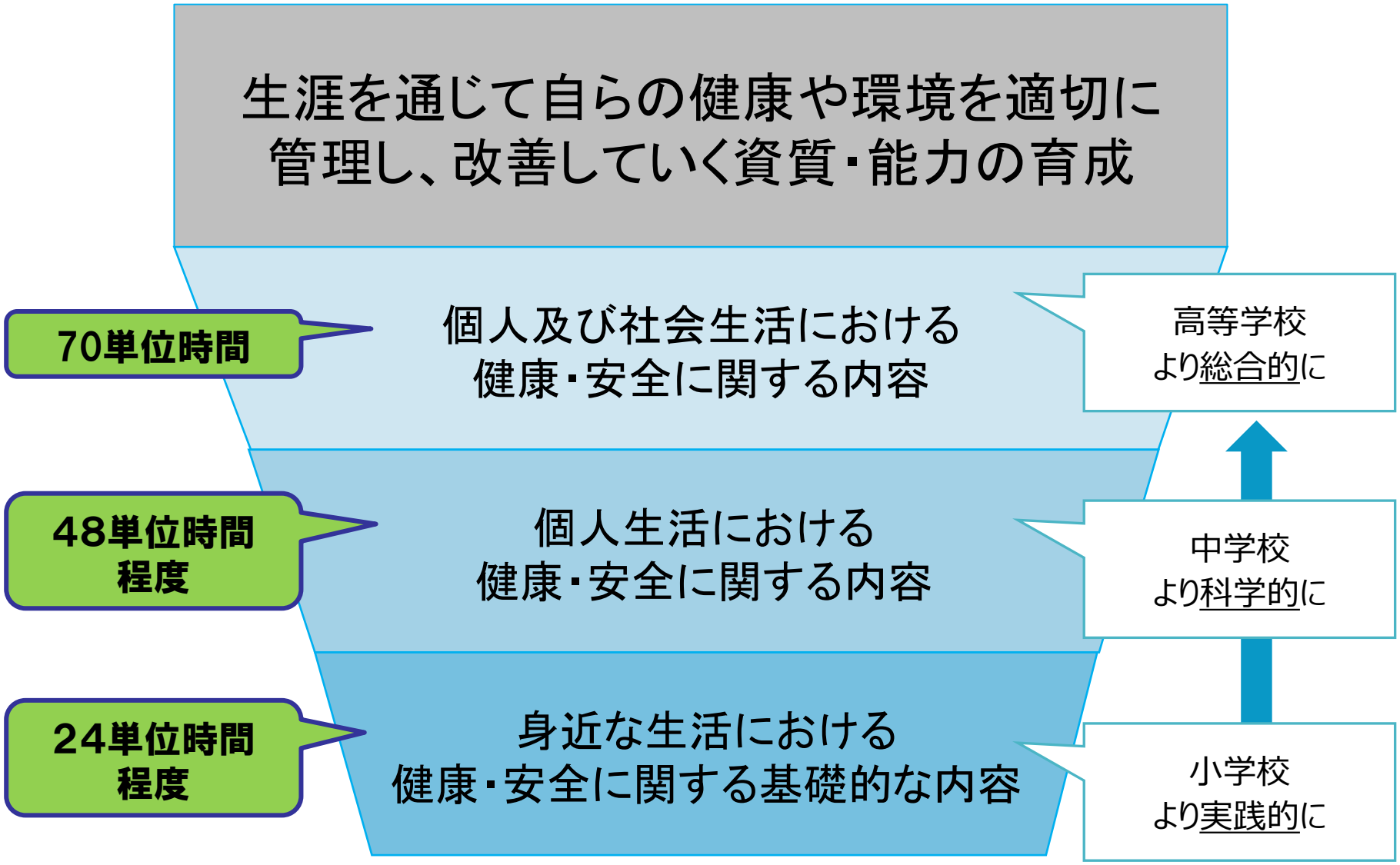
◆体育科・保健体育科では、心と体を一体として捉え、生涯にわたって**心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成**

◆小学校から高等学校までの12年間の系統性、発達の段階を踏まえて、**4年ごとのまとまりで指導内容を体系化**

◆小学校から高等学校まで、**体育科・保健体育科の授業を1週間で3時間程度実施**

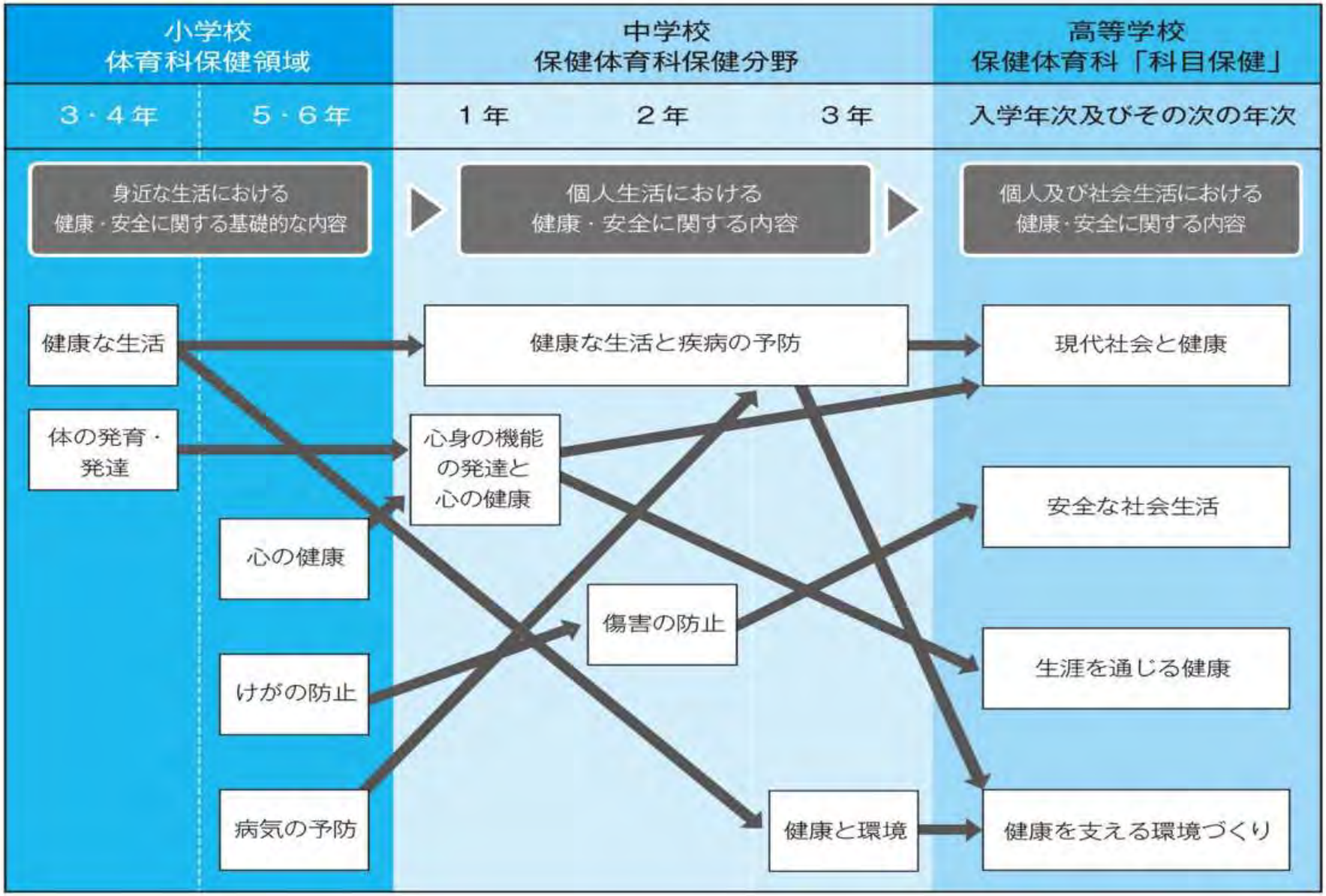


保健における体系イメージ



（出典）生きる力を育む小学校保健教育の手引（文部科学省 平成31年3月）

保健における内容の系統性



（出典）生きる力を育む小学校保健教育の手引（文部科学省 平成31年3月）

小・中・高等学校の保健の内容

小学校（保健領域）

「健康な生活」（3年）
- 健康な生活
- 1日の生活の仕方
- 身の回りの環境

「体の発育・発達」(4年)
- 体の発育・発達
- 思春期の体の変化
- 体をよりよく発育・発達させるための生活

「心の健康」（5年）
- 心の発達
- 心と体との密接な関係
- 不安や悩みへの対処

「けがの防止」（5年）
- 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止
- けがの手当

「病気の予防」（6年）
- 病気の起こり方
- 病原体が主な要因となって起こる病気の予防
- 生活行動が主な要因となって起こる病気の予防
- 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- 地域の様々な保健活動の取組

中学校（保健分野）

「健康な生活と疾病の予防」（1．2．3年）
- 健康の成り立ちと疾病の発生要因
- 生活習慣と健康
- 生活習慣病などの予防
- 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- 感染症の予防
- 個人の健康を守る社会の取組

「心身の機能の発達と心の健康」（1年）
- 身体機能の発達と個人差
- 生殖に関わる機能の成熟と適切な行動
- 精神機能の発達と自己形成
- 欲求やストレスへの対処と心の健康

「傷害の防止」（2年）
- 交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因
- 交通事故などによる傷害の防止
- 自然災害による傷害の防止
- 応急手当

「健康と環境」（3年）
- 身体の環境に対する適応能力・至適範囲
- 飲料水や空気の衛生的管理
- 生活に伴う廃棄物の衛生的管理

高等学校（科目保健）

「現代社会と健康」
- 健康の考え方
- 現代の感染症とその予防
- 生活習慣病などの予防と回復
- 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- 精神疾患の予防と回復

「安全な社会生活」
- 安全な社会づくり
- 応急手当

「生涯を通じる健康」
- 生涯の各段階における健康
- 労働と健康

「健康を支える環境づくり」
- 環境と健康
- 食品と健康
- 保健・医療制度及び地域の保健医療機関
- 様々な保健活動や社会的対策
- 健康に関する環境づくりと社会参加

（原則として、入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修）

令和４年度 小学校学習指導要領実施状況調査について（結果のポイント）

調査の概要

【目的】
小学校学習指導要領の次期改訂に資するため、今次改訂の改善事項を中心に、各教科等の目標や内容に照らした児童の学習の実現状況について調査研究を行い、検討の基礎となる客観的データ等を得るとともに、教育課程の基準に係る課題の有無及びその内容等を検証・総括する。

【時期、対象学年及び教科等】
〇調査時期：令和５年２月６日（月）から令和５年３月３日（金）
〇調査対象：公立小学校　1,170校（義務教育学校前期課程含む）　※全学校の約７％、無作為抽出
　　実施児童数（延べ）　120,378人
〇内容　　：各教科で、①今次改訂の基本方針に関する事項、②各教科等の主な改善事項（今回の改訂で新設された事項、学年及び学校種を超えて移行した事項）、③従来より課題とされている事項の視点に基づくペーパーテスト調査を実施するとともに、一部教科で実技調査を実施。あわせて、児童、教師、学校長を対象としたアンケート調査を実施。
　　（教師、学校長については、オンライン形式にて実施。）
・ペーパーテスト調査：第３～６学年　国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育（運動領域、保健領域）、外国語（英語）
・アンケート調査（学校）（児童、教師）：第２～６学年　生活、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、外国語活動
・実技調査：第６学年　図画工作、家庭、体育（運動領域）、外国語（英語）

（主なポイント）

各教科のペーパーテスト調査の結果から
〇「知識・技能」について、事実的な「知識」は一定程度の定着が見られるものもある一方、「知識」の概念としての習得や、習得した「知識」を日常生活に当てはめたり、現実の事象と関連づけて理解することには一部に課題があると考えられる。
〇「思考力・判断力・表現力等の育成」の観点から、例えば児童が具体的な問いを見いだす点等については、定着が見られるものもあると考えられる一方、目的に応じた課題解決、自分の考えや根拠を明確に説明するといった点については、課題があると考えられる。

生活、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のアンケート調査の結果から（P 228～232）
〇アンケート調査では、学習状況や学校生活等について概ね肯定的な回答が多く見られるが、同様の趣旨の項目において、教師の認識と児童の受け止めに差があるなど、課題が一部で見られる。

教育課程全体に係るアンケート調査
〇主体的・対話的で深い学びや、資質能力の３つの柱、見方・考え方などの学習指導要領が提唱する基本的な考え方については、現場の教育課程や学習指導の改善等に良い効果を与えたとの回答が多く見られる。
〇学習指導要領の趣旨実現を妨げる要素としては、多忙化や人員確保、研修時間の確保などの回答が多い。
〇標準授業時数について、教育課程編成に係る学校の裁量を広げることについては、多くの学校が賛成。年間授業時数を確保した上で、教科間の授業時数の調整を可能とするような取組を行ってみたいとする学校が多い。

令和４年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（体育科（運動領域））

１．平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

○「知識及び技能」として、知識を技能と関連付けて示す。
○「思考力、判断力、表現力等」として、表現力を新たに示す。
○「学びに向かう力、人間性等」として、従前に引き続き内容を示すとともに、共生の視点を新たに示す。

２．学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

○互いの動きや考えのよさを認め合うことのように運動やスポーツの価値である、公正、協力、責任、参画、共生、健康・安全等に関する態度の理解については、相当数の児童ができている。
○体ほぐしの運動の目的の理解や、クロールにおける自己の能力に適した課題の解決の仕方を工夫することに関する思考力、判断力については課題があると考えられる。

３．２の成果と課題を踏まえた改善の方向性

○指導上の改善点
・体ほぐしの運動の目的や必要性について、教師が理解し、授業において丁寧に言葉で児童に説明したり、活動を通して理解できるようにしたり、活動後に価値付けたりするなどして、その意味を児童が理解できるようにする。
・クロールの呼吸の仕方に関する課題に応じた様々な練習方法について、教師が理解し、授業において適切に児童に提示することが求められる。

４．調査問題例（ペーパーテスト 小学校/体育科（運動領域））

「互いの動きや考えのよさを認め合うこと」の問題例（別紙１参照）

○今回の学習指導要領改訂により、「共生」の視点が新たに示された。
○「学びに向かう力、人間性等」に関連し、共生の理解を問う問題を出題。　**【通過率　90.6%】**

※本調査は、「学びに向かう力、人間性等」に関する理解度を把握するものであることに留意が必要である。

「体ほぐしの運動の目的を理解すること」の問題例（別紙２参照）

○前回調査では、体ほぐしの運動の目的の理解に課題があると考えられた。
○「知識及び運動」に関連し、体ほぐしの運動の目的を理解することを問う問題を出題。　**【通過率　37.3%】**

「クロールの自己の能力に適した課題の解決の仕方を工夫すること」の問題例（別紙２参照）

○前回調査では、クロールの自己の能力に適した課題の解決の仕方の思考・判断に課題があると考えられた。
○「思考力、判断力、表現力等」に関連し、課題の解決の仕方を工夫することの理解を問う問題を出題。　**【通過率　38.5%】**

令和４年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（体育科（運動領域））

別紙１（問題例）

「互いの動きや考えのよさを認め合うこと 」の問題例

体育　第６学年　（３）互いの動きや考えのよさを認め合うことの理解を問う問題
この問題から、運動やスポーツの価値の一つである共生に関する「学びに向かう力、人間性等」の理解度を測る。
・互いの動きや考えのよさを認め合うことの大切さを理解していることが必要。

(6)　表現の授業で、各グループで工夫した「はじめ-なか-おわり」のある簡単なひとまとまりの動きを、ペアグループで見せ合い話し合っています。

お互いのグループの課題解決に向けて取り組む話し合いの行動として、最も適しているものを次の１から４の中から１つ選び、その番号を□に書きましょう。

また、それを選んだ理由を［　　］に書きましょう。

1　ペアグループの仲のよい人のよくなった動きをほめる
2　ペアグループの動きがよくなっていても、はずかしいので自分からはほめない
3　ペアグループの動きのよくなったところをほめる
4　ペアグループの動きのよくなったところに関心がないので発言しない

3　(29

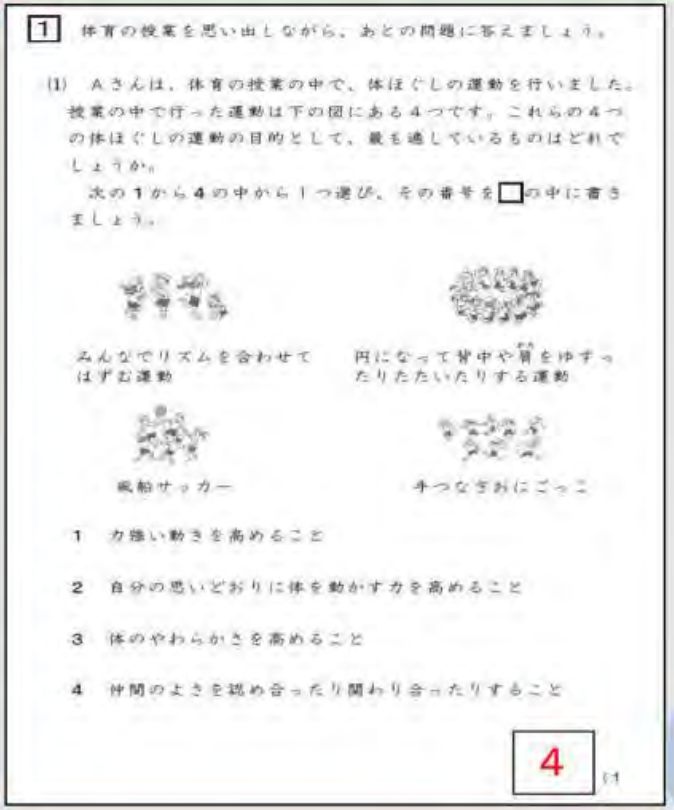
【通過率　90.6%】

令和４年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（体育科（運動領域））

別紙２（問題例）

「体ほぐしの運動の目的を理解すること」の問題例

体育　第６学年　（１）体ほぐしの運動の目的の理解を問う問題
この問題から、体ほぐしの運動の目的の一つである、仲間のよさを認め合ったり、関わり合ったりすることに関する「知識及び運動」の知識の習得の状況を測る。
・体ほぐしの運動の目的を理解していることが必要。



1　体育の授業を思い出しながら、あとの問題に答えましょう。

(1)　Aさんは、体育の授業の中で、体ほぐしの運動を行いました。授業の中で行った運動は下の図にある４つです。これらの４つの体ほぐしの運動の目的として、最も適しているものはどれでしょうか。
次の１から４の中から１つ選び、その番号を□の中に書きましょう。

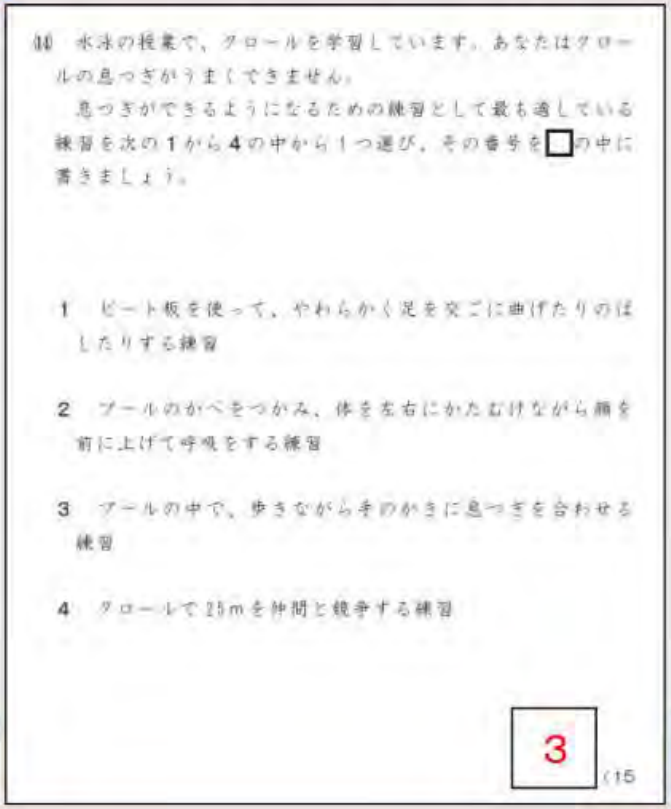
1　力強い動きを高めること
2　自分の思いどおりに体を動かす力を高めること
3　体のやわらかさを高めること
4　仲間のよさを認め合ったり関わり合ったりすること

4　(1)

【通過率　37.3%】

「クロールの自己の能力に適した課題の解決の仕方を工夫すること」の問題例

体育　第６学年　（２）クロールの自己の能力に適した課題の解決の仕方を工夫することを問う問題
この問題から、自己の能力に適した課題の解決の仕方を工夫する「思考力、判断力、表現力等」の思考力、判断力の育成の状況を測る。
・課題の解決のために、自己の課題に応じた練習の仕方を理解していることが必要。



(4)　水泳の授業で、クロールを学習しています。あなたはクロールの息つぎがうまくできません。
息つぎができるようになるための練習として最も適している練習を次の１から４の中から１つ選び、その番号を□の中に書きましょう。

1　ビート板を使って、やわらかく足を交ごに曲げたりのばしたりする練習
2　プールのかべをつかみ、体を左右にかたむけながら顔を前に上げて呼吸をする練習
3　プールの中で、歩きながらそのときに息つぎを合わせる練習
4　クロールで25mを仲間と競争する練習

3　(4)

【通過率　38.5%】

令和４年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（体育（保健領域））

１．平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

○生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を育成することができるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標、内容に改善する。
○自己の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化し、「技能」に関連して心の健康、けがの防止の内容の改善を図るとともに、運動領域との一層の関連を図った内容等について改善する。

２．学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

○「知識及び技能」の習得の観点から、身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容については、相当数の児童ができている設問があるが、日常生活において認識しにくい内容については、課題があると考えられる設問がある。
○「思考力、判断力、表現力等」の育成の観点から、保健の授業で学んだ内容を分類・選択することについては相当数の児童ができている設問がある一方、健康の原則や概念と具体的な生活・行動とを結び付けて考えることについては、課題があると考えられる設問がある。

３．２の成果と課題を踏まえた改善の方向性

○指導上の改善点
- 健康・安全に関する基礎的な内容を踏まえ、日常生活において認識しにくい内容について、より理解を深めることができるような指導を重視
- 生活経験や学習を通してもっている知識と、保健の授業で新たに学んだことを比較したり、関連付けたりすることができるような指導を重視
- 身近な健康情報から課題を発見し、解決する方法を選択したり、その理由を説明したりすることができるような指導を重視

４．調査問題例（ペーパーテスト 小学校/保健）

「健康・安全に関する基礎的な内容」に関する問題例
（別紙１参照）
○健康によい環境を整えることについての説明から、正しい説明を選択する問題を出題。 **【通過率　93.９％】**

「授業で学んだ内容を分類・選択すること」に関する問題例
（別紙２参照）
○「自転車転倒事故の発生原因となった、人の行動とまわりの環境」を選択する問題を出題。
人の行動　**【通過率　93.1%】**
まわりの環境 **【通過率　90.7%】**

「日常生活において認識しにくい内容」に関する問題例
（別紙３参照）
○「地域の様々な保健活動」を行っている場所を記述する問題を出題。 **【通過率　40.８％】**

「健康の原則や概念と具体的な生活・行動とを結び付けて思考・判断し、表現する力の育成」に関する問題例
（別紙４参照）
○「心と体の密接な関係」について、心と体の影響の具体例を選択する問題を出題。
「体から心への影響」の具体例を選択する問題 （体調がよいと「やる気が出る」を選択した児童）**【通過率 59.4%】**
「心から体への影響」の具体例を選択する問題(不安があると「おなかが痛くなる」を選択した児童)
【通過率 39.1%】

令和４年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（体育（保健領域））

別紙１（問題例）

「健康・安全に関する基礎的な内容」に関する問題例

体育（保健領域）　第３学年（１）健康な生活
毎日を健康に生活するために大切なことを整理する問題のうち、室内環境の換気について問う問題

このような問題から、健康を保持増進するために生活環境を整えることについて、定期的に換気することの必要性に関する知識の習得状況を測る。

(3) 健康によい環境を整えることについての説明として、最も適切なものはどれですか。次の１から４の中から１つ選び、その番号を□の中に書きましょう。

1　ほこりやにおいなどで部屋の空気が汚れていなければ、空気の入れかえはしなくてもよい

2　冷房中は、部屋の空気を入れかえる回数を減らし、エネルギーを節約するとよい

3　部屋の中の空気が汚れているかどうか分からなくても、時間を決めて空気の入れかえをするとよい

4　暖房中は、部屋の温度を一定に保つために、空気を入れかえる回数は少なくしたほうがよい

3 (7)

【通過率　93.9%】

令和４年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（体育（保健領域））

別紙２（問題例）

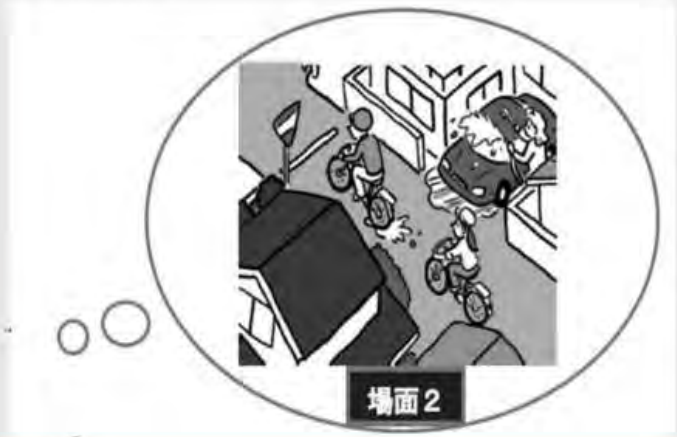
「授業で学んだ内容を分類・選択すること」に関する問題例

体育（保健領域）　第５学年（２）けがの防止
自転車転倒事故の発生の原因を問う問題

○交通事故を予防するための原則や概念について習得した知識を活用し、交通事故の事例から具体的な事故の発生の原因となったことを「人の行動」と「まわりの環境」に分類・選択する問題
　このような問題から、危険の予測や回避の方法に関する「思考力、判断力、表現力等」の育成状況を測る。

この前、友達のももかさんと２人で、自転車に乗って遊びに出かけたときのことなのですが…。

ももかさんと遊びに行くのをとても楽しみにしていたので、うれしくて**1 スピードを出しすぎて**しまいました。すると、**2 「止まれ」の標識があった**のでブレーキをかけました。そうしたら、ちょうど**3 地面に水たまりがあって**、**4 タイヤがスリップして**バランスをくずして転んでしまいました。



(2)　交通事故や身の回りの危険（きけん）などは、人の行動や、まわりの環境（かんきょう）が関（かか）わり合って起こります。

さくらさんは、この前自転車で転んでしまったことを、グループのみんなに話しました。その内容を読んで、転とう事故のおもな原因となった**「人の行動」**、**「まわりの環境」**に当てはまるものを、**下線部１から４**の中からそれぞれ１つずつ選び、その番号を□の中に書きましょう。

人の行動 **1** (27)　　まわりの環境 **3** (28)

人の行動　【通過率　93.1%】
まわりの環境【通過率　90.7%】

令和４年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（体育（保健領域））

別紙３（問題例）

「日常生活において認識しにくい内容」に関する問題例

体育（保健領域）　第６学年（３）病気の予防

「地域の様々な活動」が行われている場所を問う問題

○地域における保健に関わる様々な活動を示し、それらの活動が行われている場所を記述する問題
このような問題から、地域で行われている保健に関わる様々な活動について「知識」の習得状況を測る。

ひろしさんが病気の予防について教科書で調べていると、地域では人々の健康を守るために、次のような活動を行っていることを見つけました。

【正答例】

保健所、保健センター

【通過率　40.8%】



令和４年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（体育（保健領域））

別紙４（問題例）

「健康の原則や概念と具体的な生活・行動とを結び付けて思考・判断し、表現する力の育成」に関する問題例

体育（保健領域）　第５学年（１）心の健康

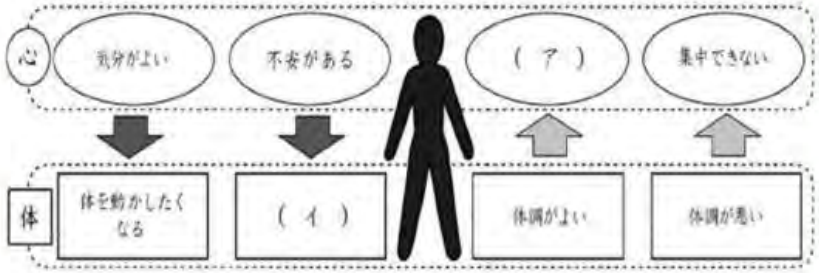
「心と体の密接な関係」について、「体から心への影響」と「心から体への影響」を問う問題

○心と体の密接な関係に関する原則や概念について習得した知識を基に、「体から心への影響」の具体例、「心から体への影響」の具体例を選択する問題
このような問題から、心と体の関係に関する原則や概念と具体的な影響の関連について「思考力、判断力、表現力等」の育成状況を測る。

ア【通過率　59.4%】

イ【通過率　39.1%】

(2)　ゆうこさんは、心と体の関係について調べた結果を、下の図のようにまとめました。次の①、②の問題に答えましょう。

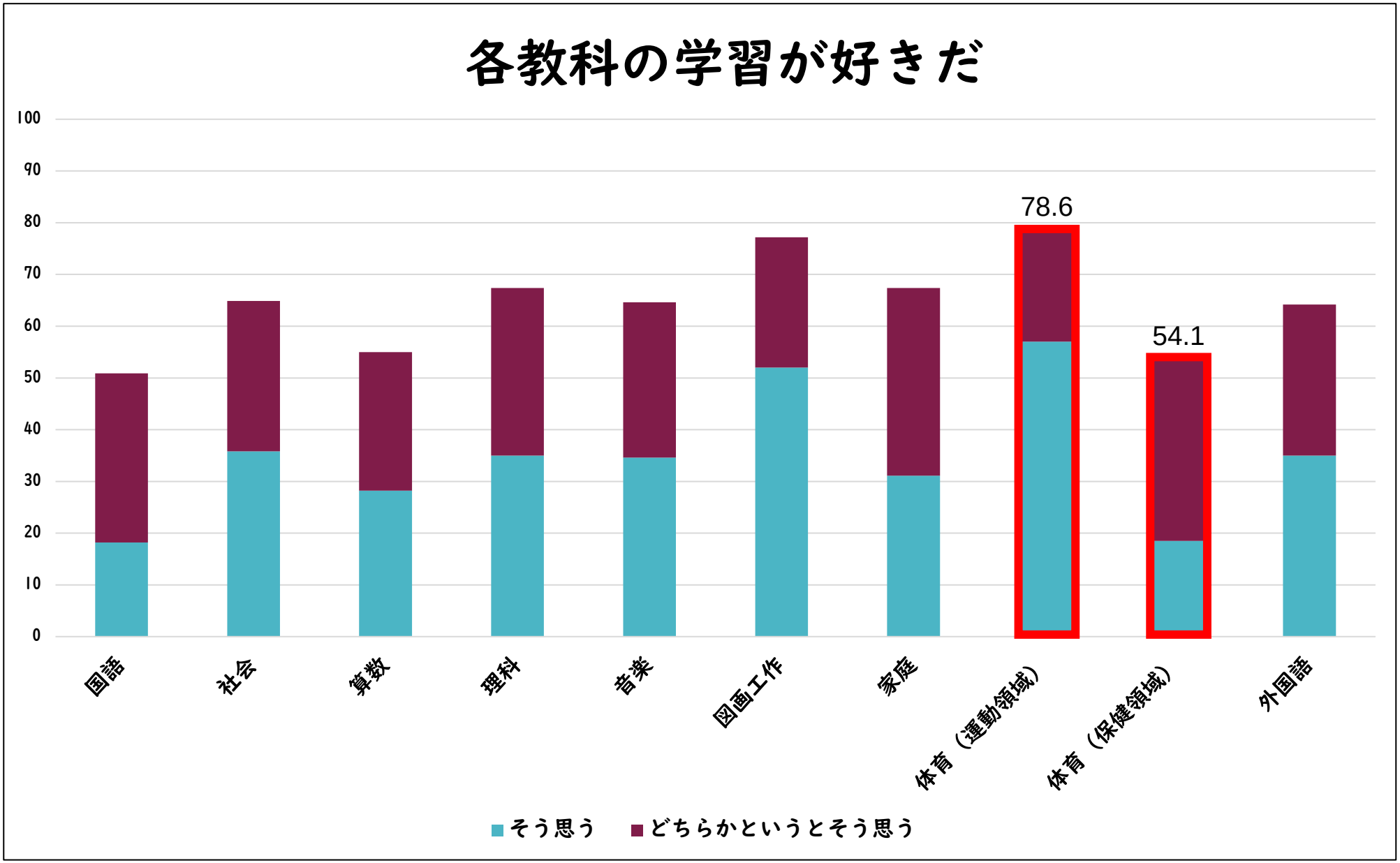


①　ゆうこさんのまとめた上の図について、（ア）と（イ）にはどんな言葉が入りますか。次の１から４の中からそれぞれ１つずつ選び、その番号を□の中に書きましょう。

1　やる気が出る
2　体が軽い
3　やる気が出ない
4　おなかが痛(いた)くなる

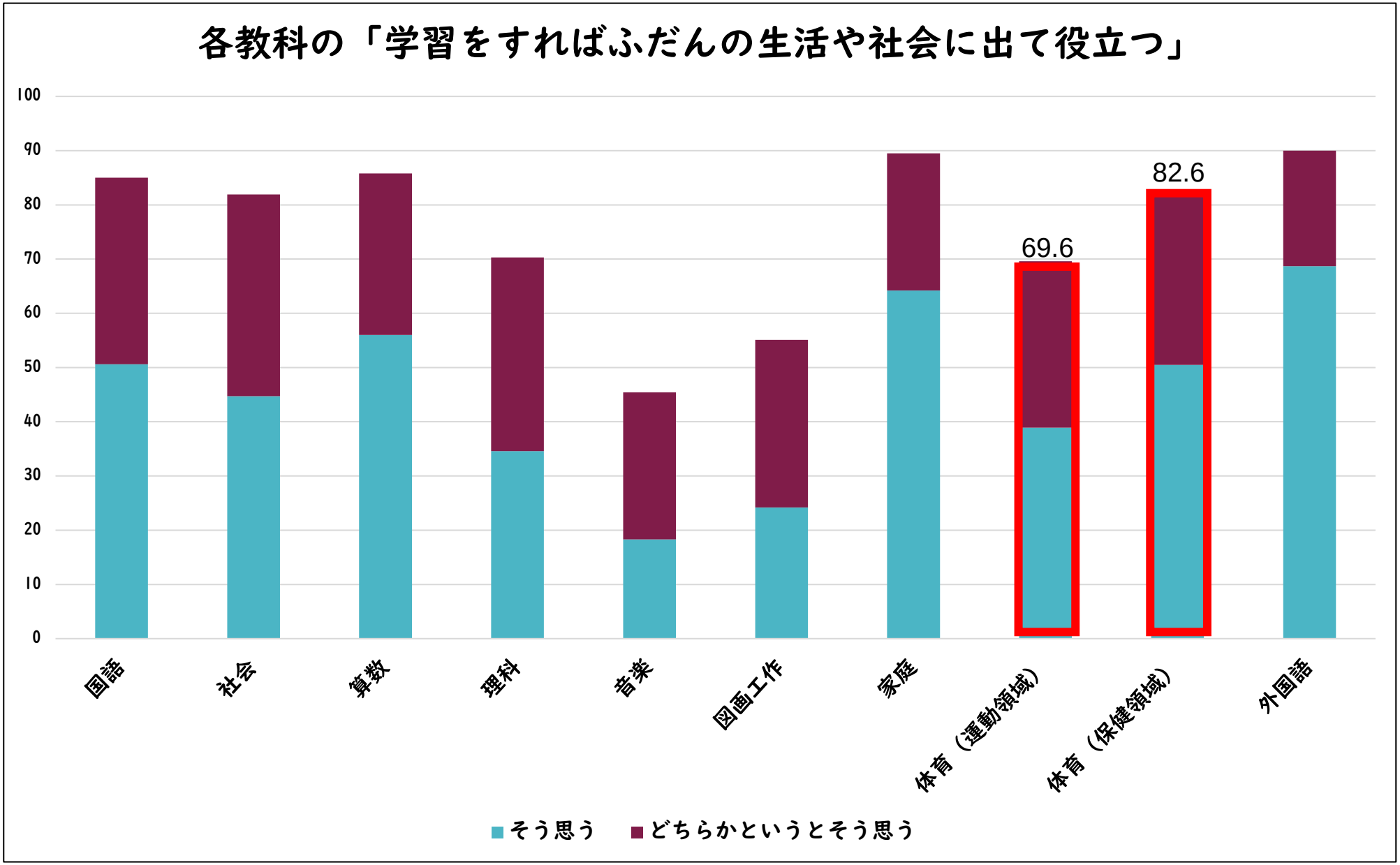
ア　1　(19)　　イ　4　(20)

令和４年度　小学校学習指導要領実施状況調査



（出典）令和４年度　小学校学習指導要領実施状況調査　第６学年回答　一部抜粋

令和４年度　小学校学習指導要領実施状況調査



（出典）令和４年度　小学校学習指導要領実施状況調査　第６学年回答　一部抜粋

令和５年度 中学校学習指導要領実施状況調査の結果について（保健体育（体育分野））《速報版》

１．平成29年学習指導要領の改訂の主なポイント

○豊かなスポーツライフを実現する基礎を培うことを重視し、資質・能力の三つの柱ごとの指導内容の一層の明確化を図る。
○共生の視点を重視し、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう指導内容の充実を図る。

２．学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

○「学びに向かう力、人間性等」のうち、公正、協力、参画、共生、健康・安全に関する態度の理解については、相当数の生徒ができている。
○「知識及び技能（運動）」の、「体の動かし方や行い方」の理解や「思考力、判断力、表現力等」の知識を活用して課題を発見したり解決策を選択したりすることなどに課題のある設問が見られる。
○実技調査については、ペーパーテストでは課題の見られた項目も含め、ほとんどの問題で相当数の生徒ができている。

３．２の成果と課題を踏まえた改善の方向性

○指導上の改善点
- 「学びに向かう力、人間性等」については、体育分野においては具体的な指導内容が示されており、引き続きこれらの指導の充実を図る。
- 知識については、具体的な知識（「何を」「どのように」）と汎用的な知識（「何のために」「なぜ」）を関連させた指導の一層の充実を図る。
- 運動実践につながる態度(共生)に関する「思考力、判断力、表現力等」については、指導場面や指導方法の充実を図る。

４．調査問題例（ペーパーテスト・実技 中学校/保健体育(体育分野)）

球技の「学びに向かう力、人間性等(共生)」の理解に関する問題例（別紙１参照）
○「一人一人の違いに応じた課題や挑戦及び修正などを認めようとすること」について適切な行動を選ぶ問題を出題**【通過率　84.2%】**

体ほぐしの運動の「知識及び運動」の理解に関する問題例（別紙２参照）
○「体ほぐしの運動」のねらいに応じた行い方として不適切なものを選ぶ問題を出題**【通過率　31.6%】**

球技の「(運動実践につながる態度に関する)思考力、判断力、表現力等」に関する問題例（別紙３参照）
○「体力や技能の程度，性別等の違いを踏まえて，仲間とともに楽しむための練習やゲームを行う方法を見付け，仲間に伝えること(共生の思考・判断・表現)」という課題についての意見交換で、課題の解決に適切な意見を選ぶ問題を出題**【通過率　46.3%】**

【実技調査】
器械運動（マット運動）の「(体の動かし方や運動の行い方に関する)思考力、判断力、表現力等」に関する調査内容例（別紙４参照）
○「提示された動きのポイントやつまずきの事例を参考に、仲間の課題や出来映えを伝えること(行い方)」【通過率　93.8%】

球技（ゴール型）の「学びに向かう力、人間性等(共生)」に関する調査内容例（別紙４参照）
○一人一人の違いに応じた課題や挑戦及び修正などを認めようとすること**【通過率　81.5%】**

令和５年度 中学校学習指導要領実施状況調査の結果について（保健体育（体育分野））《速報版》

別紙１（問題例）

球技の「学びに向かう力、人間性等(共生)」の理解に関する問題例

一人一人の違いに応じた課題や挑戦及び修正などを認めようとすることについて問う問題
○この問題から、体力や技能の程度、性別や障害の有無等に応じて練習の仕方やゲームの修正を認めようとする「学びに向かう力、人間性等」の実現状況を測る。

15 球技の授業で、「一人一人の違いに応じたプレイなどを認めようとする」ことを学習しています。次のアからエは、球技のバレーボールでそれぞれの生徒の考えとそれに基づく仲間への行動を示しています。

次のアからエのうち正しいものの組合せとして、**最も適切なもの**を、次の**1**から**4**の中から１つ選びなさい。(15

ア Aさんは、それぞれの状況に合った実現可能な課題を持つことが大切だと思い、練習の際には目標とするパスの継続回数をそれぞれに設定しようと提案した

イ Bさんは、ゲームで簡単なミスをする人に腹が立ったが、嫌な感情を出さないよう無言でプレイを続けた

ウ Cさんは、バレーボールが苦手な人も多いと感じたので、参加者全員が楽しんだり達成感を味わったりできるよう、トスは手投げで行うゲームに合意した

エ Dさんは、自分はよくゲーム中にミスをするので、みんなに迷惑をかけないように、できる限りボールが来ない位置にいるようにして取り組んだ

① ア と ウ

2 ア と エ

3 イ と ウ

4 イ と エ

【通過率 84.2%】

別紙２（問題例）

体ほぐしの運動の「知識及び運動」の理解に関する問題例

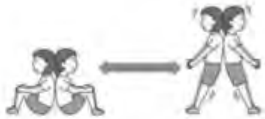
「体ほぐしの運動」のねらいに応じた行い方について問う問題
○この問題から、「体ほぐしの運動」の行い方には、「心と体の関係や心身の状態に気付く」、「仲間と積極的に関わり合う」というねらいがあることについての理解の実現状況を測る。

1 「体ほぐしの運動」の行い方の例とそのねらいについて、**不適切なもの**を、次の１から４の中から１つ選びなさい。（1

1　のびのびとした動作の手軽な運動は、体がほぐれると心もほぐれることを実感するねらいがある



2　仲間と動きを合わせる手軽な運動は、仲間と関わり合うことで、体を動かす楽しさや心地よさを実感するねらいがある



3　リズムに乗って心が弾むような運動は、自分の調子に気付くねらいがある



4　集団で力を合わせて課題に挑戦するような運動は、体の動きを高めるねらいがある



【通過率　31.6%】

令和５年度 中学校学習指導要領実施状況調査の結果について（保健体育（体育分野））《速報版》

別紙３（問題例）

球技の「(運動実践につながる態度に関する)思考力、判断力、表現力等」に関する問題例

体力や技能の程度、性別等の違いを踏まえて仲間とともに楽しむための練習やゲームを行う方法を見付け、仲間に伝えることについて問う問題

○この問題から、体力や技能の程度、性別等の違いを踏まえて、仲間とともに楽しむための練習やゲームを行う方法を見付け、仲間に伝える「思考力、判断力、表現力等」の実現状況を測る。

14 球技のソフトボールの授業で、「体力や技能の程度、性別等の違いを踏まえて、仲間とともに楽しむための練習やゲームを行う方法を見付け、仲間に伝える」という課題について意見交換をしています。次のアからエのうち、**課題の解決に合った意見の組合せ**を、次の１から４の中から１つ選びなさい。(14

ア　技能の差があるから、それぞれで楽しめるように得意な人たちと不得意な人たちに分かれてゲームをしよう

イ　体力の程度や性別の違いはあるけど、それらを個性と考えて取り組めるように、不得意な人たちが守備をする時はグラブにボールを当てたらアウトというルールにしてみてはどうかな

ウ　みんなが達成感を味わえるよう、バッティングが不得意な人はテニスラケットで打ってみてはどうだろう

エ　様々な違いを超えて、参加者全員が楽しんだり達成感を味わったりすることは難しいので、たくさん試合ができるようにリーグ戦をしてはどうかな

1　ア　と　ウ

2　ア　と　エ

3　イ　と　ウ

4　イ　と　エ

【通過率　46.3%】

別紙４（問題例）

【実技調査】

器械運動（マット運動）の「(体の動かし方や運動の行い方に関する)思考力、判断力、表現力等」に関する調査内容

【調査方法】

① グループで開脚後転に挑戦する
② 仲間の課題や出来映えを学習カードに記入する
③ 学習カードに記入した課題や出来映えを仲間に伝える

【評価規準】

○提示された動きのポイントやつまずきの事例を参考に、仲間の課題や出来映えを伝えている

【通過率　93.8%】

球技（ゴール型）の「学びに向かう力、人間性等(共生)」に関する調査内容

【調査方法】

① ５人対５人（うち各チームの１人は車いすでのプレイ）でバスケットボールのゲームを行う
② ゲーム開始前に、「全員が楽しんだり、達成感を味わったりするための工夫」についてチームで話し合う
③ ゲーム終了後に、「全員が楽しんだり、達成感を味わったりするための工夫」について、自分の考えを学習カードに記入する

【評価規準】

○一人一人の違いに応じた課題や挑戦及び修正などを認めようとしている

【通過率　81.5%】

令和５年度 中学校学習指導要領実施状況調査の結果について（保健体育（保健分野））《速報版》

１．平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

○生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を育成することができるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標、内容に改善する。
○自他の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化し、「技能」に関連して傷害の防止の内容の改善を図るとともに、体育分野との一層の関連を図った内容等について改善する。

２．学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

○「知識及び技能」の習得の観点から、個人生活における健康・安全に関する基礎的な内容については、相当数の生徒ができているものの、日常生活において認識しにくい内容については、課題があると考えられる設問がある。
○「思考力、判断力、表現力等」の育成の観点から、保健の授業で学んだ内容に基づき適切な行動を選択することについては相当数の生徒ができているものの、健康の原則や概念と具体的な生活行動とを結び付けて考えることについては、誤答にも留意する必要があると考えられる。

３．２の成果と課題を踏まえた改善の方向性

○指導上の改善点
・健康・安全に関する基礎的な内容を踏まえ、日常生活において認識しにくい内容について、より理解を深めることができるような指導を重視。
・生活経験を通してもっている知識について、科学的なデータや根拠に基づき、概念的な理解を深めることができるような指導を重視。
・健康の原則や概念と具体的な生活行動とを結び付けて考えることができるような指導を重視。

４．調査問題例（ペーパーテスト 中学校/保健体育（保健分野））

「健康・安全に関する基礎的な内容」に関する問題例

（別紙１・２参照）
○予防接種に関する説明の中から、正しいものを選択する問題を出題
【通過率　91.7%】
○緊急地震速報に関する説明の中から、正しいものを選択する問題を出題
【通過率　83.0%】

「保健の授業で学んだ内容に基づき適切な行動を選択すること」に関する問題例

（別紙３参照）
○感染症の予防に関する事例から、適切な行動を選択する問題を出題
【通過率　93.3%】

「日常生活において認識しにくい内容」に関する問題例

（別紙４参照）
○心肺蘇生法の胸骨圧迫における、具体的な実施方法を選択する問題を出題
圧迫する深さ【通過率　49.7%】
圧迫のテンポ【通過率　31.6%】

一定程度の生徒はできているが、誤答にも留意する必要がある問題例

（別紙５・６参照）

○がんの特徴について正しいものを選択する問題を出題
「異常な細胞が増殖する病気」を選択**【通過率　62.5%】**
ただし誤答として、「５人に１人くらいがかかる病気」を**29.4%**が選択
○薬を飲む量に関する資料を読み取り、過剰な使用による健康課題について誤っているものを選択する問題を出題
「主作用が適度にあらわれる」を選択**【通過率　60.8%】**
ただし誤答として、「生命に危険がある」を**14.7%**、「過度の主作用」を**12.4%**、「副作用が現れやすい」を**11.9%**がそれぞれ選択

令和５年度 中学校学習指導要領実施状況調査の結果について（保健体育（保健分野））《速報版》

別紙１（問題例）

「健康・安全に関する基礎的な内容」に関する問題例

保健体育科（保健分野）　第３学年（１）健康な生活と疾病の予防
予防接種に関する説明の中から、正しいものを選択する問題
このような問題から、感染症を予防するための予防接種を行う意味に関する知識の習得状況を測る。

(2)　予防接種について、正しいものを次の１から４の中から１つ選びなさい。

1　病原体を直接死滅させる薬を接種する

2　予防接種を受けることで、感染症にかかるリスクをゼロにすることができる

3　病原体と闘う免疫をつけることで、体の抵抗力を高めることができる

4　予防接種を受けることで、病原体が体内に侵入する経路を断つことができる

3

【通過率　91.7%】

別紙２（問題例）

「健康・安全に関する基礎的な内容」に関する問題例

保健体育科（保健分野） 第２学年（３）傷害の防止
緊急地震速報に関する説明の中から、正しいものを選択する問題
このような問題から、自然災害のリスクを低減するための緊急地震速報の意味に関する知識の習得状況を測る。

(2) 緊急地震速報について、正しいものを次の１から４の中から１つ選びなさい。

1 緊急地震速報は、揺れが発生すると予想される数時間前に発表される

2 緊急地震速報を受け取るためには、気象庁への登録が必要である

3 緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、防災行政無線のほか、携帯電話やスマートフォンでも利用できる

4 緊急地震速報では、津波と土砂災害の情報も伝えられる

3

【通過率 83.0%】

別紙３（問題例）

「保健の授業で学んだ内容に基づき適切な行動を選択すること」に関する問題例

保健体育科（保健分野） 第３学年（１）健康な生活と疾病の予防
感染症の予防に関する事例から、適切な行動を選択する問題
このような問題から、感染症の予防に関する知識を活用する「思考力、判断力、表現力等」の育成状況を測る。

(3) 次の文章を読んで、下の問題に答えなさい

会社員のAさんは起床して体温を測ると37.7度ありました。Aさんの勤務先では、先週からインフルエンザに感染して休む人が増えていました。
Aさんは会社を休み、朝食後に布団に入って安静に過ごしました。昼食後に体温が37.2度まで下がり、病院で診察を受けるかどうかで迷いました。しかし、以前、風邪をひいた時に普段通りの生活をしていたら、自然に治ったことを思い出し、午後も自宅で過ごすことにしました。
夕方に同じ会社の友人がお見舞いに来たので、一緒に同じ袋に入ったお菓子を食べながら、おしゃべりをしました。その後、夕食をとり、いつもより早めの時間に就寝しました。
翌日、Aさんの体温は38.8度まで上がり、会社の友人も発熱してしまいました。

〈問題〉
このような状況で、Aさんのとるべきであった行動として、適切なものを次の**１**から**５**の中から**２つ**選びなさい。

1 マスクを着けて会社に出勤する

2 病院で医師の診察を受ける

3 朝食、昼食、夕食を控える

4 友人とは直接会わずに、電話やメールなどで連絡を取るようにする

5 午後から屋外で軽い運動をして、体調を整える

2 **4**

【通過率 93.3%】

別紙４（問題例）

「日常生活において認識しにくい内容」に関する問題例

保健体育科（保健分野） 第２学年（3）傷害の防止
心肺蘇生法の胸骨圧迫における、具体的な実施方法を選択する問題
このような問題から、心肺蘇生法の技能に関する知識の習得状況を測る。

(3) 次の文章は、成人に対する心肺蘇生法における胸骨圧迫についての説明です。文の中の①から③に入る最も適切なものを、それぞれ**１**から**４**の中から**１つずつ**選びなさい。

（「JRC蘇生ガイドライン2020」に基づく）

傷病者の胸が約（ ① ）沈み込むように、強く、速く、絶え間なく圧迫します。
圧迫のテンポは１分間に（ ② ）回です。胸骨圧迫は（ ③ ）行います。

①		
	1	1 cm
	2	3 cm
	3	5 cm
	4	10 cm

3 【通過率 49.7%】

②		
	1	40 ～ 60
	2	60 ～ 80
	3	80 ～ 100
	4	100 ～ 120

4 【通過率 31.6%】

③		
	1	中断せずに
	2	無理せず休みをとりながら
	3	人工呼吸を優先して
	4	他の人と交代せずに1人で

1 【通過率 84.4%】

胸骨圧迫で圧迫する深さやテンポについての理解に課題がある。

別紙５（問題例）

「健康・安全に関する基礎的な内容」に関する問題例

保健体育科（保健分野） 第２学年（１）健康な生活と疾病の予防
がんの特徴について正しいものを選択する問題
このような問題から、がんの疾病概念に関する知識の習得状況を測る。

(2) がんの特徴について、正しいものを次の**１**から**４**の中から１つ選びなさい。

1 がんは異常な細胞が増殖する病気である
2 がんは生涯のうちに５人に１人くらいがかかる病気である
3 がんは有効な予防法のない病気である
4 がんは大人だけがかかる病気である

1 【通過率 62.5%】

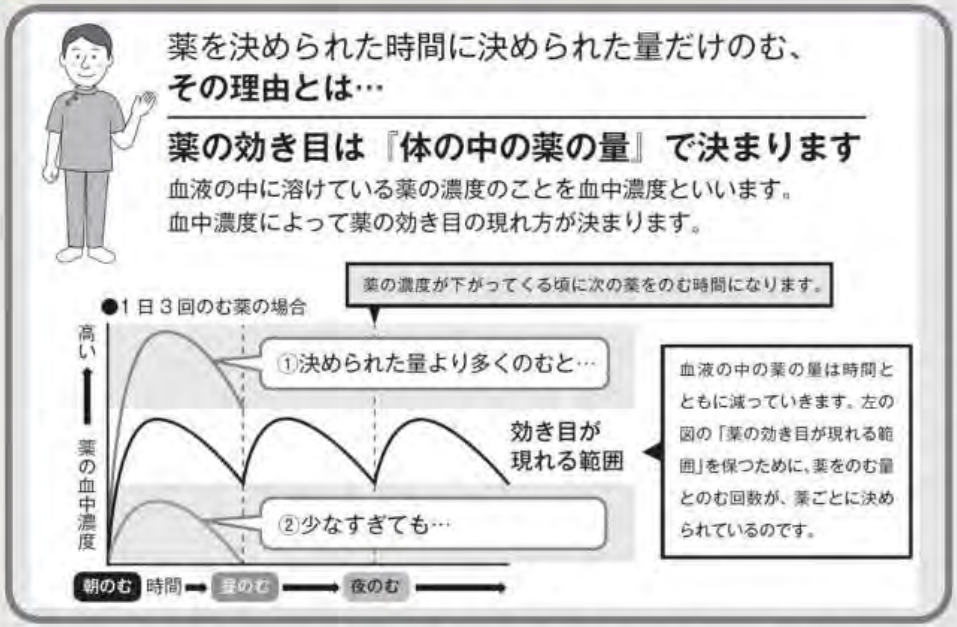
＊誤答として、「がんは生涯のうちに５人に１人くらいがかかる病気である」を**29.4%**が選択

一定程度の生徒はできているが、誤答にも留意する必要がある。

別紙６（問題例）

「保健の授業で学んだ内容に基づき適切な行動を選択すること」に関する問題例

保健体育科（保健分野） 第３学年（１）健康な生活と疾病の予防
薬を飲む量に関する資料を読み取り、過剰な使用に関わる健康課題を選択する問題
このような問題から、薬を飲む量に関する知識を活用する「思考力、判断力、表現力等」の育成状況を測る。



財団法人日本学校保健会「薬の正しい使い方 中学生用」一部改変

(1) 下の図は、薬の飲む量について説明したものです。次の①、②の問題に答えなさい。

① 「決められた量より多くのむと」の後に続く文章として、間違っているものを次の **1** から **4** の中から１つ選びなさい。

1 生命に危険なことがある
2 主作用が適度にあらわれる
3 主作用が過度にあらわれやすい
4 副作用がよりあらわれやすい

2 【通過率 60.8%】

＊誤答として、「生命に危険がある」を**14.7%**、「過度の主作用」を**12.4%**、「副作用が現れやすい」を**11.9%**がそれぞれ選択

一定程度の生徒はできているが、誤答にも留意する必要がある。

２．体育科・保健体育科の指導体制

教員免許制度の概要

令和４年7月28日現在

● 相当免許状主義 ➡ 図1、図2、図3参照

○ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の**教員**は、原則として、**学校の種類ごとの教員免許状が必要**です。（中学校又は高等学校の教員は学校の種類及び教科ごとの教員免許状が必要です。）

○ 義務教育学校の教員は、**小学校と中学校の両方の教員免許状が必要**です。中等教育学校の教員は、**中学校と高等学校の両方の教員免許状が必要**です。

○ 特別支援学校の教員は、**特別支援学校と特別支援学校の各部（幼稚部・小学部・中学部・高等部）に相当する学校種の両方の教員免許状が必要**です。

○ 児童の養護をつかさどる教員、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる教員は、それぞれ**養護教諭（養護助教諭）の免許状、栄養教諭の免許状が必要**です。

（教育職員免許法 第2条、第3条）

● 教員免許状の種類（教育職員免許法第4条、第5条）

教員免許状は3種類あり、申請により、都道府県教育委員会から授与されます。授与を受けるためには、①所要資格（学位と教職課程等での単位修得、又は教員資格認定試験（幼稚園、小学校、特別支援学校自立活動のみ実施）の合格）を得るか、②都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体面）を経る必要があります。具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められています。

免許状の種類	有効期間	有効地域範囲	概　要
普通免許状 ［専修免許状 一種免許状 二種免許状］	―	**全国**の学校	教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状です。**所要資格を得て必要な書類を添えて申請を行うことにより授与**されます。専修、一種、二種（高等学校は専修、一種）の区分があります。既に教員免許状を有する場合は、一定の教員経験を評価し、通常より少ない単位数の修得により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状の授与を受けることができます。
特別免許状	―	**授与を受けた都道府県内**の学校	教諭の免許状です。**社会的経験を有する者に、教育職員検定を経て授与**されます。授与を受けるには、任命又は雇用しようとする者の推薦が必要であり、教科に関する専門的な知識経験又は技能、社会的信望、教員の職務に必要な熱意と識見を有することが求められます。幼稚園教諭の免許状はありません。小学校教諭の免許状は教科ごとに授与されますが、特別活動など教科外活動を担任することも可能です。 ➡ 例1、2参照
臨時免許状	3年	**授与を受けた都道府県内**の学校	助教諭、養護助教諭の免許状です。**普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て授与**されます。 （当分の間、相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、都道府県が教育委員会規則を定めることにより、有効期間を6年とすることができます。（教育職員免許法附則第6項））

○ 特別免許状の授与例　例1 職業 看護師　高等学校の教科「看護」の特別免許状を授与
例2 職業 外国人の英会話学校講師　中学校の教科「英語」の特別免許状を授与

● 免許状主義の例外

○ 特別非常勤講師制度 ➡ 例3、4参照

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度です。

教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担任することができます。

任命・雇用する者が、**あらかじめ**都道府県教育委員会に**届出**をすることが必要です。

（教育職員免許法第3条の2）

○ 免許外教科担任制度 ➡ 例5参照

中学校、高等学校等において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることができます。**

校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に**申請し、許可を得る**ことが必要です。（教育職員免許法附則第2項）

○ 特別非常勤講師制度の活用例

例3 職業：調理師　高等学校の教科「家庭」の領域の一部として「調理実習」の授業を単独で実施することが可能。

例4 職業：書道家　中学校の教科「国語」の領域の一部として「書道」の授業を単独で実施することが可能。

○ 免許外教科担任制度の活用例

例5 山間地・へき地等の生徒数が少ない中学校で、全ての教科に対応した教員を1人ずつ採用できないなどの場合

中学校教諭の理科の教員免許状	○	隣の中学校の数学の担任 ＝
		隣の小学校の算数の担任 ＝

Q. ゲストティーチャーやティームティーチングにおける副担任の教員免許状は？

Ans. 相当の教員免許状を所有する**教員と常時一緒に授業に携わる場合**には、教員免許状は必要ありません。

図1

所有する免許状の種類 ＼ 担任が可能な学校種及び教科等	幼	小 各教科	小 道徳	小 外国語活動	小 総合的な学習の時間	小 特別活動	中 各教科	中 道徳	中 総合的な学習の時間	中 特別活動	高 各教科	高 総合的な探究の時間	高 特別活動
幼稚園のみ	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小学校のみ	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
中学校のみ	×	△	○	△	△	○	○	○	○	○	×	×	×
高校のみ	×	△	○	△	△	○	▲	×	▲	×	○	○	○

図2

所有する免許状の種類 ＼ 担任が可能な学校種及び教科等	義務教育学校 前期課程 各教科	前期課程 道徳	前期課程 外国語活動	前期課程 総合的な学習の時間	前期課程 特別活動	後期課程 各教科	後期課程 道徳	後期課程 総合的な学習の時間	後期課程 特別活動
小学校のみ	○	○	○	○	○	×	×	×	×
中学校のみ	△	○	△	△	○	○	○	○	○
小学校と中学校両方を併有	○	○	○	○	○	○	○	○	○

△：中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校、義務教育学校の前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に関する事項の担任が可能です（自立活動は含まれません）。小学校の外国語活動の担任は、英語の普免許状を所有する者のみ可能です（教育職員免許法第16条の5第1項）。

図3

所有する免許状の種類 ＼ 担任が可能な学校種及び教科等	中等教育学校 前期課程 各教科	前期課程 道徳	前期課程 総合的な学習の時間	前期課程 特別活動	後期課程 各教科	後期課程 道徳	後期課程 総合的な探究の時間	後期課程 特別活動
中学校のみ	○	○	○	○	×	×	×	×
高等学校のみ	▲	×	▲	×	○	○	○	○
中学校と高等学校両方を併有	○	○	○	○	○	○	○	○

▲：高等学校の工業、商業、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、家庭、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、家庭実習、看護、理科、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の教諭の免許状を所有する者は、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に関する事項の担任が可能です（教育職員免許法16条の6第2項）。

● 教員免許状の有効性

教員免許状は、学校の教員になる資格があることを証明する重要な書類です。懲戒免職（相当）や禁錮以上の刑に処せられたときなどは失効又は取上げとなり、勤務地又は住所地の都道府県教育委員会への返納義務があります。（教育職員免許法第10条、第11条）

● 違反者に対する刑事罰

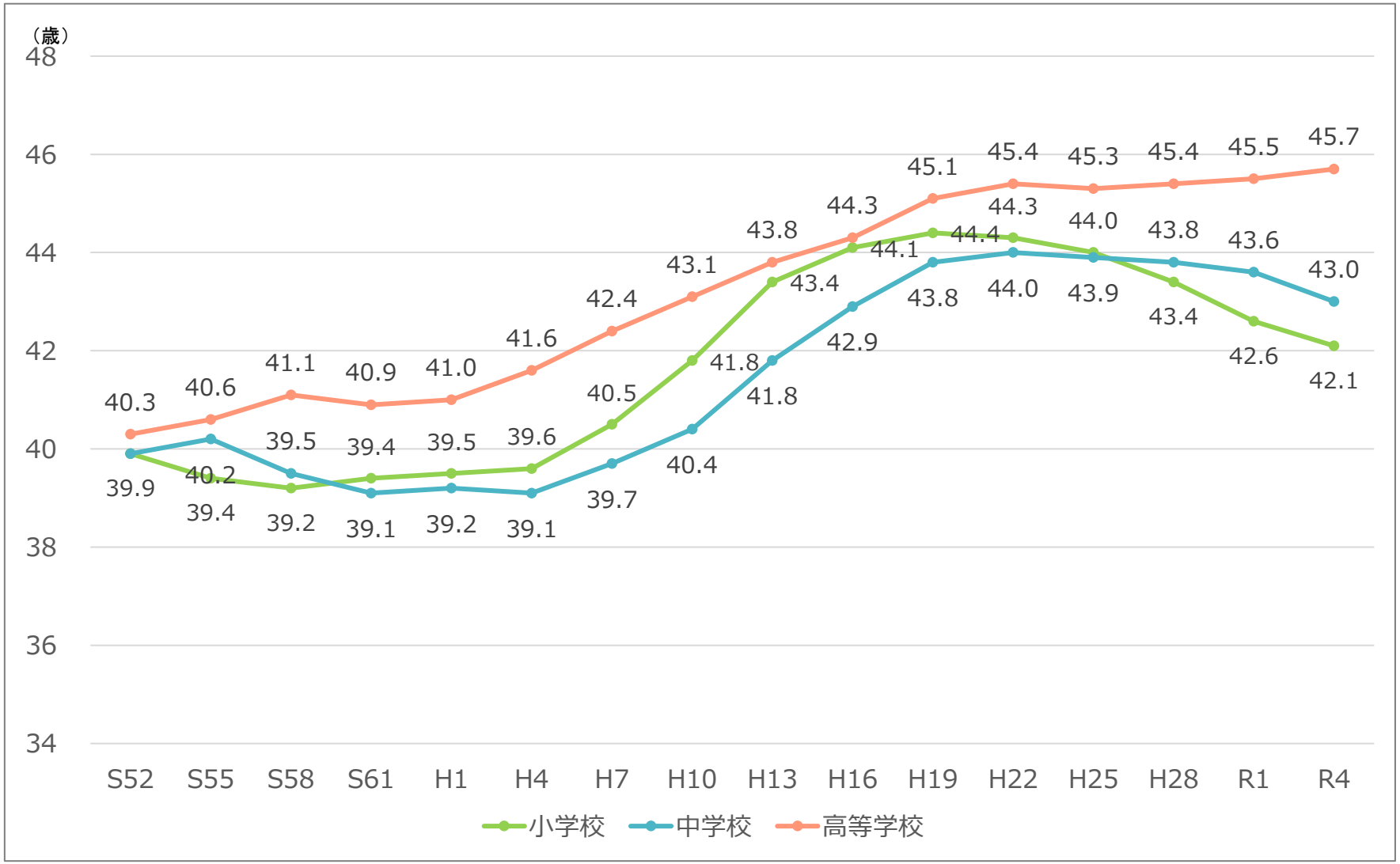
相当の教員免許状の必要性を認識しながら故意に、次の①又は②の行為をした者は、**30万円以下の罰金**に処されます。

① 相当の教員免許状を所有しない者を教員に**任命・雇用した者**
② 相当の教員免許状を所有しないにもかかわらず、**教員になった者**

（教育職員免許法第22条）

（出典）総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室作成

教員の平均年齢の推移（本務教員）

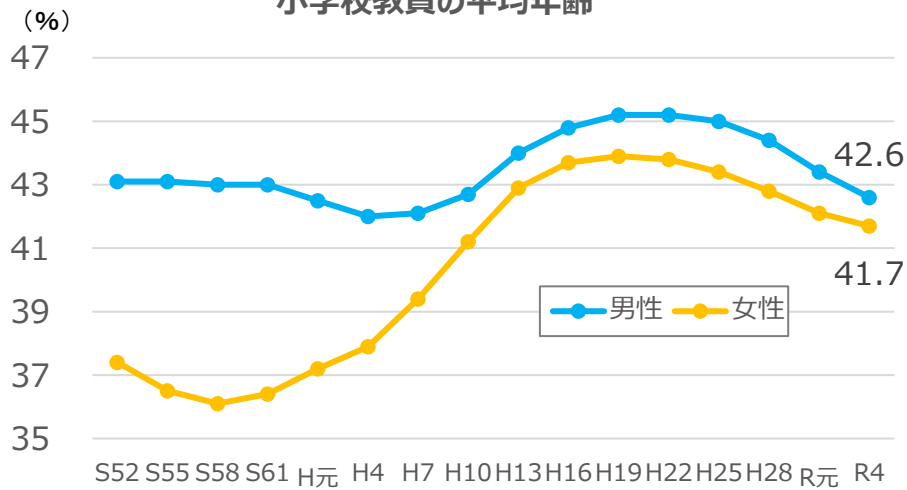


（出典）令和４年度学校教員統計調査の結果をもとにスポーツ庁作成

小学校における体育の指導体制について

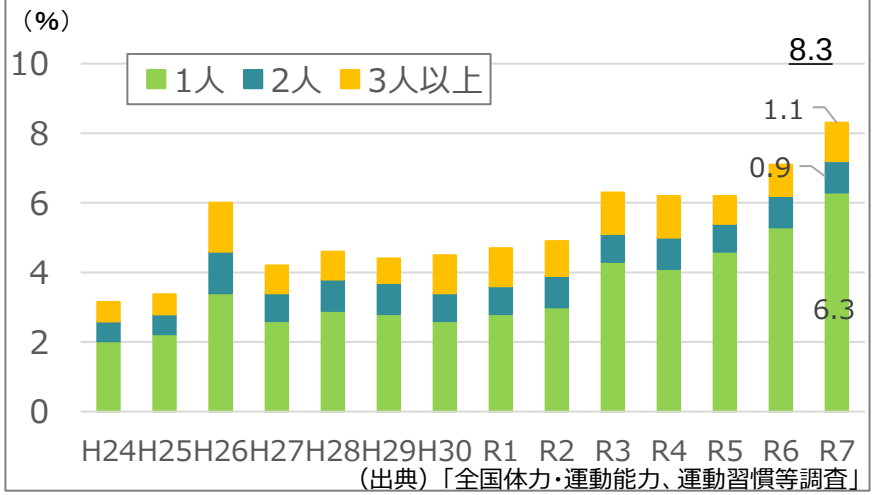
〇小学校で常勤の体育専科教員を配置している学校の割合は8.3%（令和7年度）
〇小学校における教員の平均年齢は、男性教員で42.6歳、女性教員で41.7歳（令和4年度）
〇小学校で体育の指導を補助する外部人材を配置している学校の割合は39.8%（令和7年度）

小学校教員の平均年齢



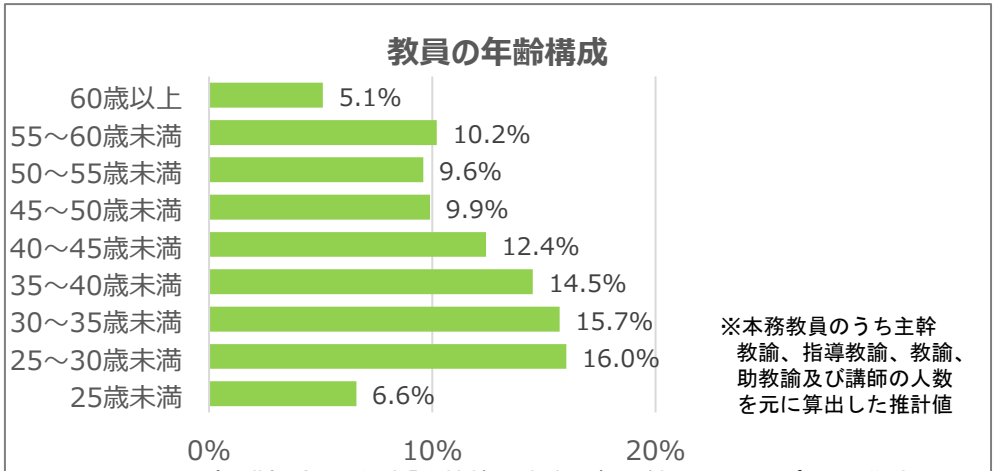
（出典）「学校教員統計調査」

体育専科教員（常勤）を配置している小学校の割合



（出典）「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

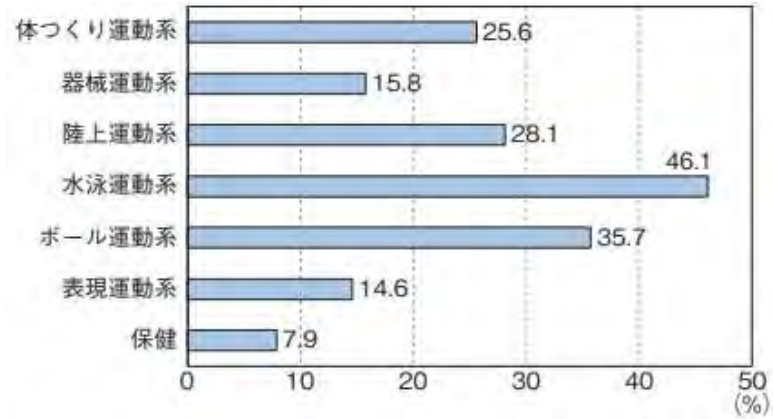
教員の年齢構成



※本務教員のうち主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の人数を元に算出した推計値

（出典）令和4年度「学校教員統計調査」の結果をもとにスポーツ庁作成

外部人材活用状況（運動領域別）

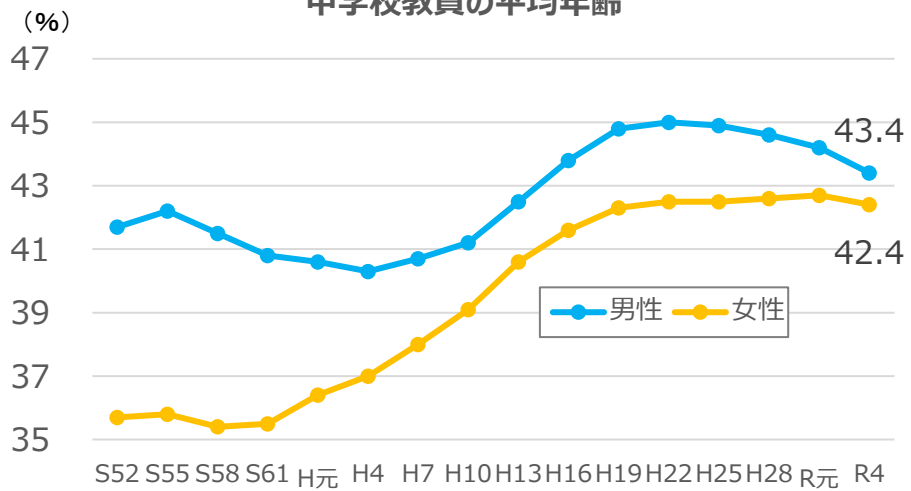


（出典）令和7年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

中学校における保健体育の指導体制について

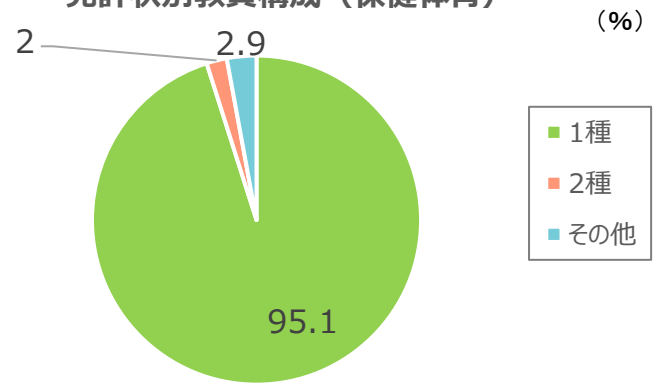
〇中学校における教員の平均年齢は、男性教員で43.4歳、女性教員で42.4歳（令和4年度）
〇中学校で体育の指導を補助する外部人材を配置している学校の割合は33.6%（令和7年度）

中学校教員の平均年齢



（出典）「学校教員統計調査」

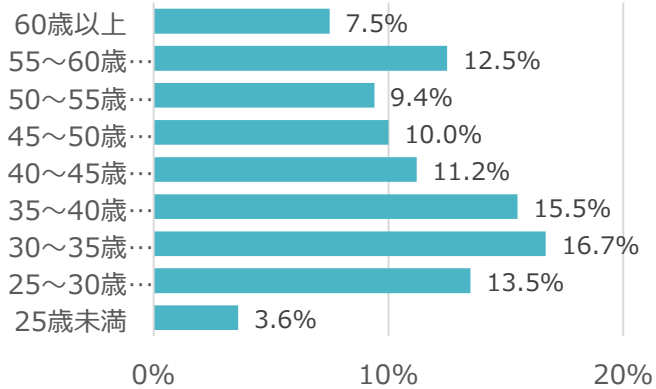
免許状別教員構成（保健体育）



（注）・1種には専修免許を含む。
・同一免許教科で1種及び2種の両方を所有している教員は1種に計上。
・「その他」は，教育職員免許法附則第2項に該当する者並びに特別免許状及び臨時免許状の所有者。

（出典）令和4年度「学校教員統計調査」

教員の年齢構成（保健体育）

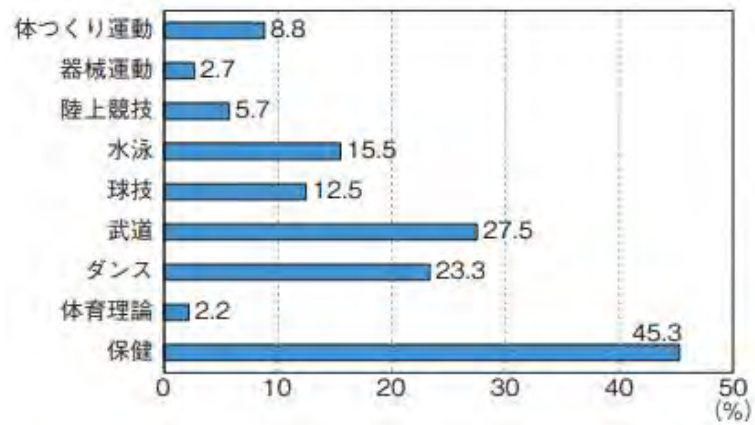


※本務教員のうち主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の人数を元に算出した推計値

※担任教科別教員構成を元に本務教員のうち保健体育を担当している教員について算出

（出典）令和4年度「学校教員統計調査」の結果をもとにスポーツ庁作成

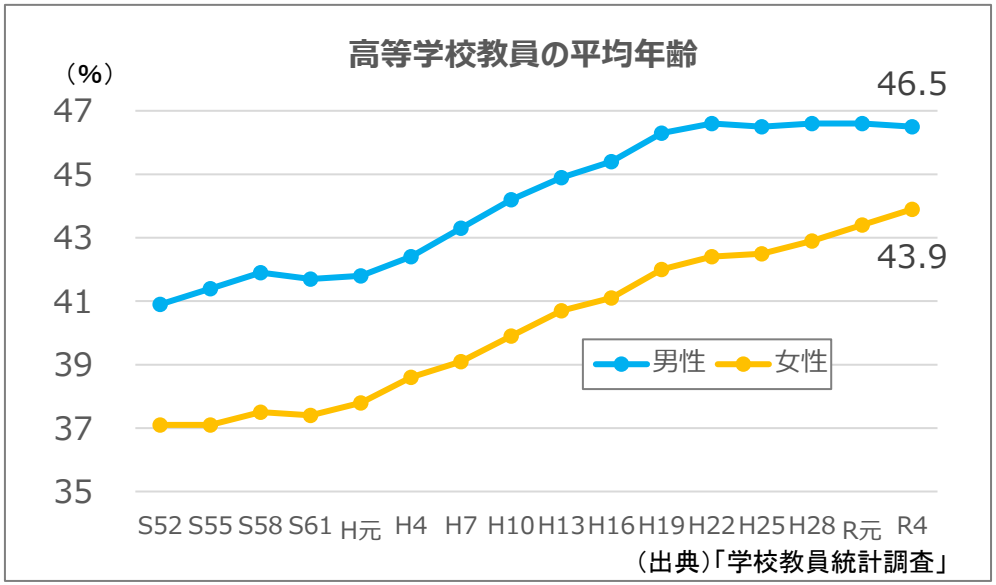
外部人材活用状況（運動領域別）



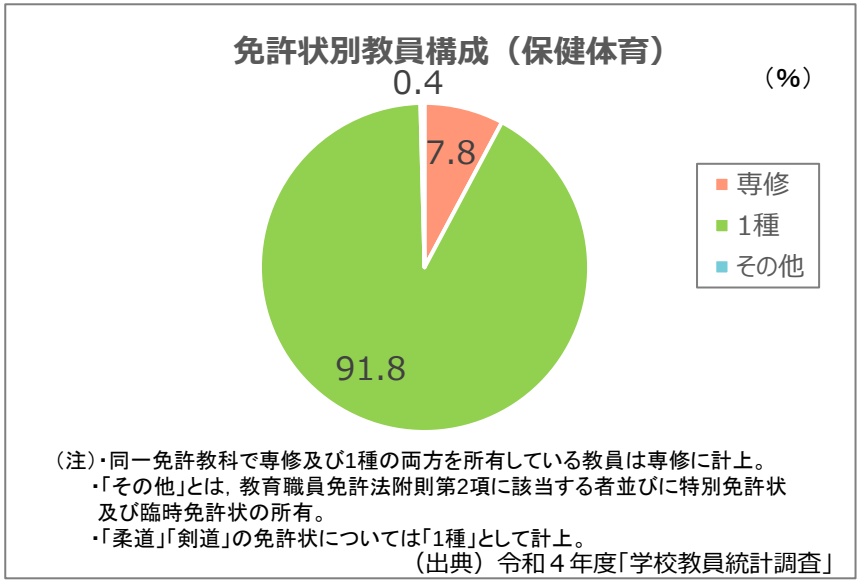
（出典）令和7年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

高等学校における保健体育の指導体制について

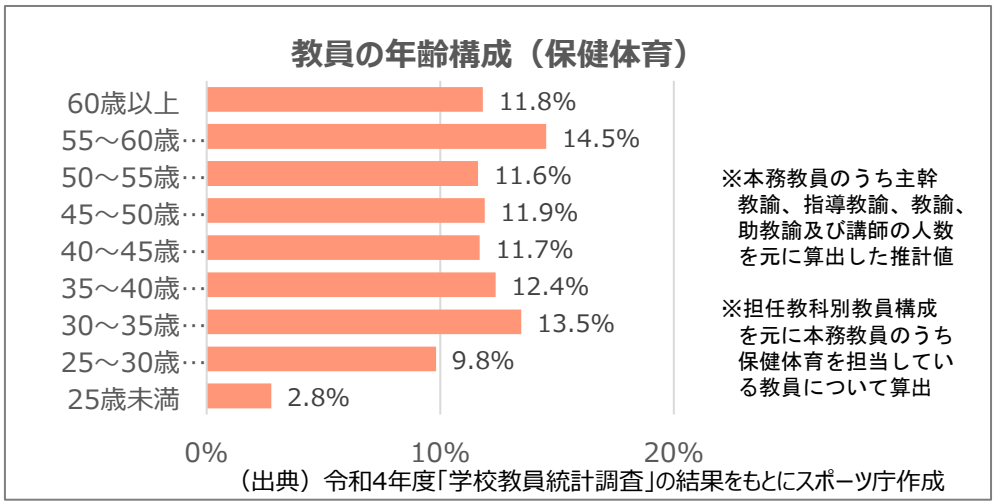
○高等学校における教員の平均年齢は、男性教員で46.5歳、女性教員で43.9歳（令和4年度）



（出典）「学校教員統計調査」



（注）・同一免許教科で専修及び1種の両方を所有している教員は専修に計上。
・「その他」とは，教育職員免許法附則第2項に該当する者並びに特別免許状及び臨時免許状の所有。
・「柔道」「剣道」の免許状については「1種」として計上。
（出典） 令和４年度「学校教員統計調査」

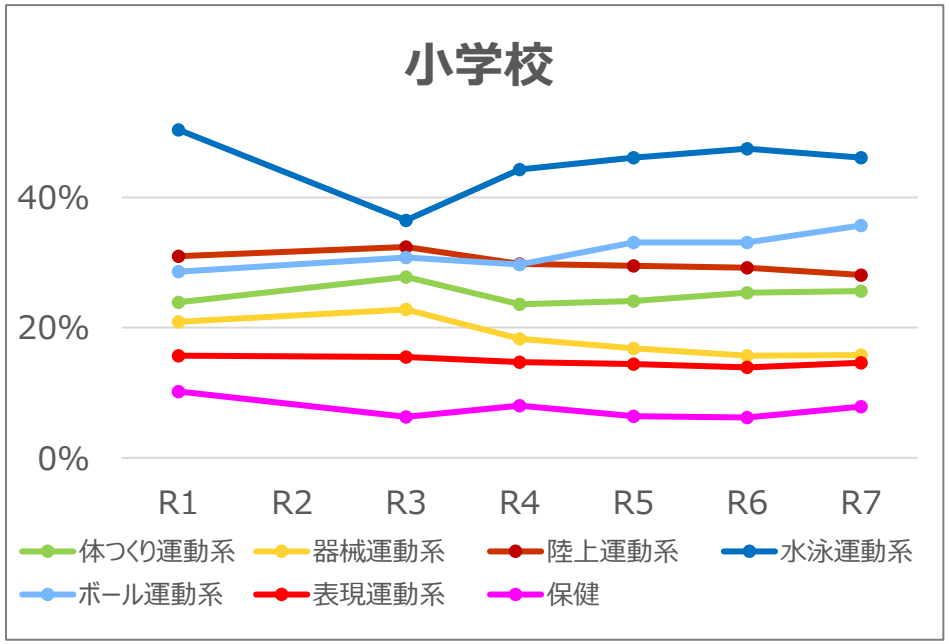


※本務教員のうち主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の人数を元に算出した推計値

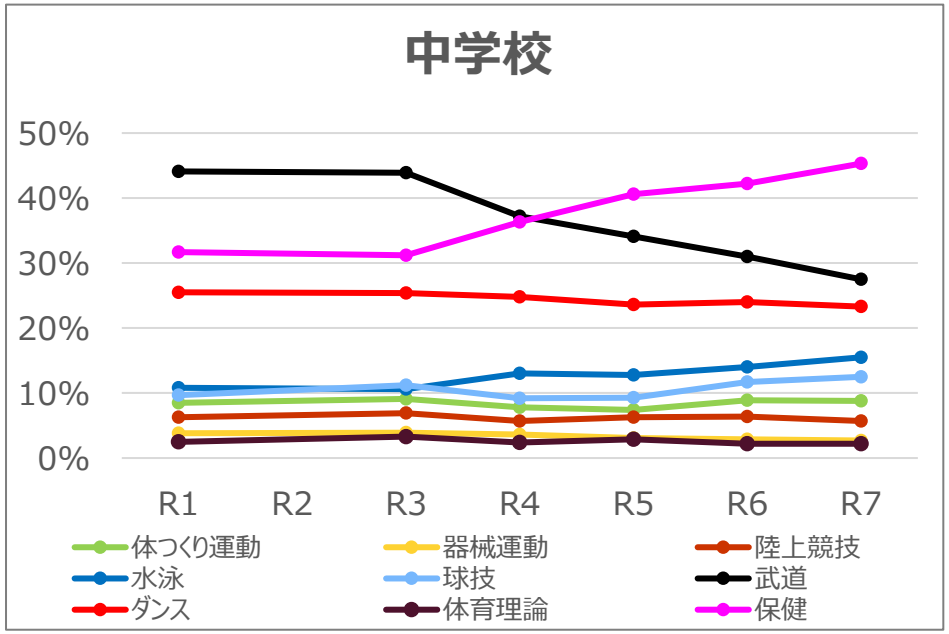
※担任教科別教員構成を元に本務教員のうち保健体育を担当している教員について算出

（出典） 令和4年度「学校教員統計調査」の結果をもとにスポーツ庁作成

運動領域ごとの外部人材活用状況の推移



運動領域	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
体つくり運動系	23.9%	－	27.8%	23.6%	24.1%	25.4%	25.6%
器械運動系	20.9%	－	22.8%	18.3%	16.8%	15.7%	15.8%
陸上運動系	31.0%	－	32.4%	29.8%	29.5%	29.2%	28.1%
水泳運動系	50.4%	－	36.5%	44.3%	46.1%	47.5%	46.1%
ボール運動系	28.6%	－	30.8%	29.7%	33.1%	33.1%	35.7%
表現運動系	15.7%	－	15.5%	14.7%	14.4%	13.9%	14.6%
保健	10.2%	－	6.3%	8.0%	6.4%	6.2%	7.9%



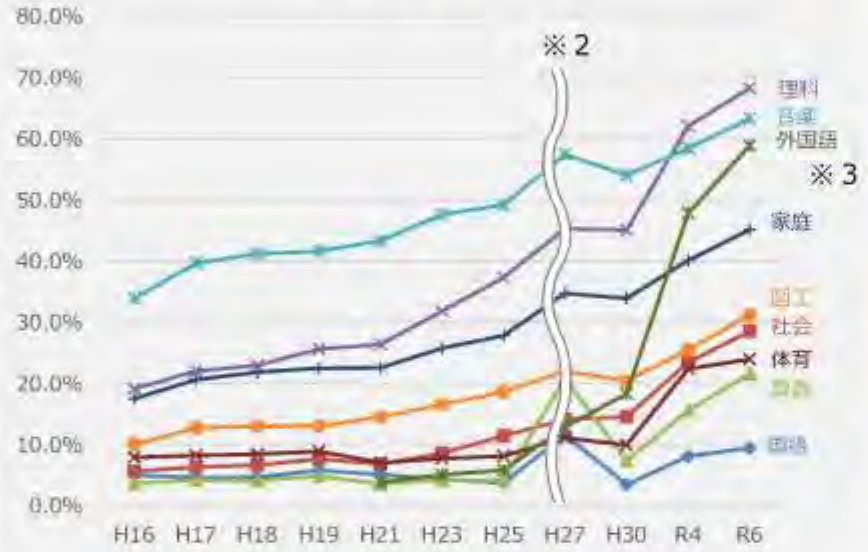
運動領域	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
体つくり運動	8.5%	－	9.1%	7.8%	7.4%	8.9%	8.8%
器械運動	3.8%	－	3.9%	3.6%	3.1%	2.9%	2.7%
陸上競技	6.3%	－	6.9%	5.7%	6.3%	6.4%	5.7%
水泳	10.8%	－	10.6%	13.0%	12.8%	14.0%	15.5%
球技	9.7%	－	11.2%	9.2%	9.3%	11.7%	12.5%
武道	44.1%	－	43.9%	37.2%	34.1%	31.0%	27.5%
ダンス	25.5%	－	25.4%	24.8%	23.6%	24.0%	23.3%
体育理論	2.5%	－	3.3%	2.4%	2.9%	2.2%	2.2%
保健	31.7%	－	31.2%	36.3%	40.6%	42.2%	45.3%

（出典）全国体力・運動能力、運動習慣等調査

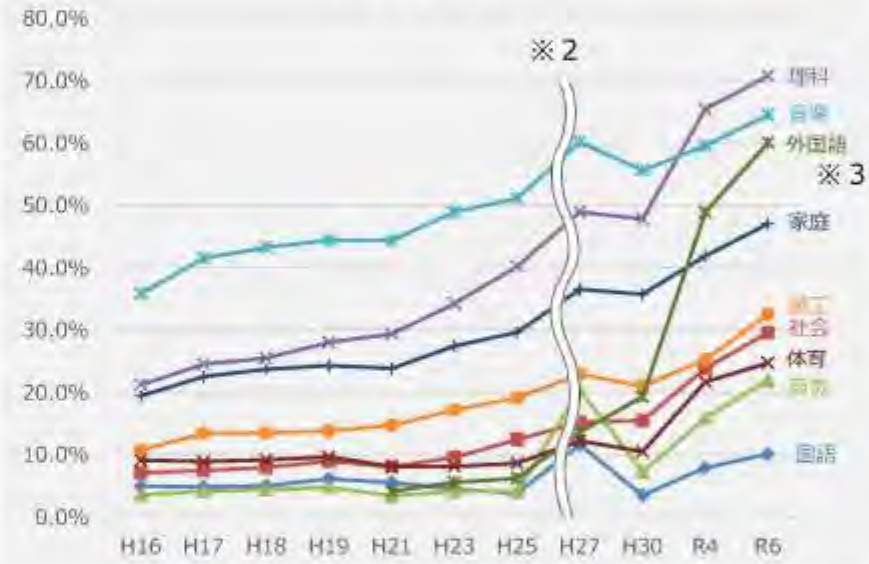
2．（4）教科担任制の実施状況

○ 小学校高学年の教科担任制（※1）については、加配定数措置が行われていること等も踏まえ、多くの教科において、**令和４年度以降、実施する学校の割合が大幅に増加**している。

小学校５年



小学校６年



	国語（書写を除く。）	書写	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	外国語活動
小学校１年	2.6%	13.6%		4.8%		2.4%	20.7%	10.4%		11.4%		
小学校２年	3.9%	22.8%		6.8%		3.9%	31.5%	17.8%		13.4%		
小学校３年	4.5%	36.1%	15.3%	12.4%	41.8%		51.6%	27.3%		15.3%		41.0%
小学校４年	5.2%	37.4%	18.6%	14.6%	56.0%		58.0%	30.8%		17.1%		46.0%
小学校５年	9.4%	34.8%	28.5%	21.6%	68.3%		63.2%	31.2%	45.1%	24.0%	58.9%	
小学校６年	10.1%	35.4%	29.6%	21.9%	70.8%		64.5%	32.5%	47.0%	24.7%	60.0%	

※1　別の学級・学年の教員が実施するもの（いわゆる授業交換）や、中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの等の多様な形態を含む。
※2　H30調査において「教科等の担任」について定義し直したため、平成27年度までの調査結果と単純な比較はできない。
※3　H30年度の学習指導要領改訂に伴い、「外国語活動」から「外国語」に移行しているため、平成30年度までの調査結果と単純な比較はできない。

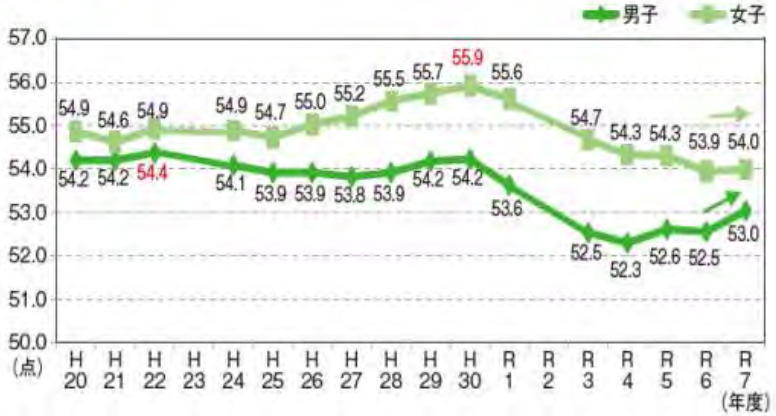
（出典）令和６年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査

３．体育・保健体育等に関する調査結果等

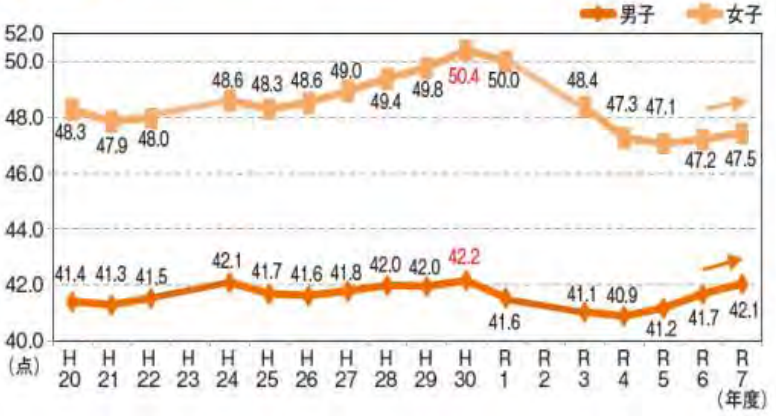
令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

体力合計点は、小中学校男女ともに前年度から向上しているが、中学校男子を除いてコロナ前の水準に至っていない。

小学校



中学校



「運動時間が長い」児童生徒ほど、体力合計点が高くなる傾向にある。

「運動は好き」と回答した児童生徒は、それ以外の児童生徒と比べ体力合計点が高い。

○体力合計点と「運動時間（1週間）」

	小学校		中学校	
	男子	女子	男子	女子
0分~60分未満	44.0点	48.5点	32.1点	39.0点
60分~420分未満	49.9点	53.3点	36.9点	43.6点
420分以上	57.6点	59.1点	44.4点	52.8点
全国平均	53.0点	54.0点	42.1点	47.5点

○体力合計点と「運動やスポーツは好き」

	小学校		中学校	
	男子	女子	男子	女子
好き	55.6点	57.4点	45.4点	54.2点
やや好き	47.1点	51.1点	36.8点	45.1点
やや嫌い	43.1点	47.8点	31.7点	39.0点
嫌い	41.5点	45.4点	30.1点	35.6点
全国平均	53.0点	54.0点	42.1点	47.5点

令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

「運動やスポーツへの様々な関わり方に興味や関心がある」児童生徒は、それ以外の児童生徒と比べ体力合計点が高い。

○体力合計点と「運動やスポーツへの関わり方（「する」「みる」「支える」「知る」「集まる・つながる」）に興味や関心がある」

	小学校		中学校	
	男子	女子	男子	女子
ある	56.7 点	57.9 点	45.9 点	53.6 点
ややある	52.0 点	54.4 点	40.8 点	48.1 点
あまりない	48.4 点	51.6 点	36.7 点	43.4 点
ない	45.8 点	49.1 点	33.6 点	39.1 点
全国平均	53.0 点	54.0 点	42.1 点	47.5 点

※運動やスポーツを「する」「みる」「支える」「知る」「集まる・つながる」いずれかに興味関心があると回答した児童生徒の体力合計点の平均

保健の授業で学習した「運動、食事、休養及び睡眠に気を付けた生活を送れている」児童生徒ほど、体力合計点が高い。

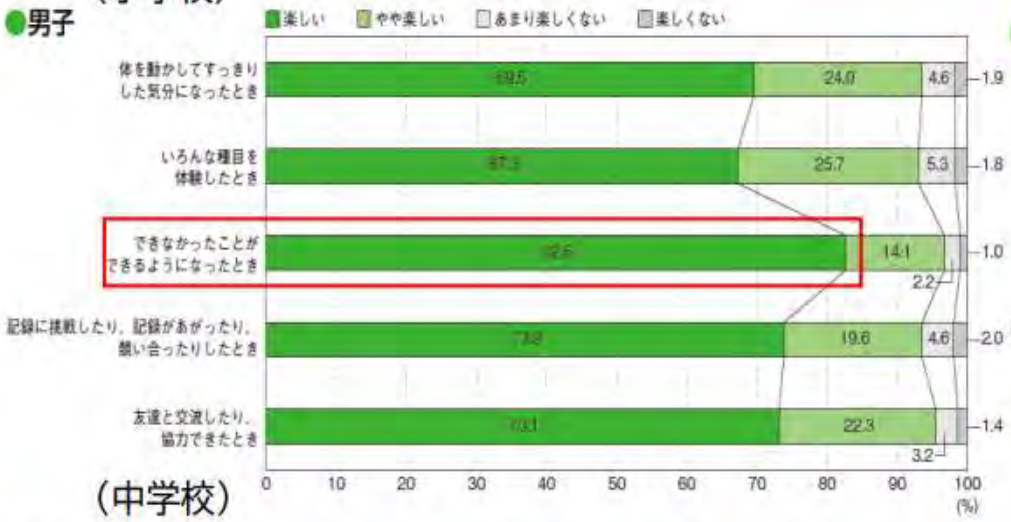
○「体力合計点」と「運動、食事、休養及び睡眠に気を付けた生活を送っているか」

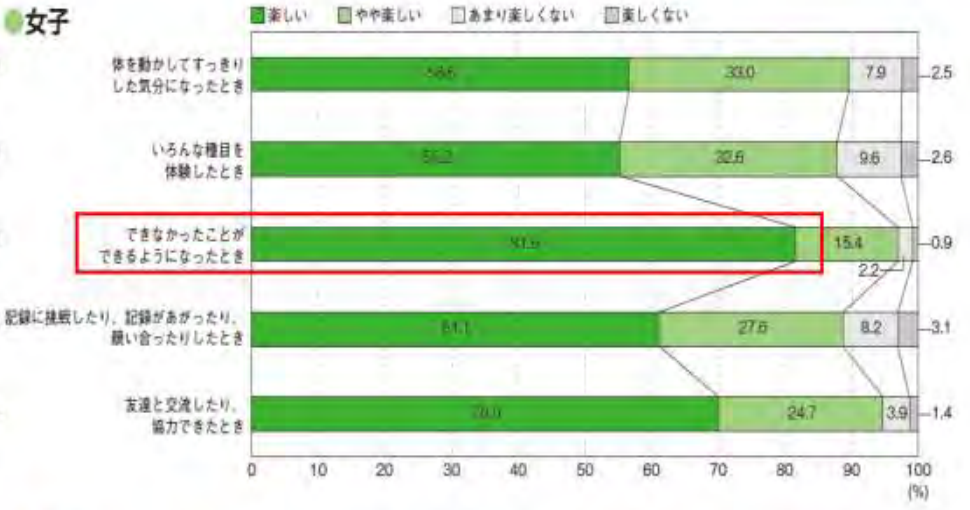
	小学校		中学校	
	男子	女子	男子	女子
思う	55.0 点	55.4 点	44.4 点	50.6 点
やや思う	52.6 点	53.9 点	41.6 点	47.7 点
あまり思わない	49.8 点	51.8 点	39.1 点	44.9 点
思わない	48.8 点	50.7 点	37.2 点	42.3 点
全国平均	53.0 点	54.0 点	42.1 点	47.5 点

令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

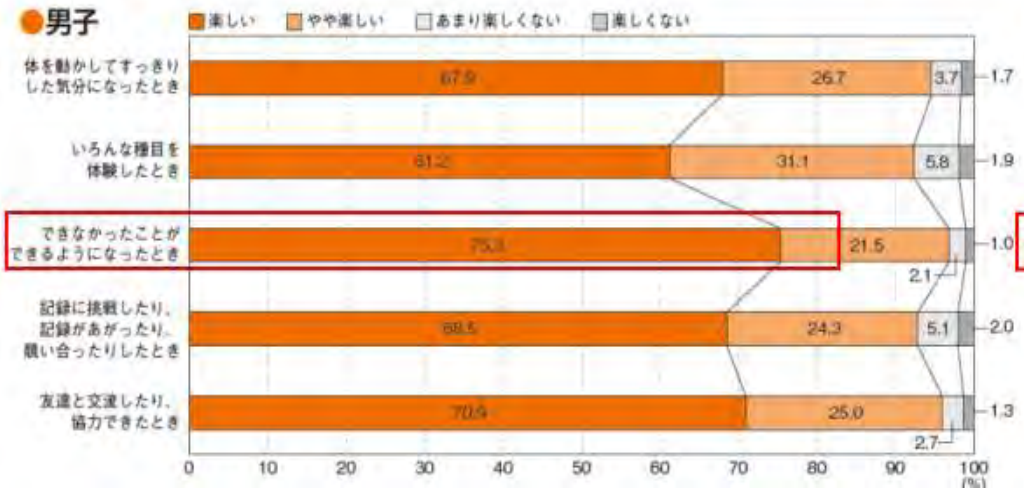
「体育・保健体育の授業を楽しいと感じるとき」として、「できなかったことができるようになったとき」と回答した割合が高い。

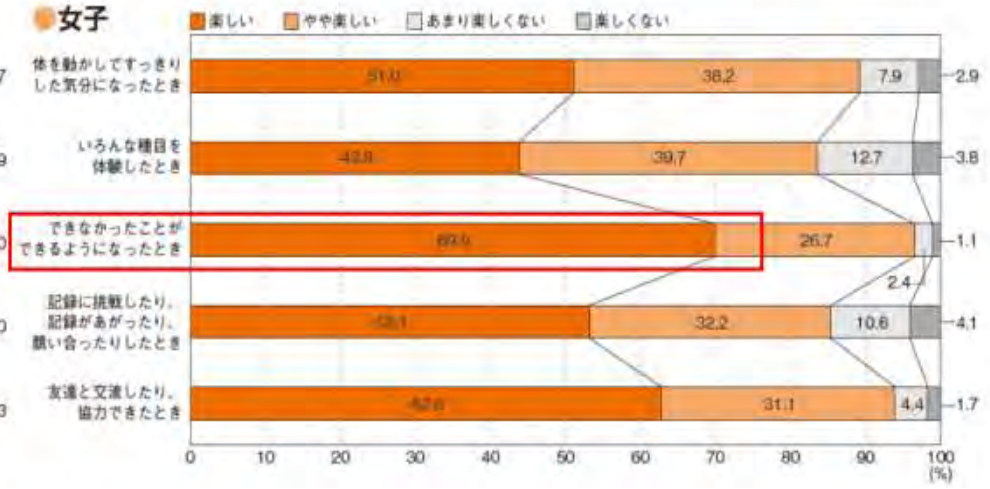
（小学校）





（中学校）



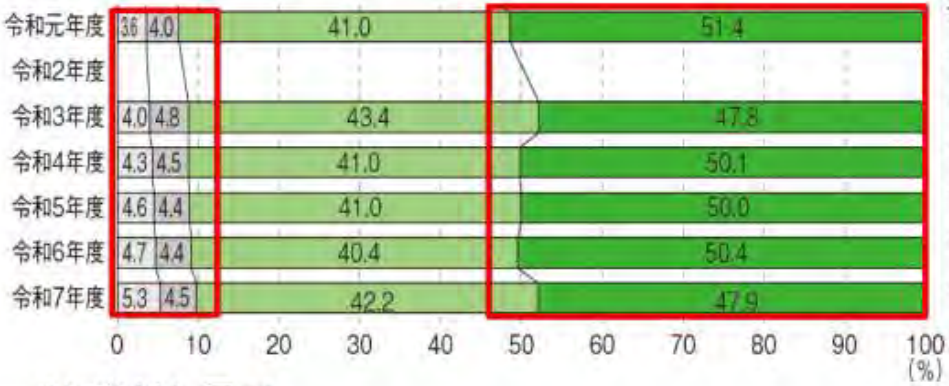


令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

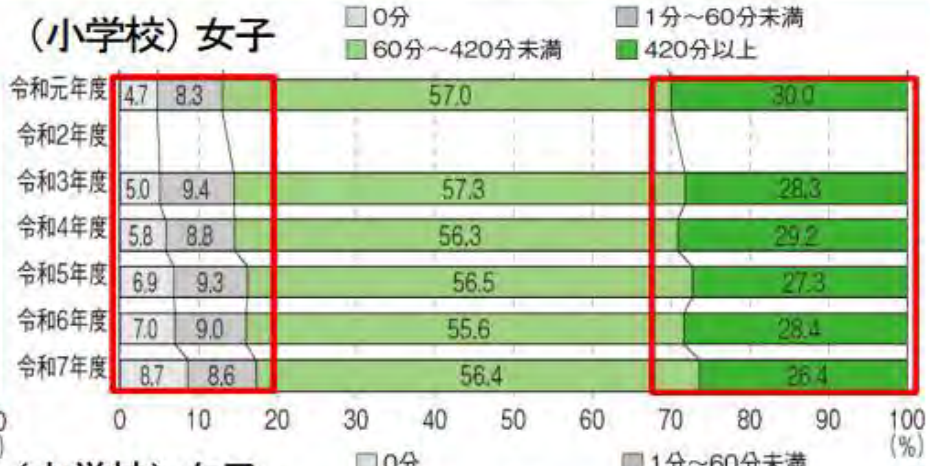
（１）児童生徒の運動時間（体育の授業を除く。）

○１週間の総運動時間が 420 分以上の割合は、小中学校男女ともに減少傾向である。
○１週間の総運動時間が 60 分未満の割合は、小中学校男女ともに増加傾向である。

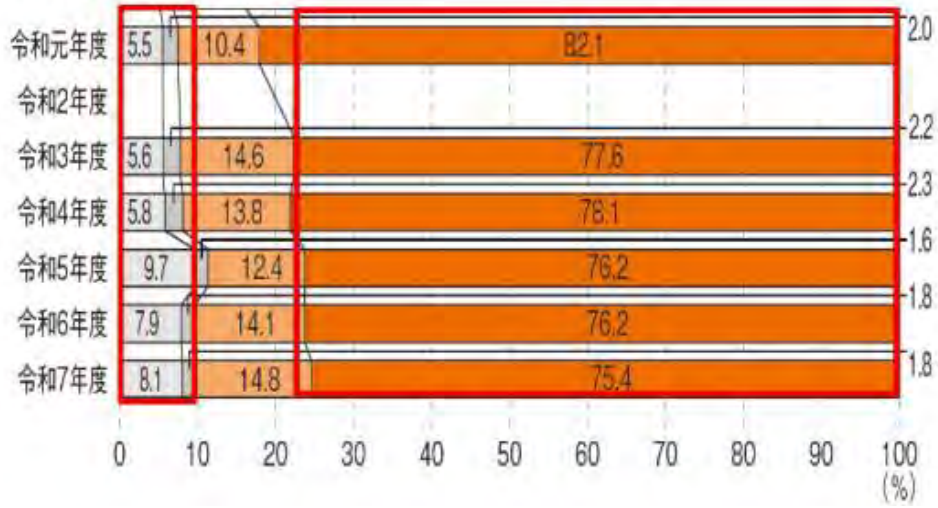
（小学校）男子



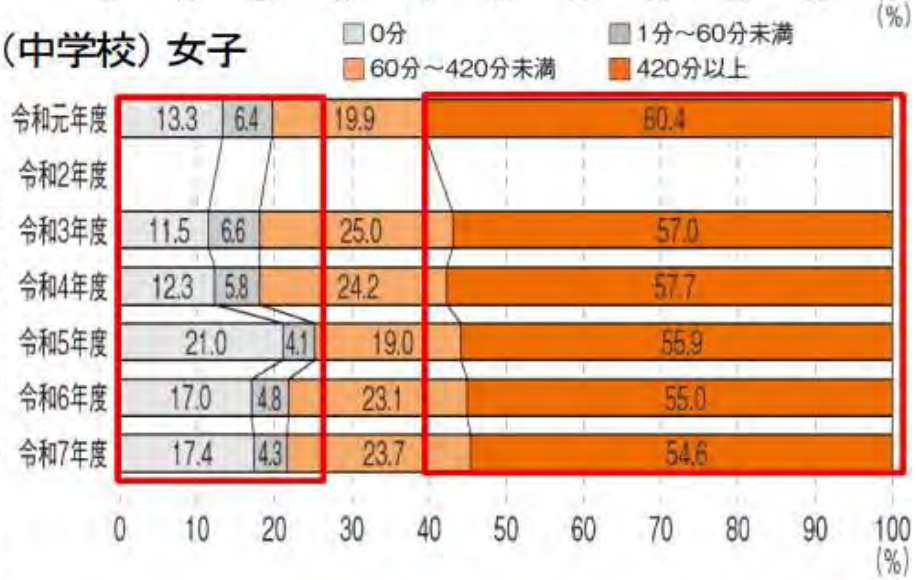
（小学校）女子



（中学校）男子



（中学校）女子



令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

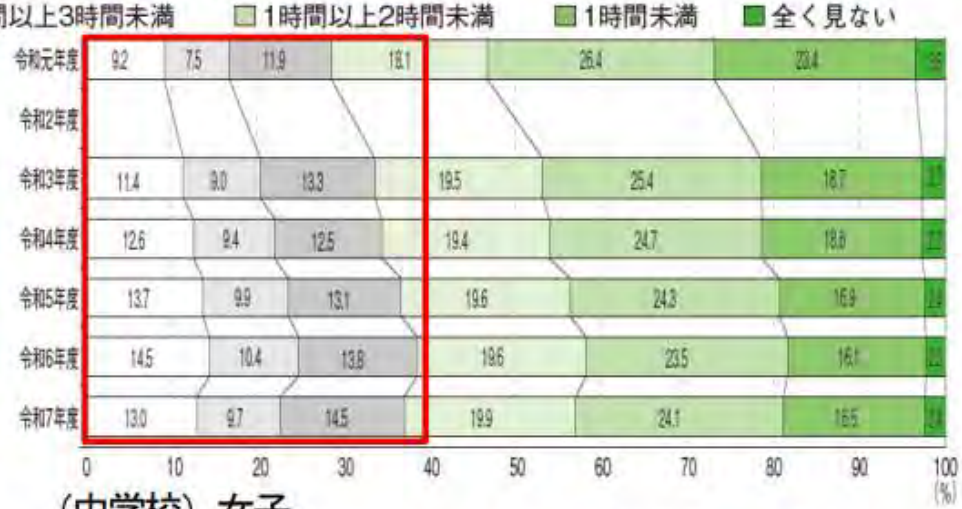
平日の学習以外のスクリーンタイム※が「３時間以上」の割合は、小中学校男女ともに増加傾向である。

※スクリーンタイム・・・平日１日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機器等の画面の視聴時間

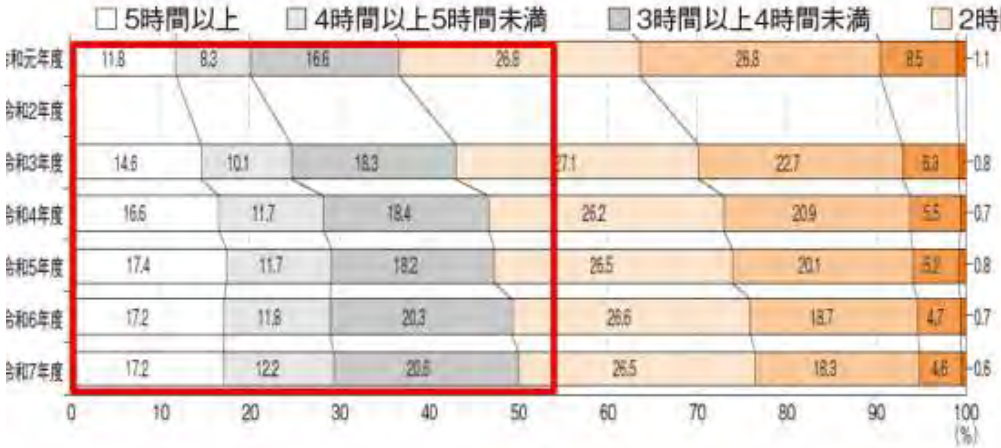
（小学校）男子



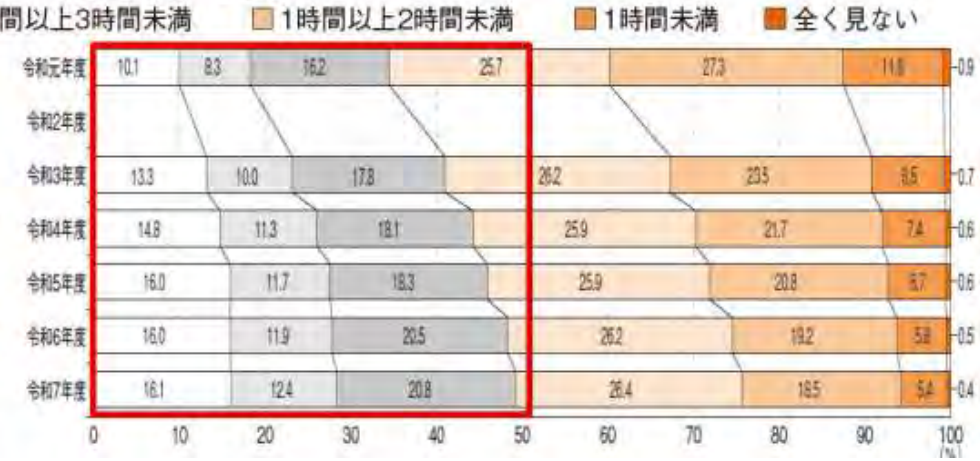
（小学校）女子



（中学校）男子



（中学校）女子

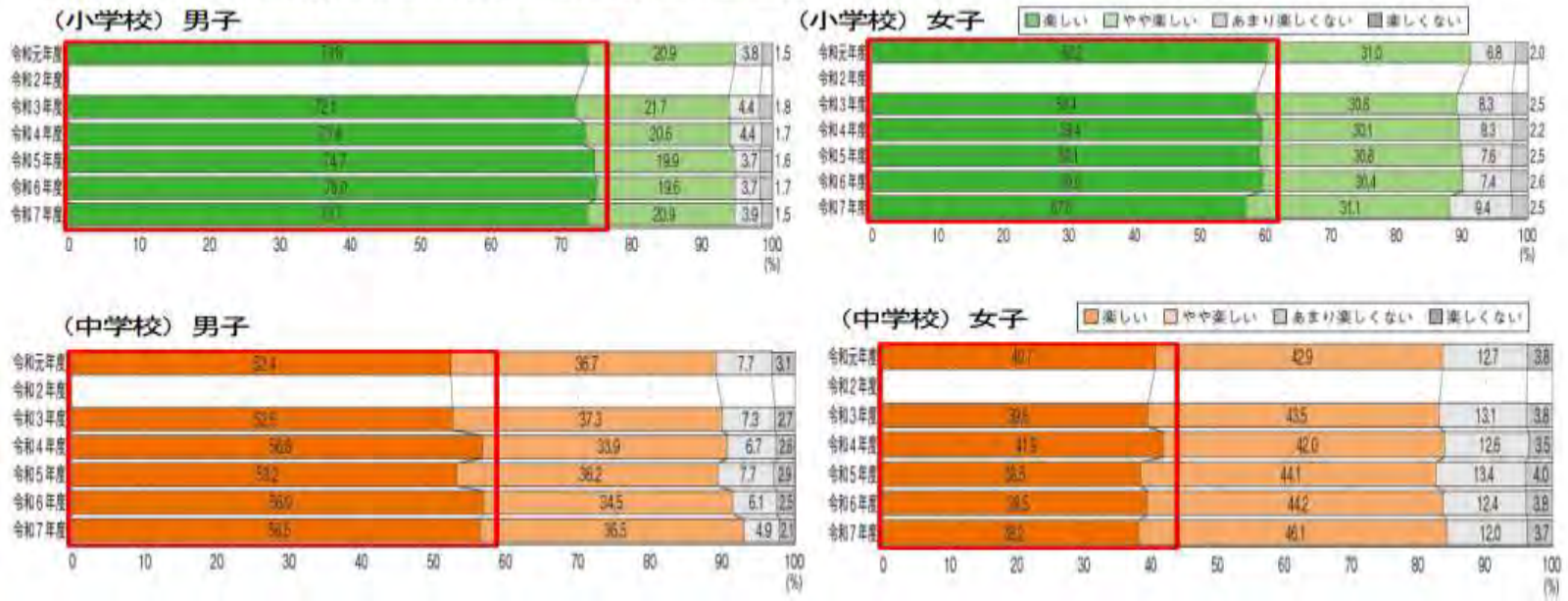


令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

「運動やスポーツをすることは好き」と答えた児童生徒の割合



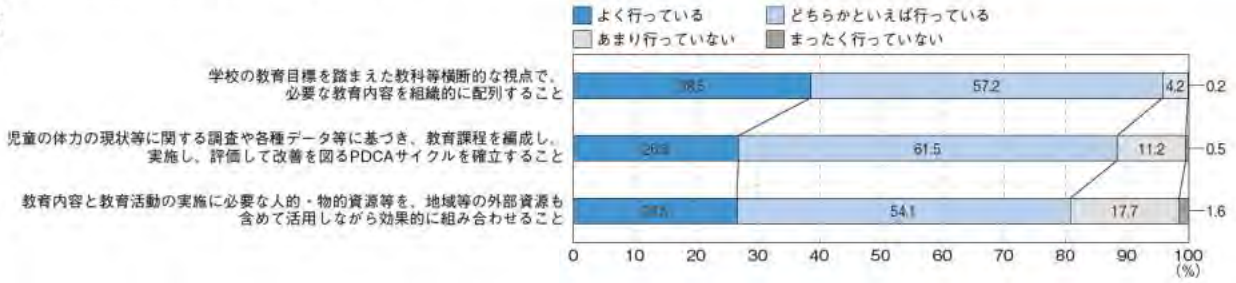
「体育・保健体育の授業は楽しい」と答えた児童生徒の割合



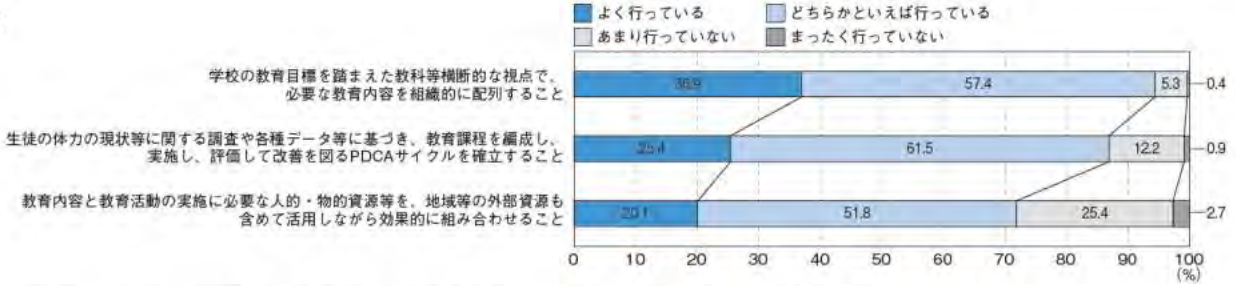
令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

2 学校における体力向上等の取組状況

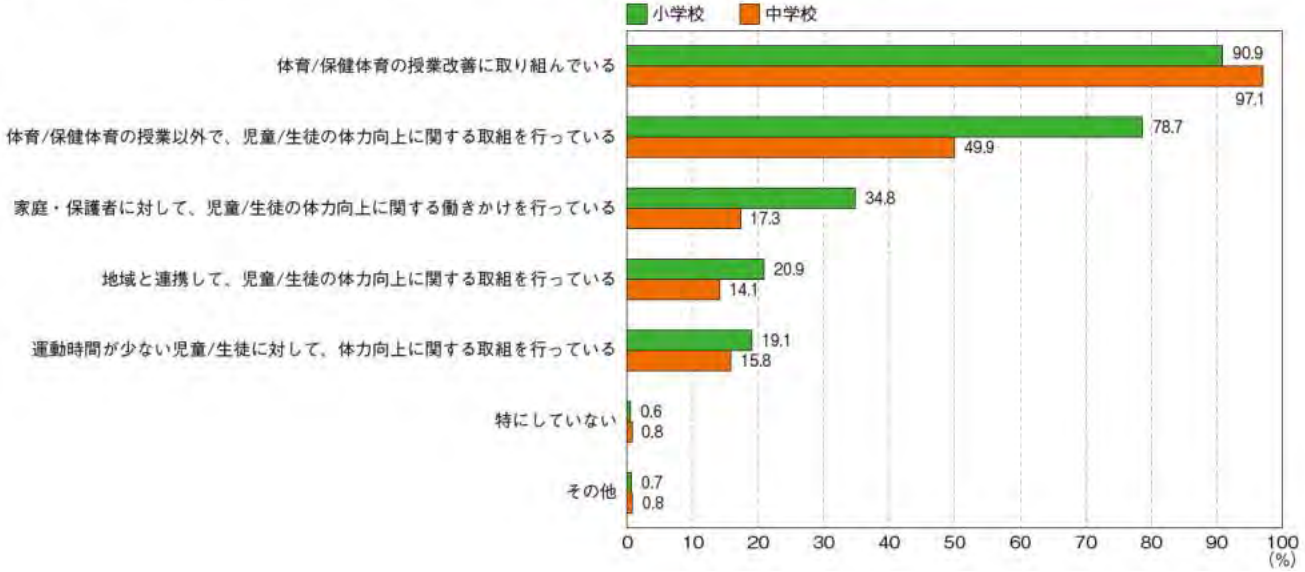
小学校



中学校

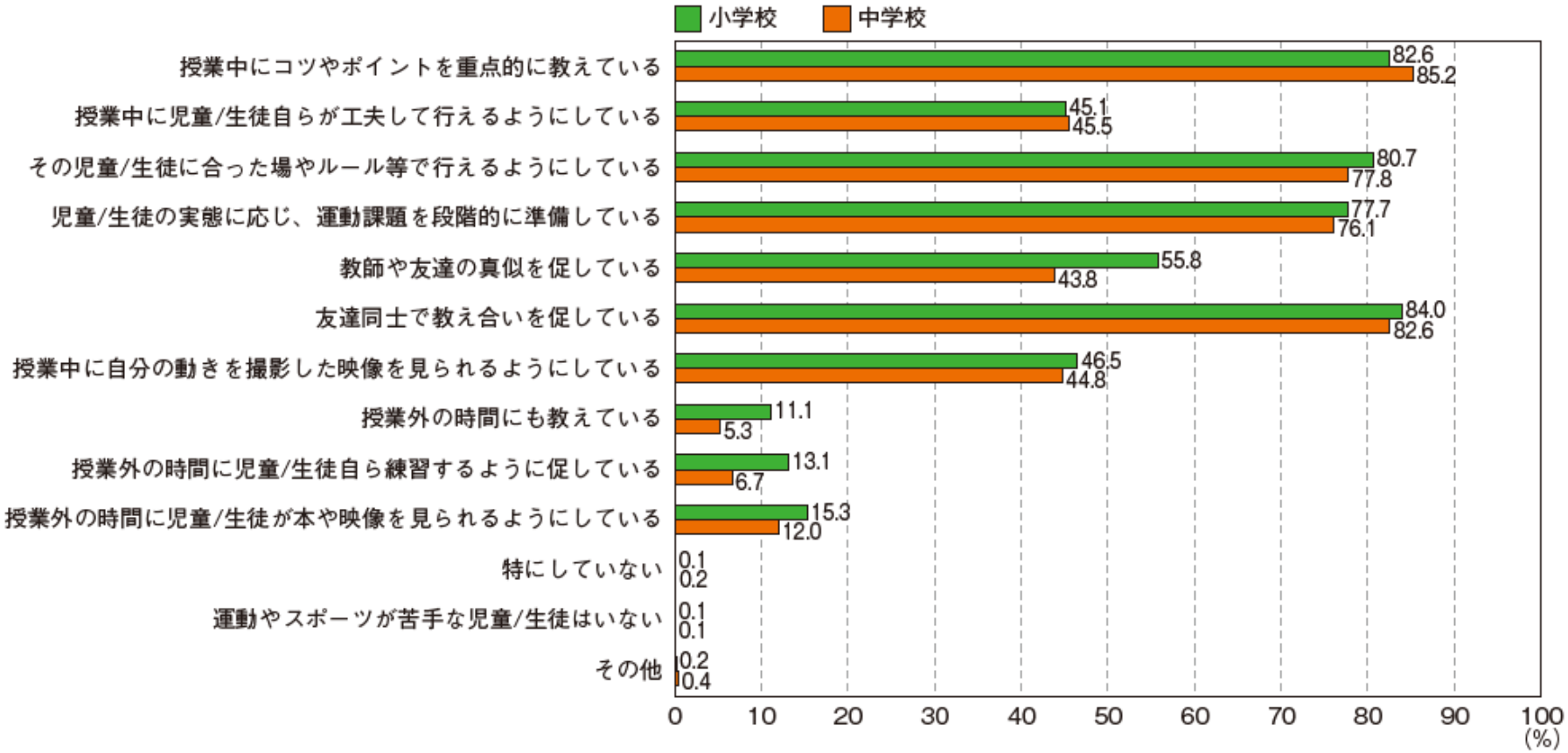


【参考：「どのような取組をしているか(複数回答可)」に対する回答】



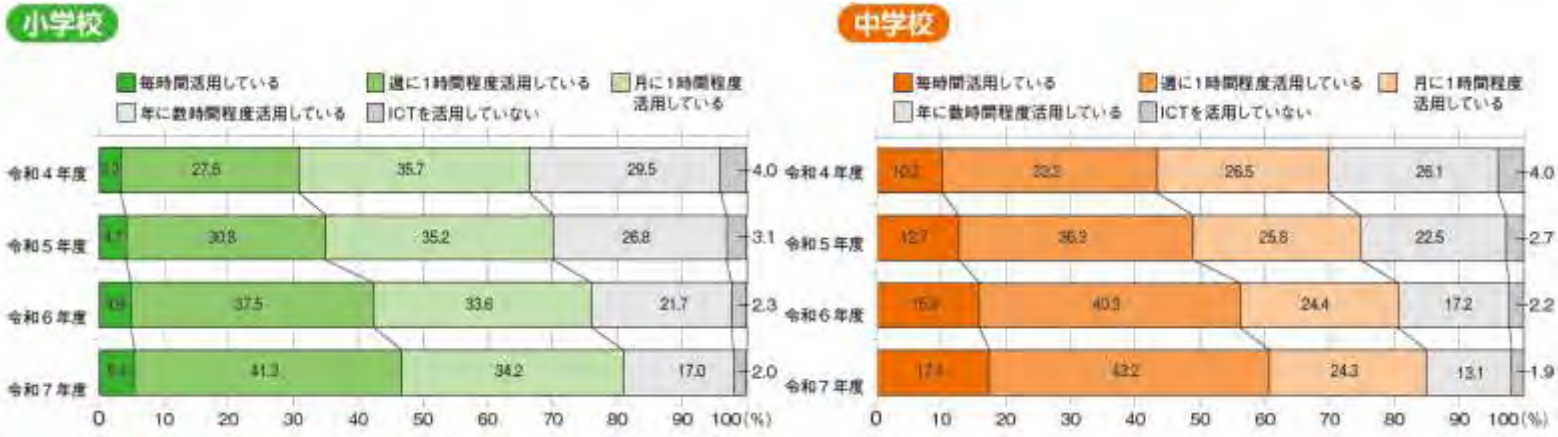
令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

「体育・保健体育の授業で、運動やスポーツが苦手な児童な児童生徒いる場合にどのような取組をしているか」

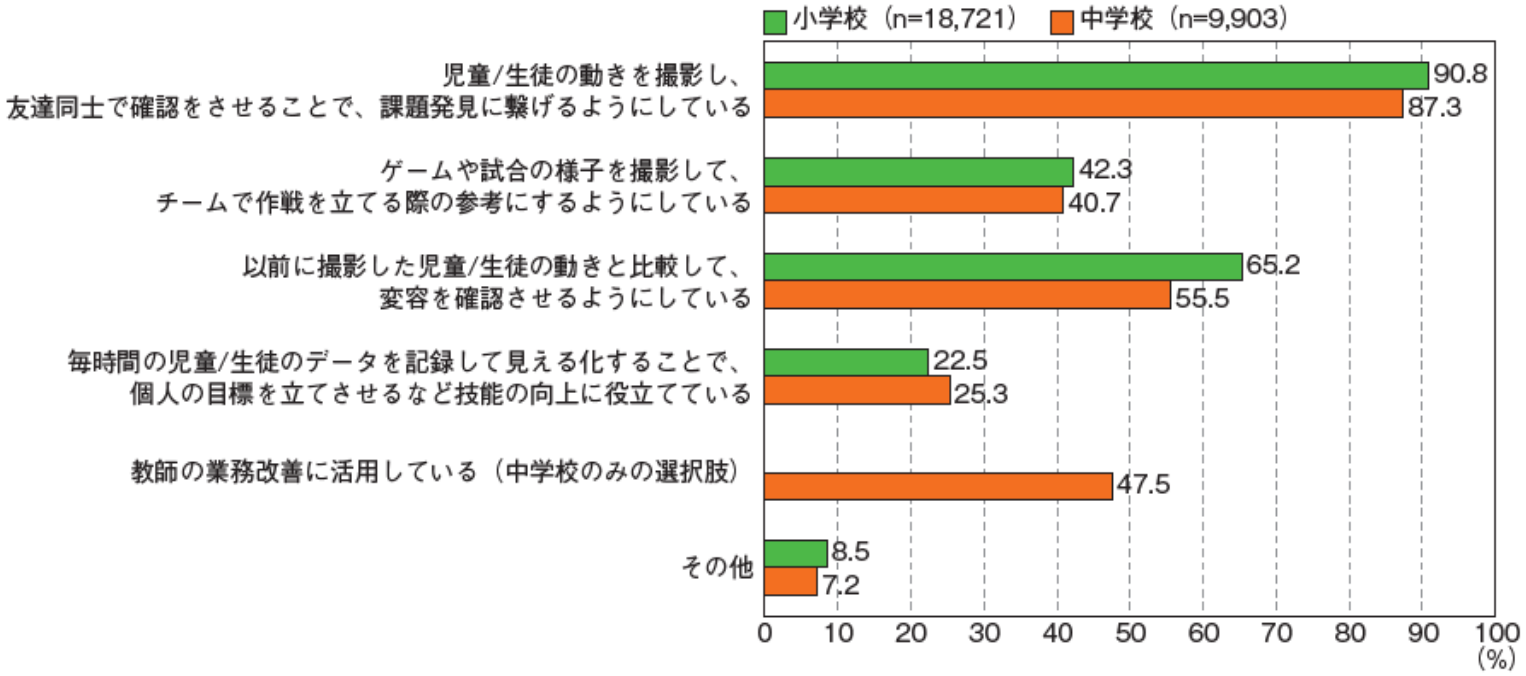


令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

体育・保健体育の授業におけるICTの活用頻度

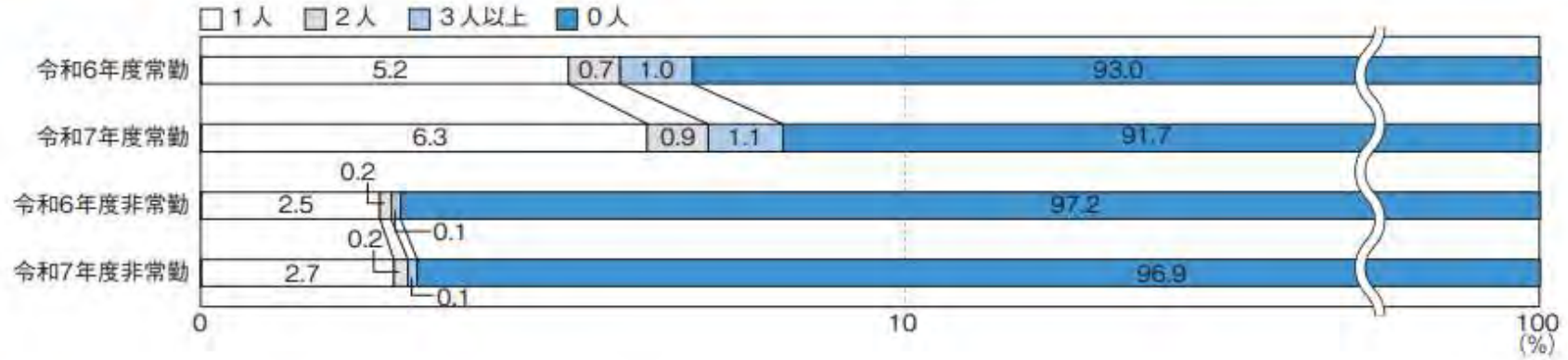


体育/保健体育の授業でICTを活用している場合、どのように活用していますか。（複数回答可）



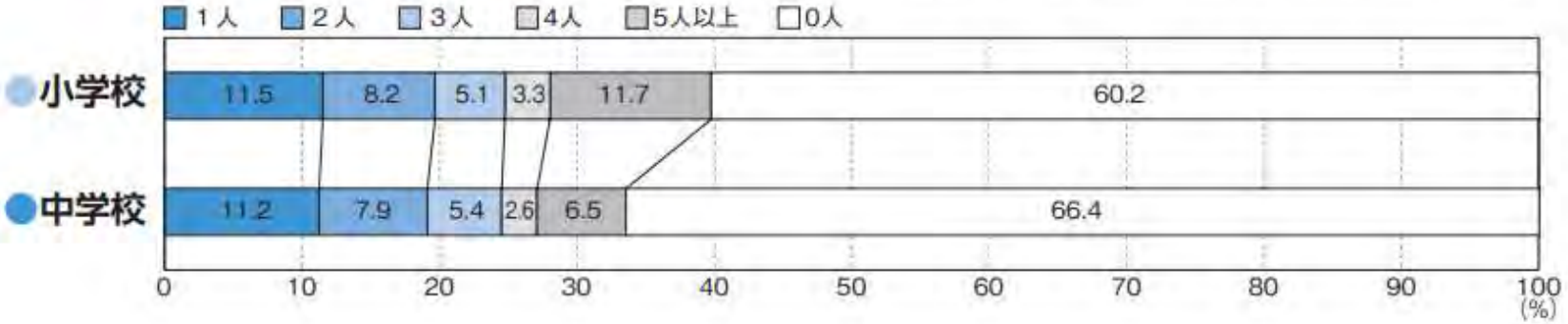
令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

質問 16 （小学校）体育専科教員は配置されていますか。※所属する自治体の専科指導加配による配置に限る。



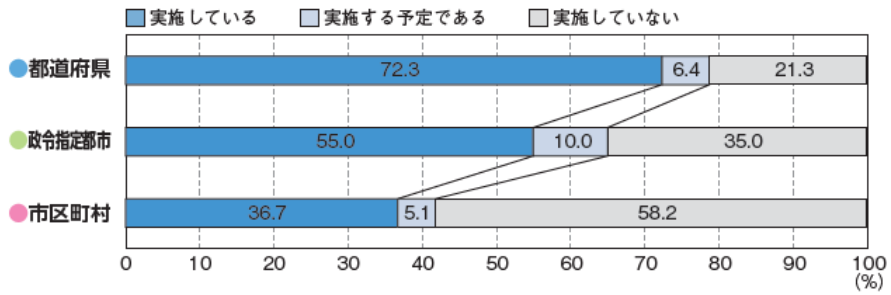
質問 17 （小学校） **質問 15** （中学校）

令和7年度の体育/保健体育の授業に、学校全体として学校外の人材を何人活用していますか。（予定も含む）

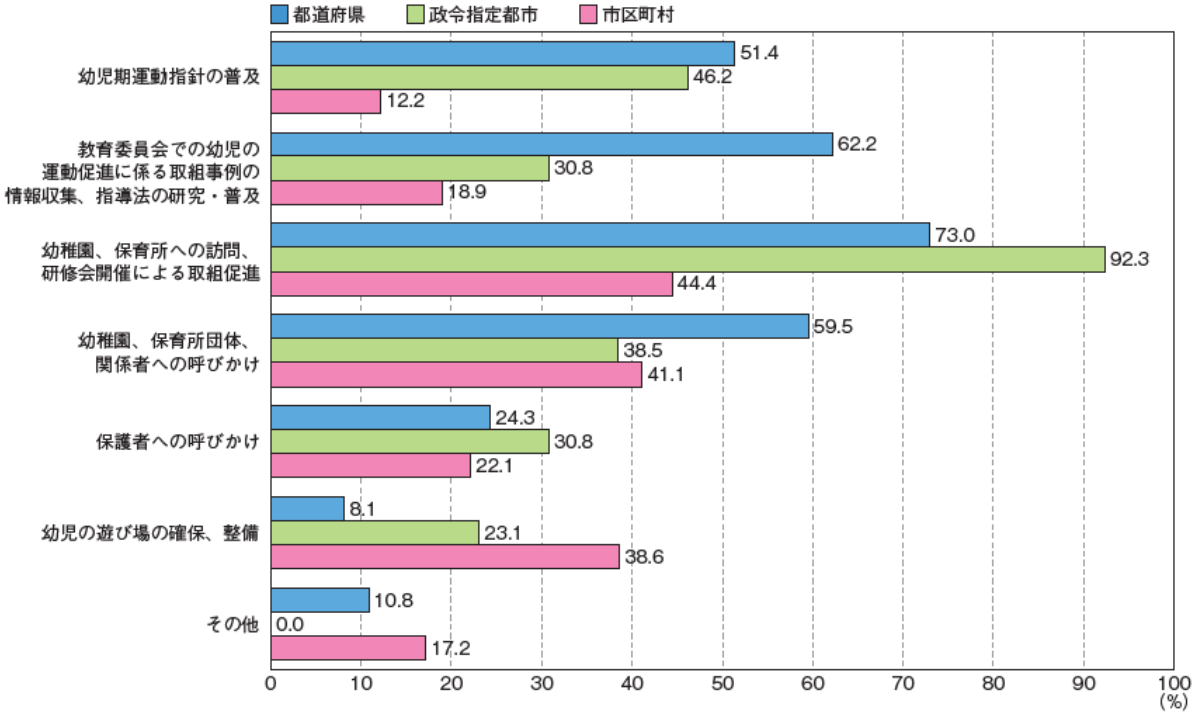


令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

質問５ 貴教育委員会（または貴都道府県・貴市）において幼児の運動促進のための取組を実施していますか。（実施する予定ですか。）



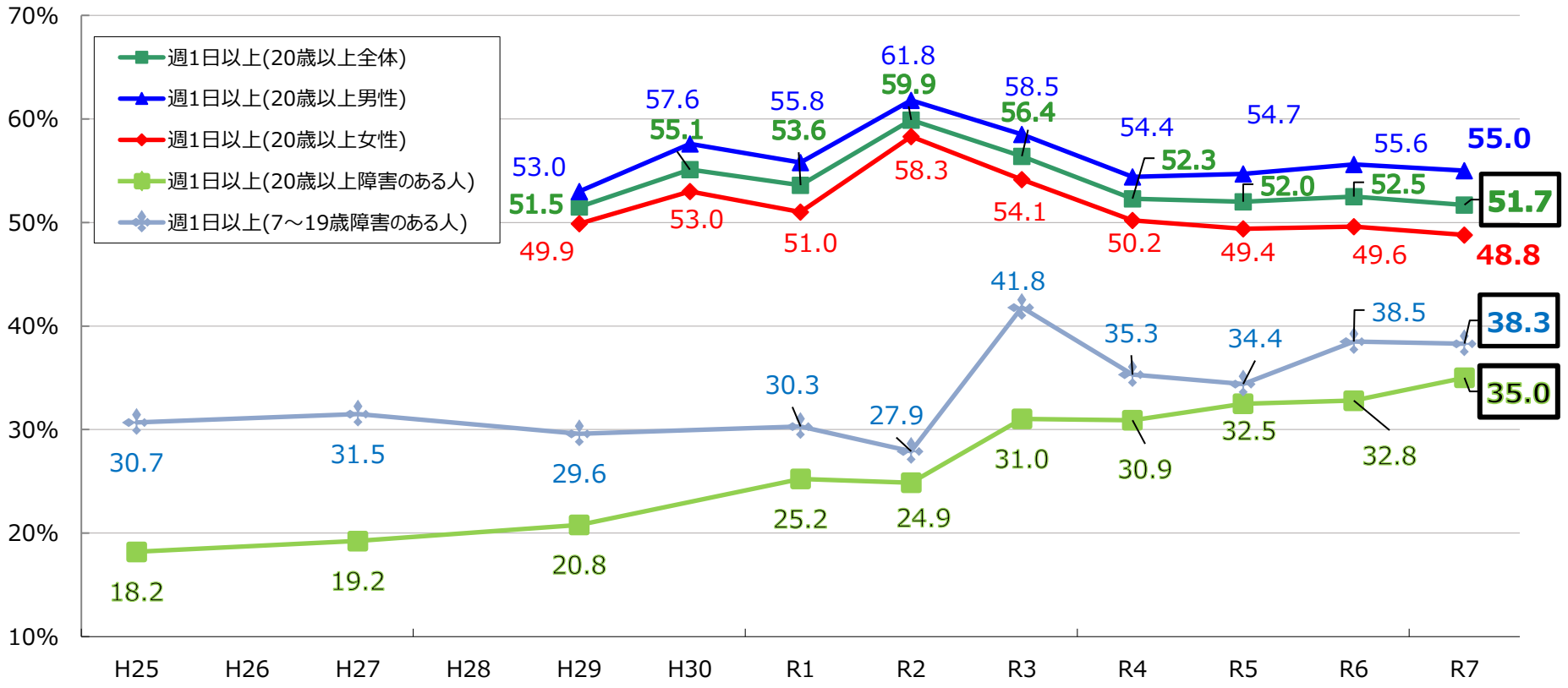
質問 5-2 （質問５で「実施している」または「実施する予定である」と回答した場合）どのような取組を行っていますか。（行う予定ですか。）（複数回答可）



20歳以上のスポーツ実施率の状況（成人・障害のある人）

第３期スポーツ基本計画の目標

成　人　：週1回以上のスポーツ実施率　70%
障害のある人（成　人）：週1回以上のスポーツ実施率　40%程度
障害のある人（若年層）：週1回以上のスポーツ実施率　50%程度

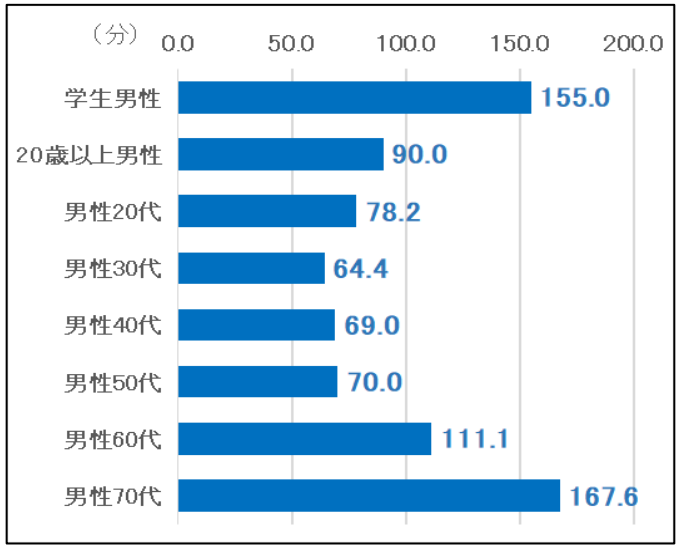


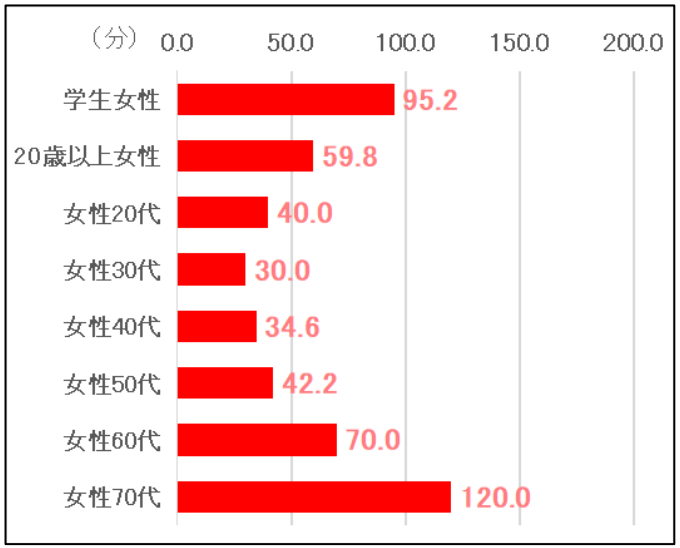
※第３期スポーツ基本計画（R5年度～8年度）においては、「成人のスポーツ実施率」は「20歳以上のスポーツ実施率」を用いて評価することとしている。
※運動・スポーツ種目については、スポーツの捉え方に関するその時々の状況を踏まえて検討をしている。

＜出典＞成人：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（平成28年度から）
障害のある人（成人）、（若年層）：「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」（平成25年度から令和２年度まで）「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」（令和３年度から）

年代別の運動・スポーツの実施時間

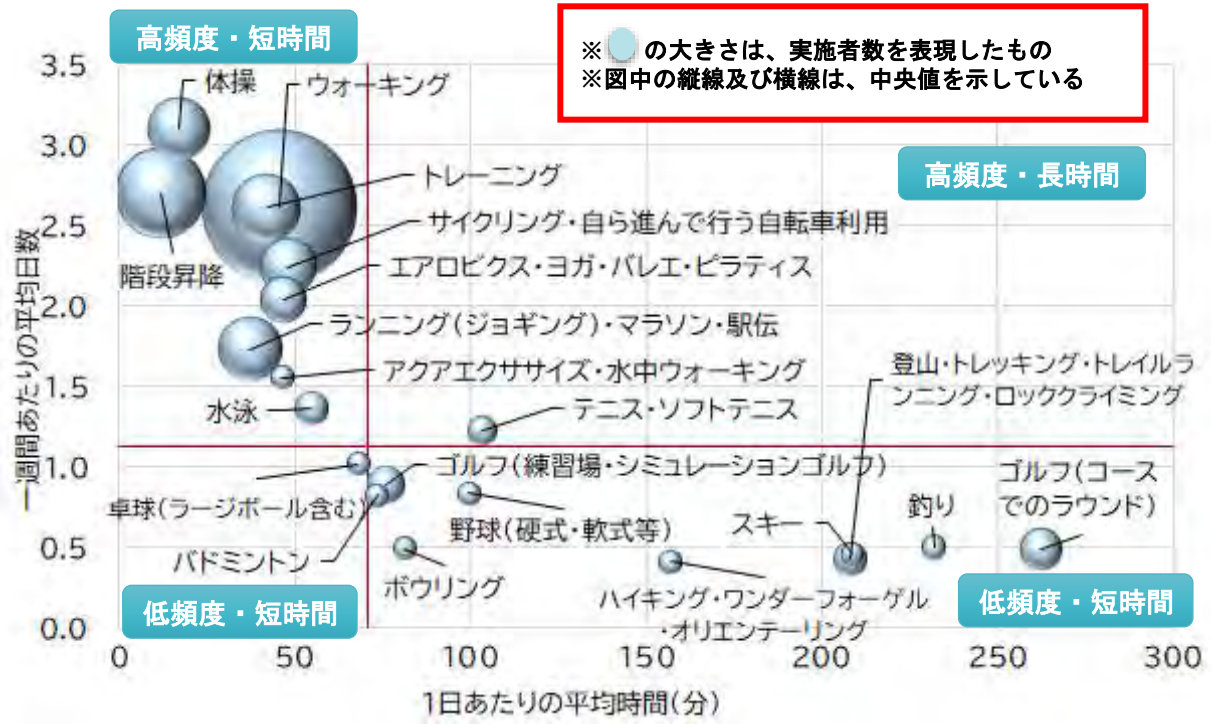
※「学生」の年齢範囲：18歳～24歳





○20歳以上の１週間あたりの運動・スポーツ実施時間の中央値は、69.0分（男性90.0分、女性59.8分）となっている。

○性年代別にみると、男女ともに20代～50代の子育て・働き盛り世代と、60代以上の世代で大きな差があり、特に20代～50代女性の運動・スポーツ実施時間が１週間あたり30～40分程度と顕著に短く、同世代の男性と比べても半分程度にとどまっている。



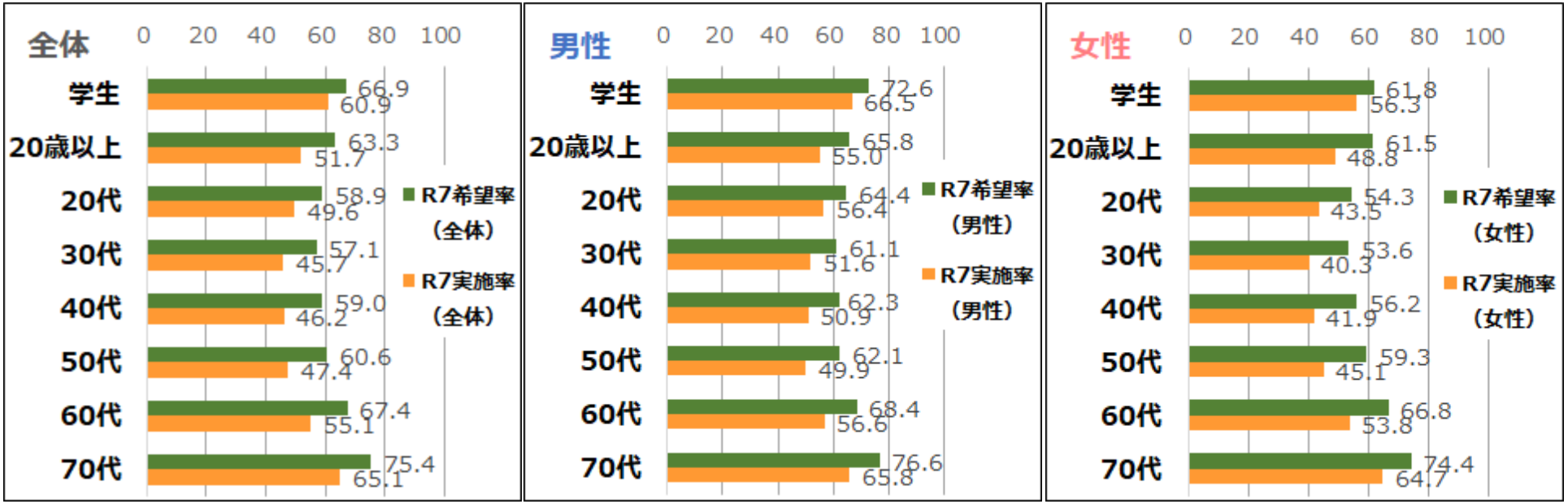
※令和７年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」／スポーツ庁

年代別のスポーツ実施率とスポーツ実施希望率

○　20歳以上の週１日以上の「運動・スポーツ実施率」（スポーツ実施率）は、51.7%、週１日以上の「運動・スポーツを実施したいと思う者の割合」（スポーツ実施希望率）は、63.3%と11.6ポイントの乖(かい)離がみられる。

○　特に40代～50代女性では、それぞれ14.3ポイント、14.2ポイントとその乖(かい)離が大きい。

※「学生」の年齢範囲：18歳～24歳



※令和７年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」／スポーツ庁

国民のスポーツ参画状況（する・みる・ささえる）と幸福感

参画率割合（幸福感得点）
例）○.○%（○.○点）

PLAYing



する
51.7%

※週に1日以上

WATCHing



みる
65.4%

SUPPORTing

ささえる
9.0%



（R6：80.6%）
スポーツに参画した
78.6%（6.8点）

する のみ
12.3%
（6.5点）

する・みる・ささえる
6.3%
（7.7点）

する・みる
32.5%
（7.0点）

みる のみ
24.7%
（6.2点）

する・ささえる
0.5%（7.5点）

ささえる のみ
0.3%（6.6点）

みる・ささえる
1.9%（7.1点）

スポーツに参画しなかった
21.4%（5.6点）
（R6：19.4%）

スポーツへの参画の仕方によって幸福感に差があり、複合的な参画ほど幸福感が高まる傾向がみられ、「する・みる・ささえる」すべてに参画した者は、日常生活の幸福感（7.7 点／10 点満点）が最も高い。

※「する」の割合は、「この1年間に運動やスポーツを実施した日数」で週１日以上と回答した者の割合
※「みる」の割合は、“直接現地で”または“テレビやインターネットで”のいずれかを観戦した者の割合
※「ささえる」の割合は、「運動・スポーツをささえる活動」で「行っていない」と「わからない」を除いた割合

※令和７年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」／スポーツ庁

令和5年度におけるがん教育の実施状況調査の結果

調査対象：全国の学校（国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）
調査対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
回答総数：35,883校

1. 外部講師を活用したがん教育の実施状況について

「実施した」と回答した学校数は、4,459校（12.5%）であった。令和４年度は4,091校（11.4%）であり、1.1%上昇した。

2. 外部講師を活用しなかった理由について

外部講師を活用しなかった理由について、「指導時間が確保できなかった」と回答した学校数が14,345校（45.8%）、「適当な講師がいなかった」が6,947校（22.2%）」、「講師謝金等の経費が確保できなかった」が3,703校（11.8%）、「その他」が10,574校（33.7%）であった。

3. 活用した外部講師の職種について

外部講師を活用してがん教育を実施した学校が活用した外部講師の職種は、「医師」と回答した学校が1,846校（41.5%）、「がん経験者」が1,135校（25.5%）であった。

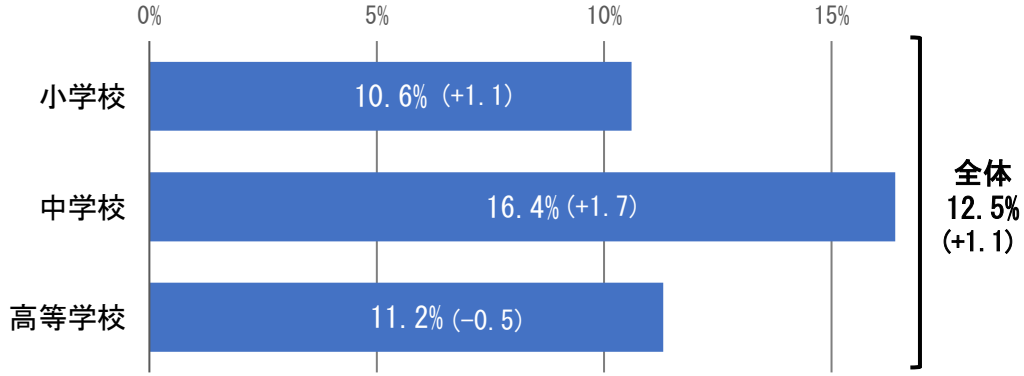
1. 外部講師活用状況

学習指導要領（中学校及び高等学校の保健体育科）に「がんについて取り扱う」ことを明記

○ 中学校　：平成29年３月改訂
　　令和３年度全面実施

○ 高等学校：平成30年３月改訂
　　令和４年度入学生より年次進行で実施

外部講師を活用したがん教育の実施状況（学校段階別）



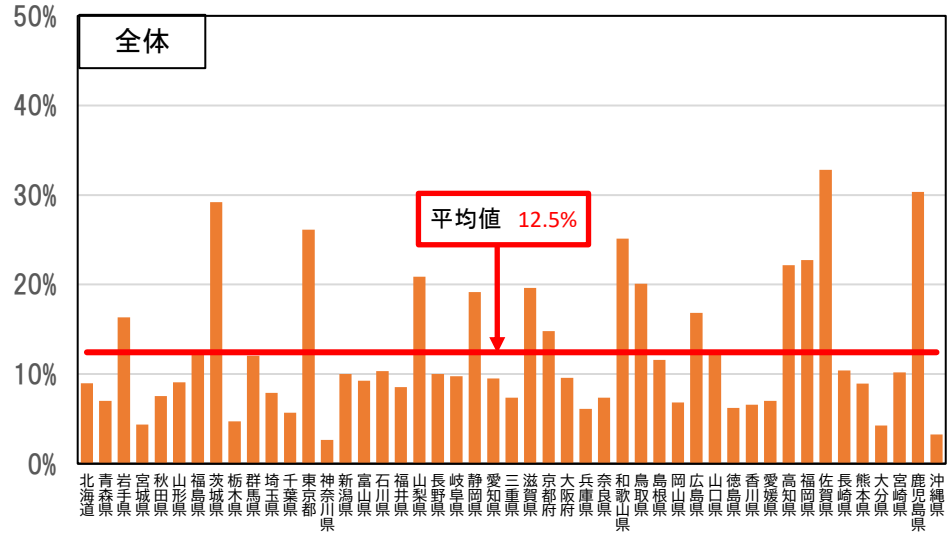
※（　）は令和4年度比

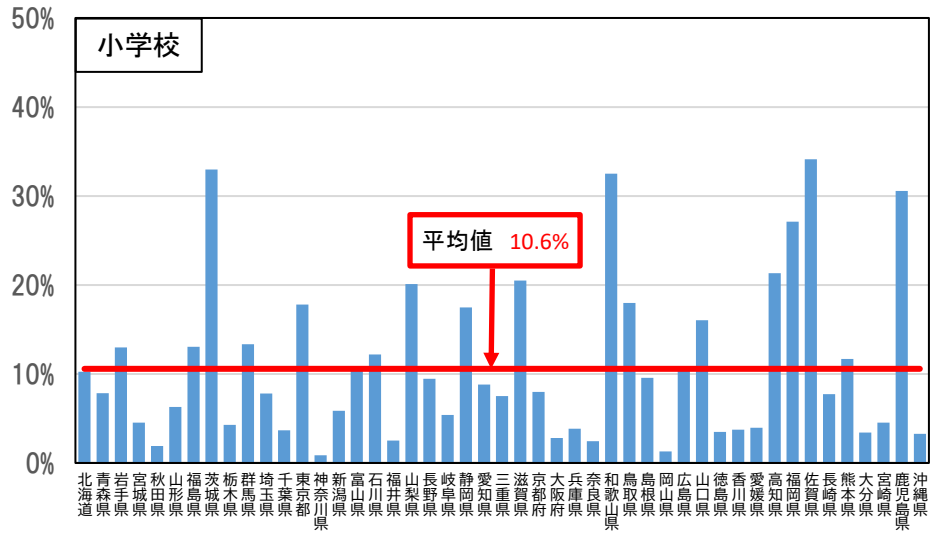
参考

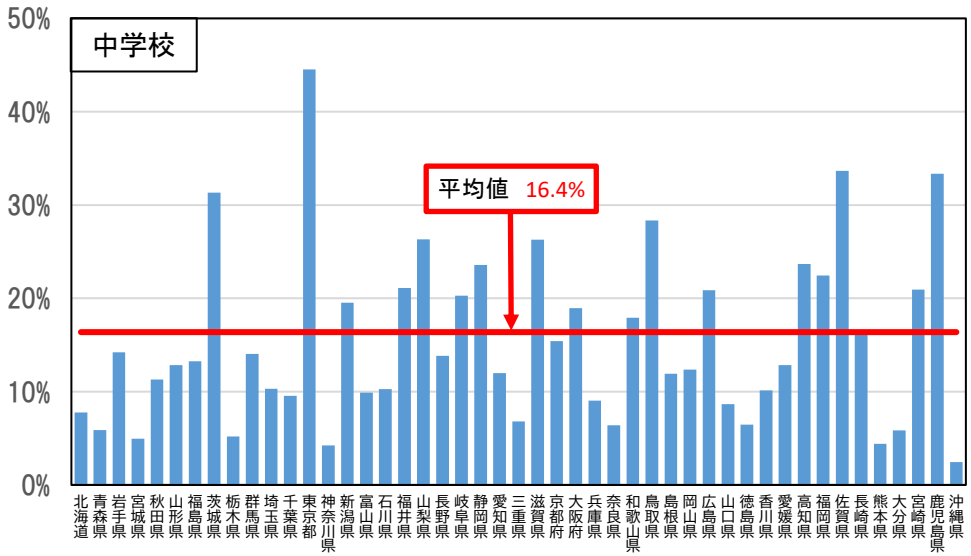
令和5年度におけるがん教育の実施状況調査の結果（都道府県別）

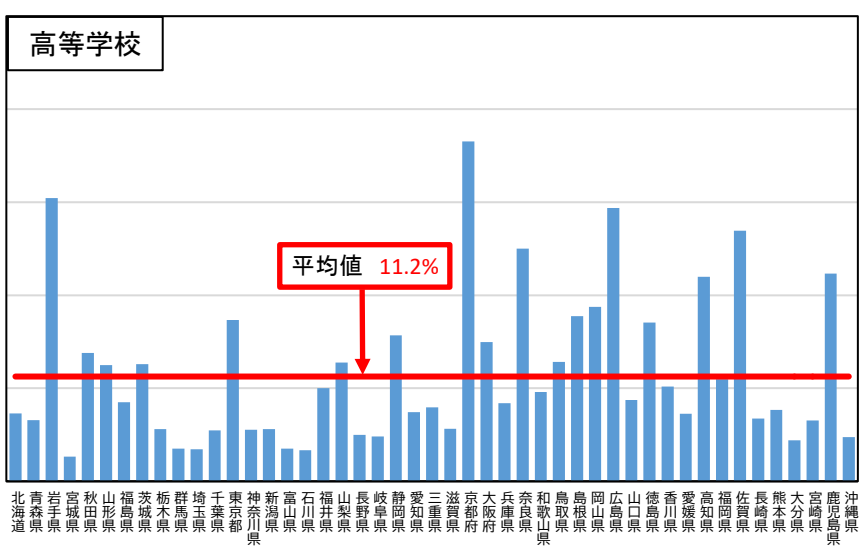
令和5年度に外部講師を活用したがん教育を実施した学校の割合（国公私立）

※割合（%）の分母は、回答した全ての学校数

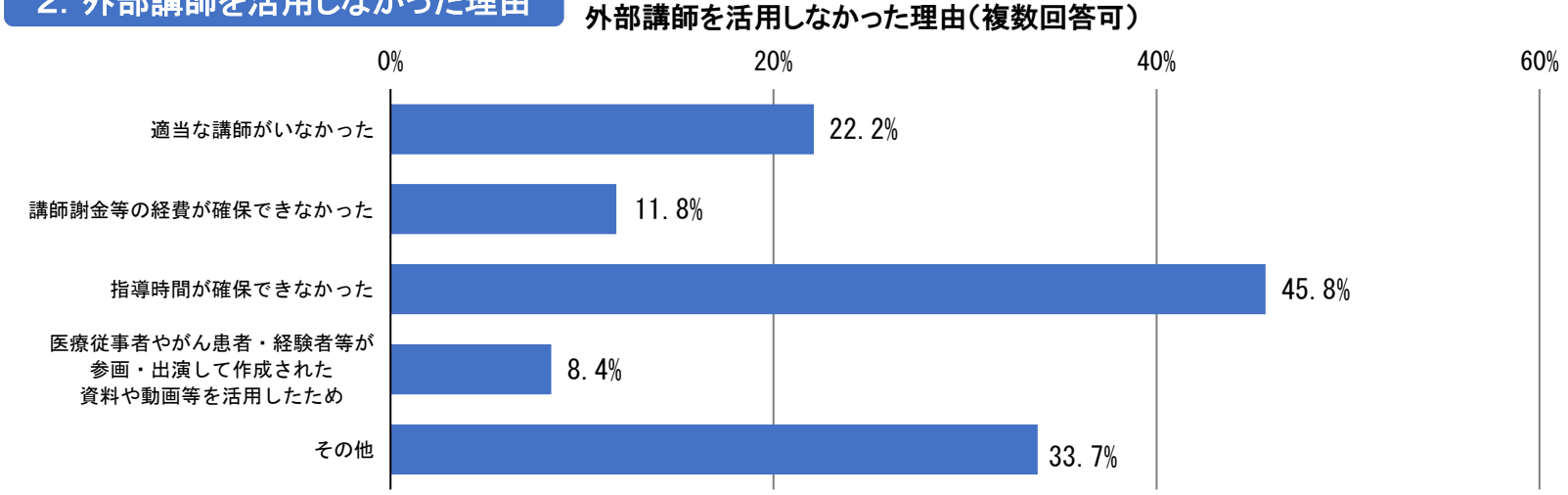




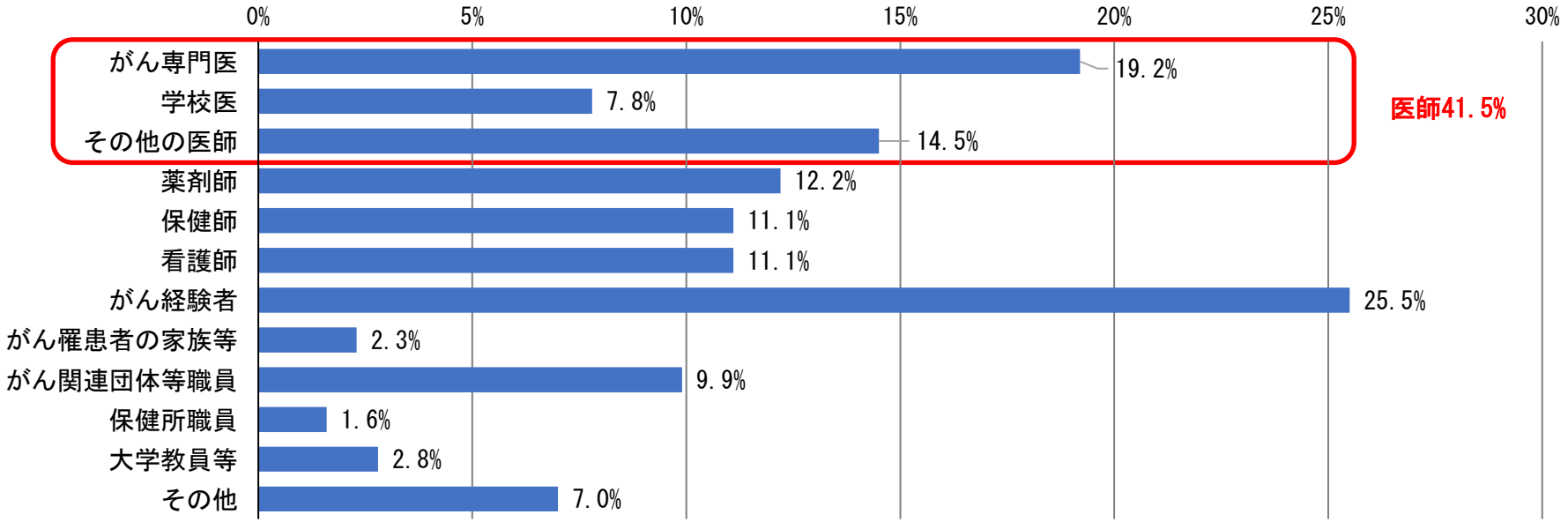




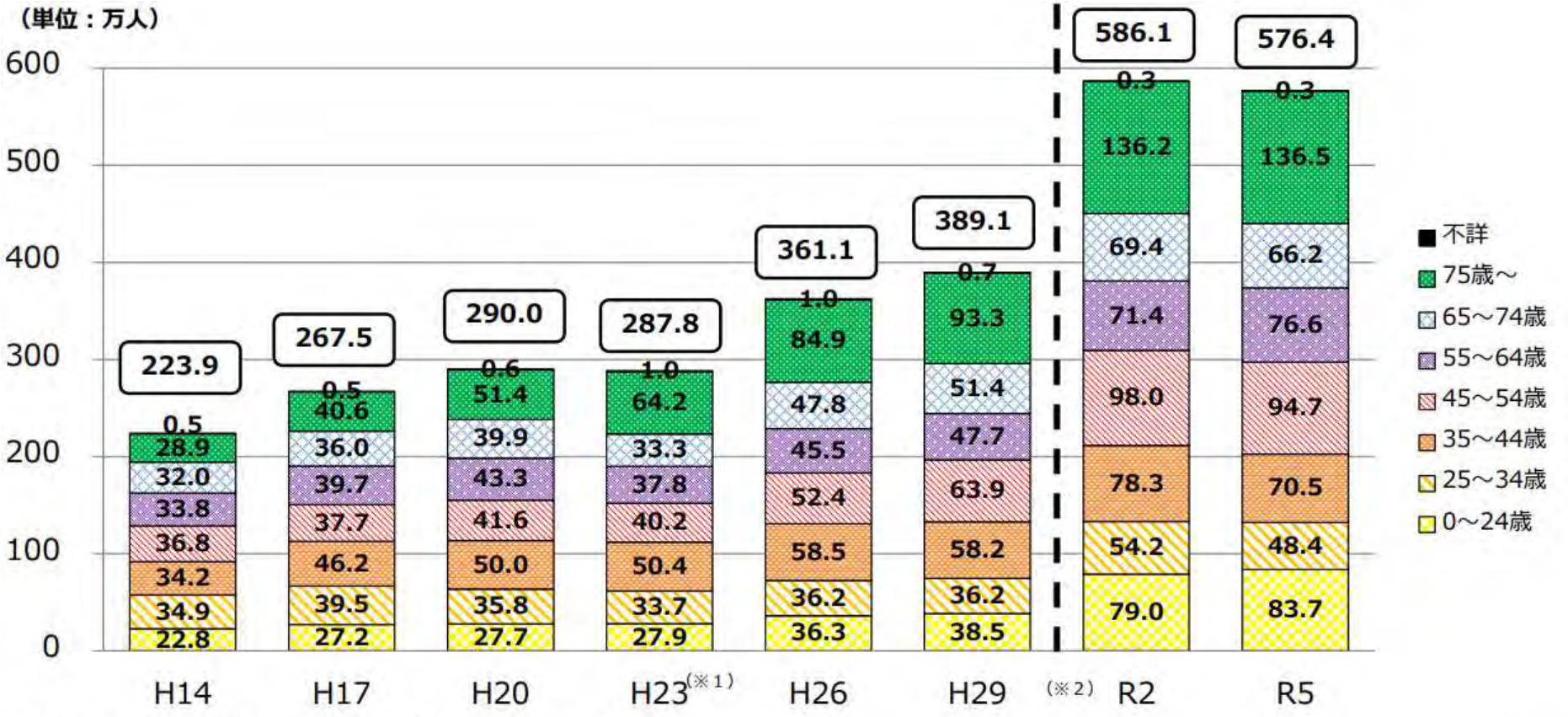
2. 外部講師を活用しなかった理由



3. 外部講師の職種



精神疾患を有する外来患者数の推移



（※１）H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

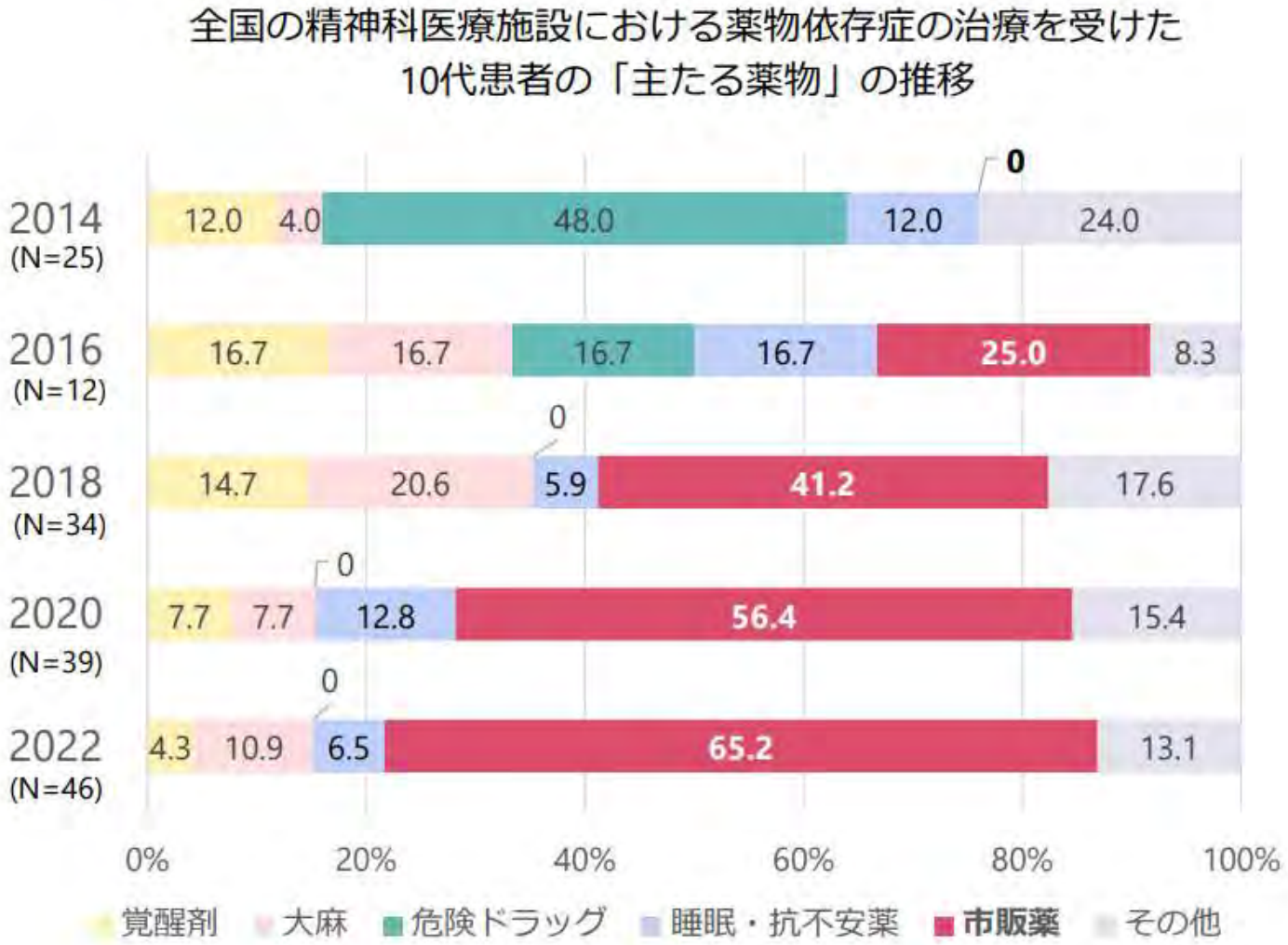
（※２）R２年から総患者数の推計方法を変更している。具体的には、外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している（H29年までは31日以上を除外していたが、R２年からは99日以上を除外して算出）。

資料：厚生労働省「患者調査」より厚生労働省障害保健福祉部で作成

精神保健医療福祉の現状等について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001374464.pdf

青少年による一般医薬品の濫用

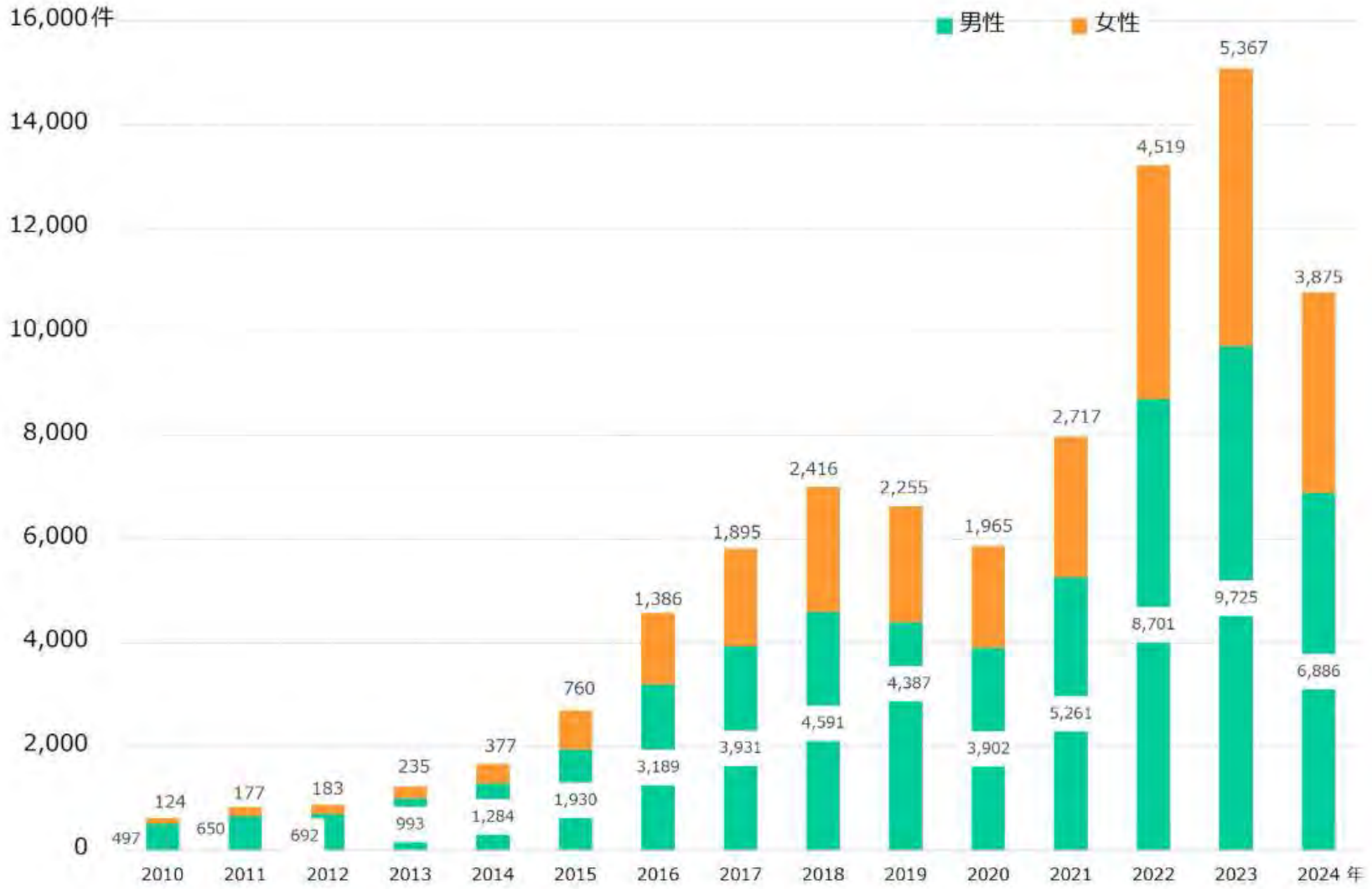


出典：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査（2022年）（国立精神・神経医療研究センター）
（令和４年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（医薬品医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業））

一般用医薬品の濫用に対する取組について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/001230826.pdf

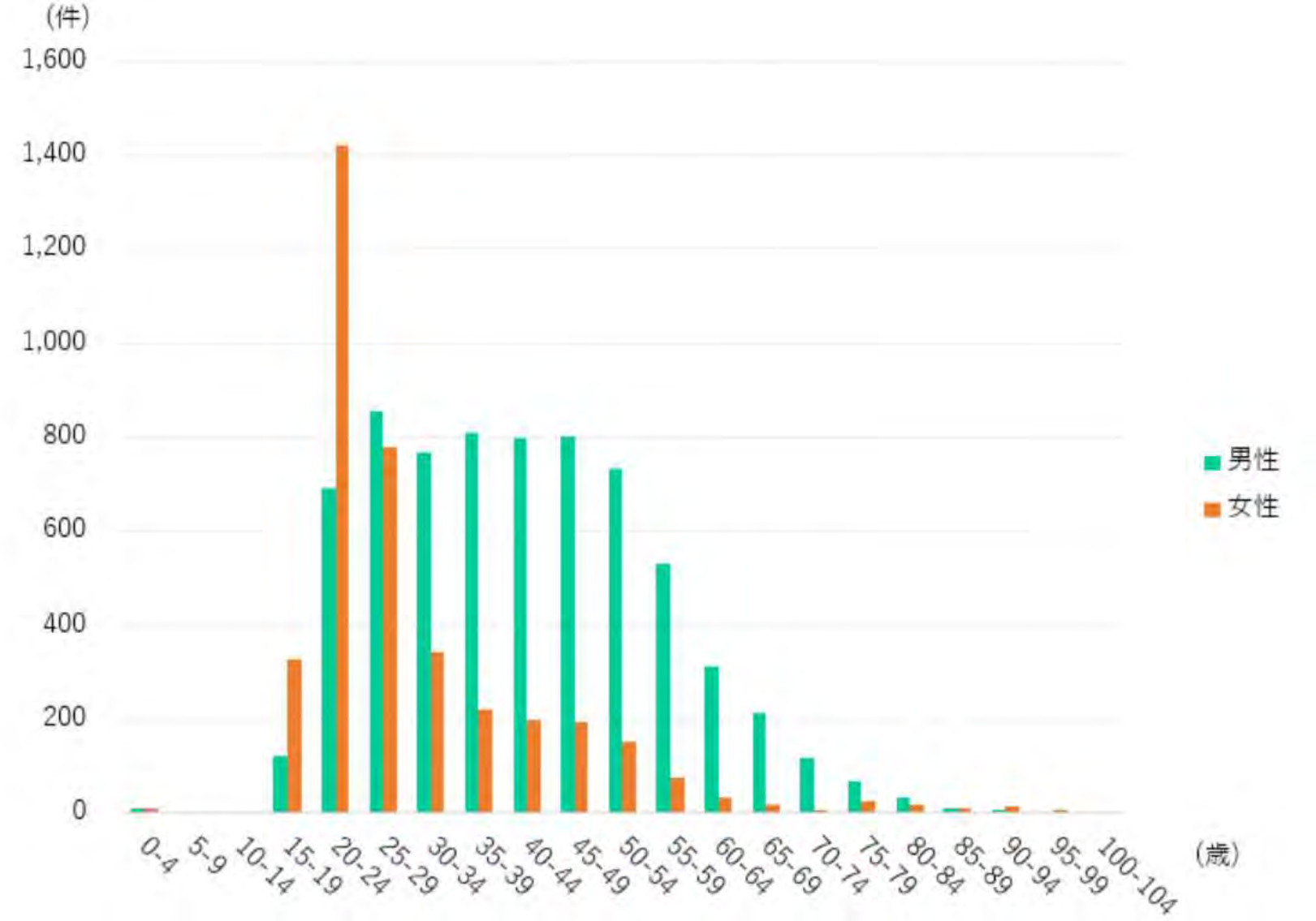
梅毒報告数の推移



※「2022年感染症発生動向調査事業年報」厚生労働省健康生活衛生局感染症対策部感染症対策課・国立感染症研究所感染症疫学センター（2024年4月15日発行）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/seikansenshou/syphilis.html

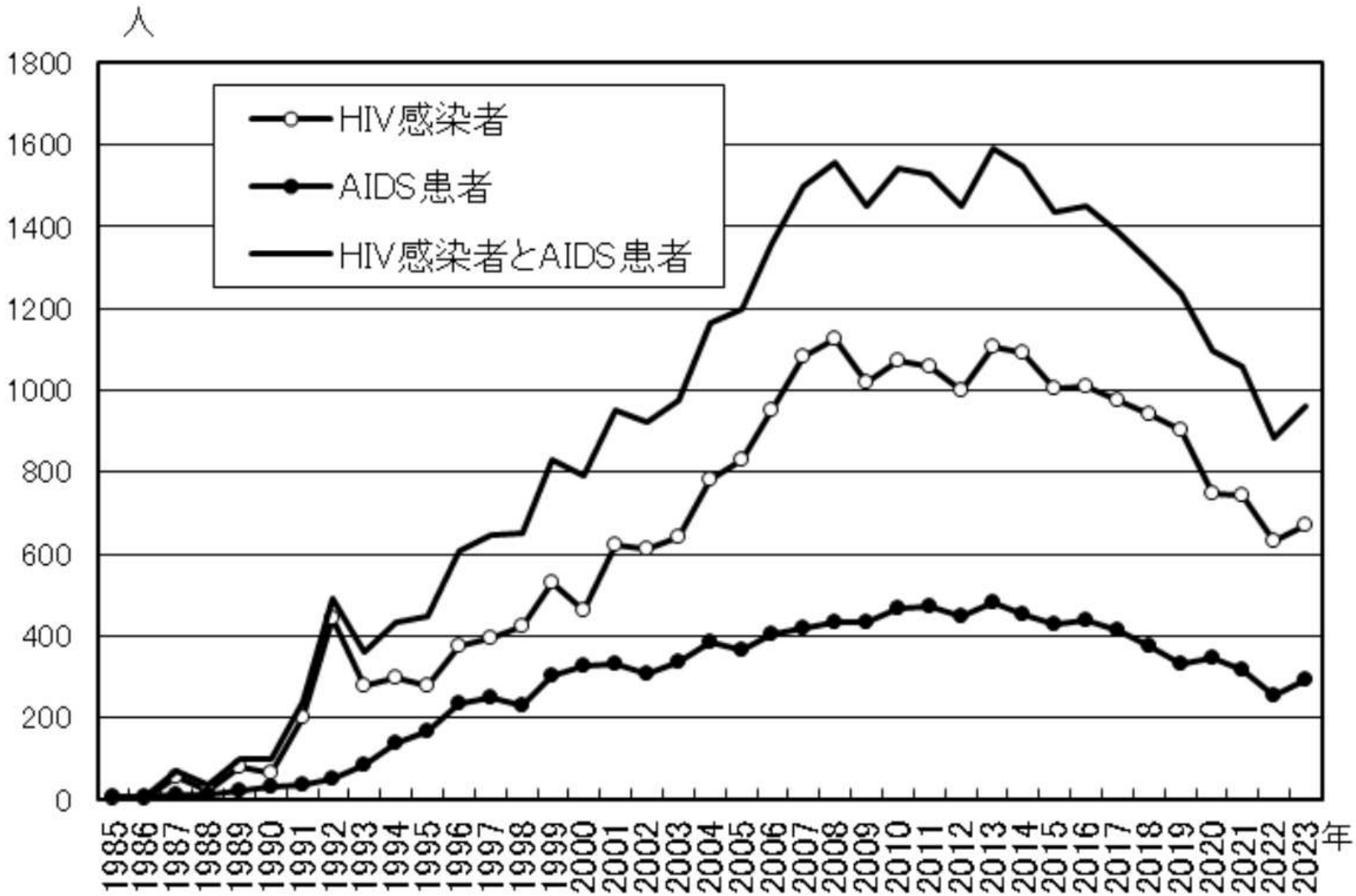
年代別にみた梅毒報告数（2024年）



※ 2024年の総報告数は、2024年10月2日までに届出のあった報告数（暫定値）であり、第 39週（2024 年9月23日～2024年9月29日）までに診断されていたとしても遅れて届出のあった報告は含まない。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/seikansenshou/syphilis.html

HIV感染者およびAIDS患者の年間新規報告数の推移



https://api-net.jfap.or.jp/status/japan/data/2023/nenpo/r05gaiyo.pdf

学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査結果（令和５年度実績）のポイント

文部科学省では、学校保健安全法に基づき策定された第３次学校安全の推進に関する計画（令和４年３月２５日閣議決定）を踏まえた、各学校における安全教育や安全管理に関する取組について調査を行ってきている。

このたび、令和５年度実績について取りまとめて公表するもの。

Ⅰ．調査対象

全国の国公私立の小学校(17,981校)、中学校(9,199校)、義務教育学校(230校)、高等学校(4,395校)、中等教育学校(51校)、特別支援学校(1,126校)、幼稚園(1,325校)及び幼稚園型認定こども園(864校)【計38,171校】

※令和6年11月末までに回答のあったものについて取りまとめたもの
※（　）内は回答数

Ⅱ．結果の主な概要

注：（前回調査実績）【令和４年度実績の前回調査のポイントについては、こちら】

（１）学校安全計画について

学校安全の校内体制、学校安全計画の策定及び学校安全の取組が実効性のあるものにするための評価や振り返りなどが充実してきている。

- **学校安全を担う校内組織が整備されている学校 93.7%**（86.9%）【6.8ポイント増加】
- **学校安全の中核となる教員等を位置付けている学校 98.0%**（96.8%）【1.2ポイント増加】
  うち、安全主任や主事として位置付けている学校 58.2%（34.5%）【23.7ポイント増加】
- **学校安全計画*1を策定している学校 98.8%**（97.9%）

*1 学校保健安全法＜抜粋＞
（学校安全計画の策定等）
第二十七条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

- **同計画の評価や振り返りを行っている学校 97.0%**
- **学校安全を意識化する機会を設定している学校 90.8%**（79.5%）【11.3ポイント増加】

（２）学校施設及び設備の安全点検について

R6.3公表の「学校における安全点検要領」を参考としながら、教職員以外の関係者との連携を一層の充実させ、事故の未然防止につなげていく必要がある。

- **学校施設及び設備の安全点検を実施している学校 99.7%**（99.8%）
- **窓際の足掛かりとなる設置物等に乗り転落しない対策をしている学校 93.8%**
- **固定されていない積み重ねられた棚への対策をしている学校 91.5%**

- **安全点検の実施者** ※複数回答

	教職員	児童生徒等	保護者	地域住民	設置者（教育委員会等）	有識者や専門業者	その他
今回	99.0%	5.3%	2.8%	2.0%	9.6%	14.2%	1.1%
前回	98.2%	3.1%	2.3%		10.9%	20.4%	1.3%

（３）通学路・通園路について

児童生徒等への安全指導や、保護者やボランティア等の見守り等による安全確保に関する取組が増加している。

- **通学路・通園路を設定している学校のうち、通学路・通園路の安全点検を実施している学校 98.9%**（99.2%）
- **登下校中の安全確保を実施している学校 99.1%**（98.3%）

実施状況 ※複数回答

	児童生徒等への安全指導	集団登下校	保護者や地域の人々、ボランティア等の同伴や見守り	スクールバスによる送迎	ＩＣＴの導入による登下校管理	その他の方策
今回	92.6%	34.5%	65.4%	22.5%	7.6%	3.5%
前回	85.7%	28.3%	60.9%	25.5%	7.4%	6.7%

（４）安全教育の実施状況について

学校安全3領域（生活安全・交通安全・災害安全）は概ね実施されているが、現代的課題への対応も含め、一層着実な実施が求められる。

- **安全教育の実施状況** ※複数回答

	生活安全（防犯含む）	交通安全	災害安全	現代的課題への対応（弾道ミサイル等）	インターネットの適切な利用・サイバーセキュリティ	性犯罪、性暴力防止	その他
今回	93.4%	96.2%	95.6%	21.5%	78.0%	45.3%	0.8%
前回	92.8%	95.7%	94.9%	15.8%	66.3%	35.8%	3.2%

（５）校内研修・校外研修について

事故防止の内容が共有されるなど校内研修の機会が増加し充実が図られている。

- **校内のヒヤリハット事例を共有している学校 97.2%**（94.2%）【3.0ポイント増加】
- **学校安全に関する校内研修を実施した学校 94.6%**（94.0%）

（6）危機管理マニュアルについて

地域の実情等を踏まえた実効性あるマニュアルの見直しに当たっては、校内の担当者だけでなく、多様な関係者が関わっていくことが求められる。

●**危機管理マニュアル*2を作成している学校 99.5%**（99.1%）

*2 学校保健安全法＜抜粋＞
（危険等発生時対処要領の作成等）
第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

●**危機管理マニュアルの見直しを行った学校 96.3%**（92.7%）**【3.6ポイント増加】**
この見直しに、保護者11.3%、地域住民12.4%、関係機関19.0%、有識者3.1%、学校設置者29.4%が関わっている。※複数回答

（7）地域や関係機関との連携について

地域住民や関係機関と連携した取組は増加しており、一層の充実が求められる。

●**関係者との協働による防災教育・避難訓練を実施している学校 88.9%**（83.0%）**【5.9ポイント増加】**

●**関係者と協働して不審者の学校侵入を想定した防犯訓練等を実施している学校 82.5%**（60.4%）**【22.1ポイント増加】**

●**地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用している学校 72.4%**（59.2%）**【13.2ポイント増加】**

（8）学校の安全管理の取組状況について

重大事故を想定した訓練、熱中症対策が増加した一方、場面に応じた実践的な避難訓練の実施が求められる。

●**休み時間の発災や管理職不在時などの場面に応じた実践的な避難訓練を実施している学校 95.4%**（98.8%）**【3.4ポイント減少】**

●**子供の重大事故を想定した職員の訓練等を実施している学校95.0%**（54.3%）**【40.7ポイント増加】**

●**熱中症対策の実施状況** ※複数回答

	熱中症の予防・対応等ガイドラインの全職員への周知	暑さ指数、熱中症アラートを参考にした活動の判断	学校行事や授業内容の実施時期の検討	夏季休業日の延長、臨時休業日の設定等	児童生徒等への指導の徹底	水筒を持たせるなど、こまめな水分補給の推奨	エアコンや扇風機の設置	熱中症発生時に備えた教職員向けの研修・訓練	その他
今回	**90.2%**	**93.6%**	**85.3%**	**13.0%**	**94.8%**		**98.1%**	**47.8%**	**0.9%**
前回	87.4%	85.7%	25.0%	2.6%	82.4%	96.8%	94.7%	37.0%	3.7%

Ⅲ 主な分析

●学校保健安全法で策定が義務付けられている学校安全計画及び危機管理マニュアルについて、一部未策定の学校があることから、引き続き100%の達成を目指す。
●地域や関係機関等と連携した安全体制の構築について、コミュニティ・スクール等の仕組みの活用などにより、一層の取組の推進が必要である。
●子供の重大事故を想定した訓練や熱中症対策の実施状況は向上している。引き続き、事故の未然防止・発生時の適切な対応に関する取組の充実が求められる。

Ⅳ 今後の対応

●調査結果から得られる知見を踏まえ、各学校等において実効性ある取組を進める際のポイント等を示し、各地域の実情を踏まえた着実な取組の実施を依頼する。
●国が実施する研修等において、調査結果のポイントを踏まえた内容を取り扱う。
●学校安全の担当者会議や学校安全ポータルサイト等を活用し、「学校事故対応に関する指針（改訂版）」や「学校における安全点検要領」等、学校安全の取組の推進に関する資料の更なる活用促進を図る。
●「学校安全の推進に関する有識者会議」等において、本調査結果を踏まえつつ、学校安全の専門家の意見を伺い、今後の施策推進に繋げる。

４．体育・保健体育等に関する動向等

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣　旨

スポーツ基本法の制定から14年、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化。健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、ウェルビーイングの向上に向け、スポーツ権の実質化を図る観点から、所要の改正を行う。

1．スポーツ基本法

概　要

一　前文

⑴スポーツに親しむことのできる機会の確保等（※基本理念にも規定）
⑵多様な国民一人一人の生きがい　及び幸福の実現等（〃）
⑶スポーツと文化芸術等の他の分野との連携
⑷スポーツの果たす役割における、いわゆる「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」の明示

二　基本理念

⑴スポーツによる地域振興の推進
⑵スポーツによる健康で活力に満ちた長寿社会の実現
⑶スポーツによる共生社会の実現
⑷国際的な規模のスポーツの競技会の例示の追加

三　スポーツ団体の努力等

・スポーツ団体は、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとすること。
・国等が連携を図る関係者として、スポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者の明記

四　地方スポーツ推進計画

・都道府県及び市町村の教育委員会等が共同して定めることができる旨の明記
・スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる旨の追加

五　基本的施策

1　スポーツの推進のための基礎的条件の整備等
⑴まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等（スポーツコンプレックス）
⑵スポーツ事故の防止等に係るスポーツの実施のための環境整備及び気候の変動への対応についての留意
⑶スポーツに関する諸科学の例示の追加
⑷スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備等
⑸部活動の地域展開等をはじめとする発達段階に応じたスポーツの推進等
⑹スポーツ産業の事業者が果たす役割の明示等

2　多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備
⑴多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保（スポーツホスピタリティ）
⑵情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実（eスポーツ）

3　全国的な規模のスポーツの競技会等に関する規定についての所要の改正
⑴名称の変更（全国パラスポーツ大会等）
⑵国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の意義の明示等
⑶国際競技大会の我が国への招致等の適正の確保
⑷企業等が果たす役割の明示

4　スポーツの公正及び公平の確保等
⑴暴力等の防止
⑵スポーツに係る競技の不正な操作等の防止
⑶ドーピング防止活動の推進
⑷スポーツの公正の確保等のための具体的な役割を担うスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況についての報告等

六　スポーツの振興のために必要な資金等

スポーツの振興に関する知識、人材及び資金の好循環の実現等

2．スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

概　要

国等が連携を図る関係者として、「一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構」を位置付ける。

第３期スポーツ基本計画（概要）

[第２期計画期間中の総括]

① 新型コロナウイルス感染症：
- ➤ 感染拡大により、スポーツ活動が制限

② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会：
- ➤ １年延期後、原則無観客の中で開催

③ その他社会状況の変化：
- ➤ 人口減少・高齢化の進行
- ➤ 地域間格差の広がり
- ➤ ＤＸなど急速な技術革新
- ➤ ライフスタイルの変化
- ➤ 持続可能な社会や共生社会への移行

こうした出来事等を通じて、改めて確認された
- 「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『スポーツそのものが有する価値』（Well-being）
- スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『スポーツが社会活性化等に寄与する価値』

を更に高めるべく、第３期計画では次に掲げる施策を展開

１．東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策

持続可能な国際競技力の向上
○ 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力を向上させるため、
- ・ NFの強化戦略プランの実効化を支援
- ・ アスリート育成パスウェイを構築
- ・ スポーツ医・科学、情報等による支援を充実
- ・ 地域の競技力向上を支える体制を構築

大規模大会の運営ノウハウの継承
○ 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、スポーツにおけるホスピタリティの向上に向けた取組も含め今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用

共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進
○ 東京大会による共生社会への理解・関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進

○ オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進

地方創生・まちづくり
○ 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着

○ 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進

スポーツを通じた国際交流・協力
○ 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業で培われた官民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開、スポーツSDGsにも貢献　（ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）

スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保
○ 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を脅かす事態に対応するため、
- ・ 誹謗中傷や性的ハラスメントの防止
- ・ 熱中症対策の徹底など安全・安心の確保
- ・ 暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用

２．スポーツの価値を高めるための第３期計画の新たな「３つの視点」を支える施策

スポーツを「つくる / はぐくむ」
社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。

- ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通した、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出
- ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成
- ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進

スポーツで「あつまり、ともに、つながる」
様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。

- ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現
- ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化
- ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信

スポーツに「誰もがアクセスできる」
性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。

- ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供
- ◆ 居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域機関の連携強化
- ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保

3．今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む１２の施策

① 多様な主体におけるスポーツの機会創出

地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、体育の授業の充実、運動部活動改革の推進、女性・障害者・働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上　等

② スポーツ界におけるDXの推進

先進技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出　等

③ 国際競技力の向上

中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地域における競技力向上を支える体制の構築、国・JSPO・地方公共団体が一体となった国民体育大会の開催　等

④ スポーツの国際交流・協力

国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームの検討　等

⑤ スポーツによる健康増進

健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進、医療・介護や企業・保険者との連携強化　等

⑥ スポーツの成長産業化

スタジアム・アリーナ整備の着実な推進、他産業とのオープンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援　等

⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり

武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全国での加速化　等

⑧ スポーツを通じた共生社会の実現

障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情報発信　等

⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、スポーツ団体の戦略的経営を行う人材の雇用創出を支援　等

⑩ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材

民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用の促進、地域スポーツコミッションなど地域連携組織の活用、全ＮＦでの人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指導に精通した指導者養成支援　等

⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保

暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者養成・研修の実施、スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進　等

⑫ スポーツ・インテグリティの確保

スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ仲裁・調停機関の利用等促進等の推進、教育研修や研究活動等を通じたドーピング防止活動の展開　等

『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

国民のスポーツ実施率を向上

- ✓ 成人の**週１回以上のスポーツ実施率**を**７０%**（障害者は**４０%**）
- ✓ **１年に一度以上スポーツを実施**する成人の割合を**１００%に近づける**（障害者は**７０%を目指す**）

生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加

（児童86%⇒**90%**、生徒82%⇒**90%**）

子供の体力の向上

（新体力テストの総合評価C以上の児童68%⇒**80%**、生徒75%⇒**85%**）

誰もがスポーツに参画でき、**共に活動できる**社会を実現

- ✓ 体育授業への**参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロ**を目指した学習プログラム開発
- ✓ **スポーツ団体の女性理事**の割合を**40%**

オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、**過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現**

スポーツを通じて**活力ある社会を実現**

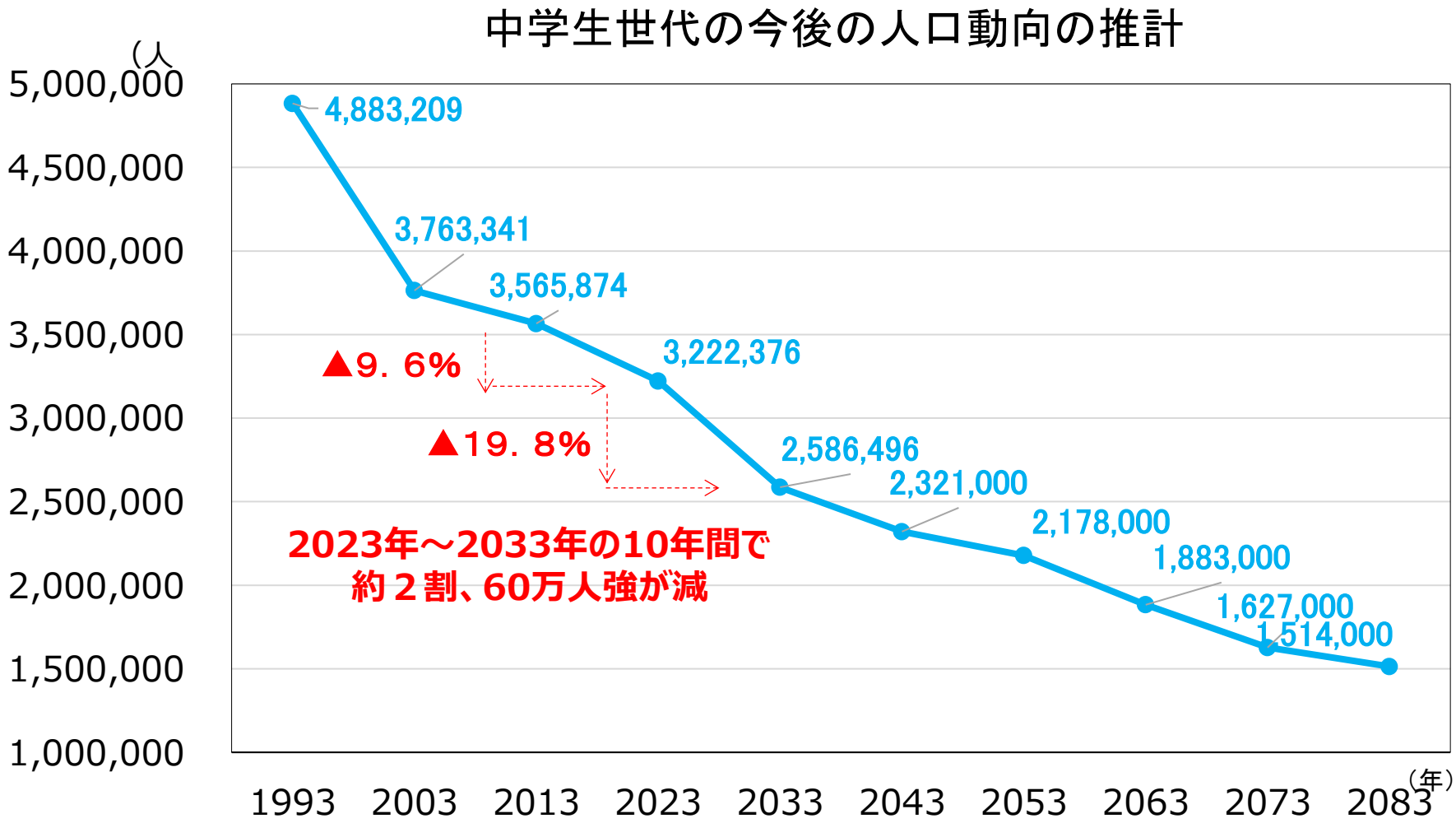
- ✓ **スポーツ市場規模15兆円**の達成（2025年まで）
- ✓ **スポーツ・健康まちづくり**に取り組む**地方公共団体**の割合15.6%⇒**40%**

スポーツを通じて**世界とつながる**

- ✓ **ポストSFT事業**を通じて**世界中の国々の700万人**の人々への裨益を目標に事業を推進
- ✓ **国際競技連盟（IF）等役員数37人規模**の維持・拡大

部活動改革の背景（少子化・人口減少の加速化）

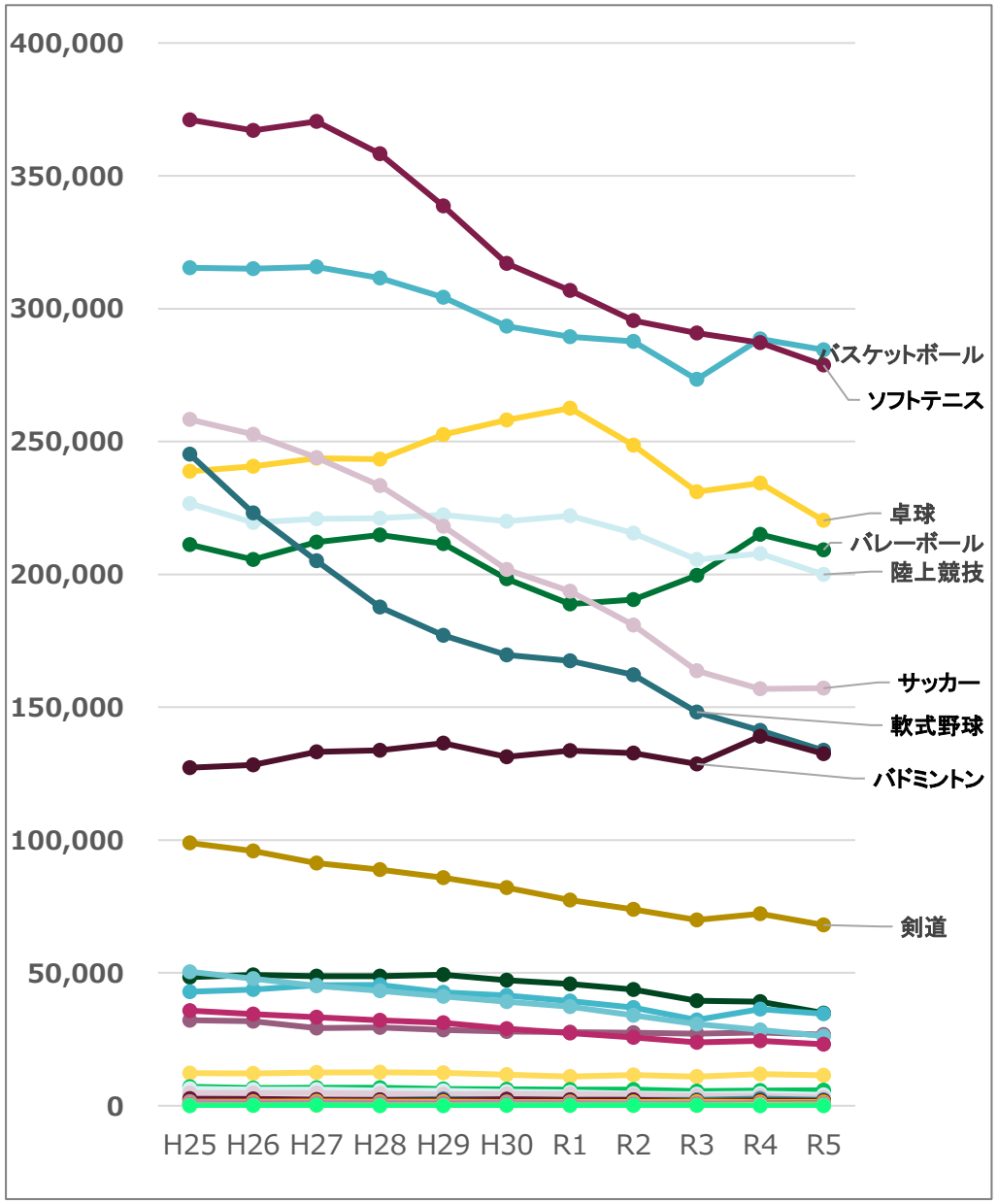
● 学校数の減少、それ以上に進む少子化で**生徒数／学校はさらに小さく**なる中、部活動は持続困難



中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数
厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2023年４月）」により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（令和５年推計）詳細結果表」の「１．出生中位（死亡中位）推計」」を基に算出。

運動部活動に加入している中学生数の推移

競技	H25	R5	H25との比較	
			増減率	増減
バスケットボール	315,354	284,551	-9.77%	-30,803
ソフトテニス	371,121	278,750	-24.89%	-92,371
卓球	238,854	220,288	-7.77%	-18,566
バレーボール	211,259	209,216	-0.97%	-2,043
陸上競技	226,692	199,969	-11.79%	-26,723
サッカー	258,291	157,170	-39.15%	-101,121
軟式野球	245,219	133,725	-45.47%	-111,494
バドミントン	127,239	132,512	4.14%	5,273
剣道	98,913	68,026	-31.23%	-30,887
水泳競技	48,358	34,879	-27.87%	-13,479
テニス	42,883	34,668	-19.16%	-8,215
ハンドボール	32,205	26,745	-16.95%	-5,460
ソフトボール	50,418	26,242	-47.95%	-24,176
柔道	35,809	23,131	-35.40%	-12,678
弓道	12,269	11,451	-6.67%	-818
ラグビー	7,152	5,887	-17.69%	-1,265
体操競技	6,387	4,115	-35.57%	-2,272
新体操	4,825	3,202	-33.64%	-1,623
空手	2,315	2,176	-6.00%	-139
スキー	2,641	1,918	-27.38%	-723
ホッケー	1,545	1,434	-7.18%	-111
アーチェリー	763	766	0.39%	3
なぎなた	834	696	-16.55%	-138
相撲	1,343	655	-51.23%	-688
スケート	550	467	-15.09%	-83
アイスホッケー	500	395	-21.00%	-105
レスリング	96	140	45.83%	44
フィギュア	51	22	-56.86%	-29
合計	2,343,886	1,863,196	-20.51%	-480,690



（出典）（公財）日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ　概要①

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

1．改革の理念及び基本的な考え方等

（1）改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
  ※改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

（2）地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。

  ＜新たな価値の例＞
  生徒のニーズに応じた多種多様な体験（１つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要。

（3）地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。

【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 ＋ ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

（4）改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ●具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ●対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。
- 障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること。
- 地方公共団体等において、地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携して、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ　概要②

2．改革推進期間の成果と課題

- 令和５年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3．今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
  ※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の進め方	・休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。 ※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。 ※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。 ・平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。
次期改革期間	「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。 ※平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。
費用負担の在り方等	・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要（公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要）。 ※受益者負担の水準については、国において金額の目安等を示すことを検討する必要。 ・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要。 ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることのないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要。 ・部活動指導員の配置について、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ　概要③

4．地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5．学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要。
- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。

※なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和６年12月に行われている。

※学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ　概要④

各論（個別課題への対応等）

1．地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化　等

2．指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導　等

3．活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

4．活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等(介護・福祉・医療等)

5．大会やコンクールの運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等）　等

6．生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためのアンケート調査やワークショップの実施等）

7．生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止（指導者・保護者・生徒等への研修等、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険＋賠償責任保険）

8．障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上　等

学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について　～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

令和５年２月27日　中央教育審議会初等中等教育分科会　幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

（参考資料）幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き及び参考資料（初版）（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm）

- 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であり、**全ての子供に等しく機会を与えて育成**していくことが必要。
- **幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要**。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、**５歳児から小学校１年生の２年間を「架け橋期」**と称して焦点を当て、**０歳から18歳までの学びの連続性に配慮**しつつ、**「架け橋期」の教育の充実**を図り、**生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる**ことが重要。
- 架け橋期の教育を充実するためには、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、**子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働**することが必要。
- 教育行政を所掌する文部科学省は、**こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら**、家庭や地域の状況にかかわらず、**全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障**していくことが必要。

これらを踏まえ、以下の方策を推進

１．架け橋期の教育の充実

幼児教育施設と小学校は、３要領・指針※及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが必要。

※幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

① 子供の発達の段階を見通した架け橋期の教育の充実　幼　小

- 幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有することから、**幼保小が意識的に協働して「架け橋期」の教育を充実**
- 幼児教育施設においては、**小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み**、小学校においては、**幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施**。特に、小学校の入学当初においては、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であり、幼児期に育まれた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動を実施

② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立　幼　小

- **幼保小が協働**して、３要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている**「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を手掛かり**としながら、**架け橋期のカリキュラム※を作成**。小学校１年生の修了時期を中心に**共に振り返って**、**架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価**し、**幼保小それぞれの教育を充実**

  ※幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの

- 幼保小の合同会議等を定期的に開催するなど、**幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保**、コミュニティ・スクール等を活用し、**保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくり**

２．幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

幼児教育施設と小学校が、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実を図るためには、幼児教育の特性について、認識の共有を図ることが必要。

① 幼児教育の特性に関する認識の共有　幼　小

- 幼児期の遊びを通した学び※の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないため、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝え、**遊びを通した学びの教育的意義や効果の共通認識を図る**

  ※幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体も動かして、主体的に様々な対象と直接関わりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいく

② ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化　幼

- ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより**日々の教育実践や子供の学びを「見える化」**し、先生の教育の意図等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、**保護者や地域住民の理解を促進**
- 「見える化」による保護者や地域住民との連携の**好事例等を収集・発信**し、幼児教育の特性に関する社会の認識を向上

3．特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

障害のある子供や外国籍等の子供など、特別な配慮を必要とする子供や家庭への適切な支援が必要。

① 特別な配慮を必要とする子供と家庭のための幼保小の接続 幼 小

- 特別な配慮を必要とする子供の対応が増加しており、**幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化**により、切れ目ない支援を実施
- 国や地方自治体において、障害のある子供や外国籍等の子供などの受入れに関する**研修プログラムを開発、研修資料や教材を作成**
- 幼児教育施設は、**一人一人に応じた指導を重視する幼児教育のよさを生かしながら子供の実態に応じた適切な支援を実施**、小学校は、**引き継いで必要な支援を実施**

② 好事例の収集 幼 小

- 幼児教育施設や小学校における子供の多様性に配慮した教育の充実に関する**好事例等を収集・蓄積して活用**

4．全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

核家族化や地域の関わりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、幼児教育施設の役割が一層重要。

① 幼児教育施設の教育機能と場の提供 幼

- ０歳から５歳の未就園児も含め、様々な体験の機会が得られるよう、**幼児教育施設が有する専門的な知見や場を地域に提供し、様々な子供の学びの場への参加を推進**
- 幼児教育施設において、保護者の幼児教育に対する理解を深めるとともに、親子登園や相談事業、一時預かり事業等の**子育て支援を充実**

② 全ての子供のウェルビーイング※を保障するカリキュラムの実現 幼 小

- **全ての子供のウェルビーイングを高める**観点から、教育課程の編成※※や指導計画の作成、実施や評価、改善等

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

※※保育所は「全体的な計画」、幼保連携型認定こども園は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

5．教育の質を保障するために必要な体制等

設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進する体制が必要。また、幼児教育施設における人材確保や勤務環境の改善等が必要。

① 地方自治体における推進体制の構築 幼 小

- 地方自治体において、**幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用**や**幼児教育アドバイザーの配置等を推進**

② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等 幼 小

- 幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う**架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーを育成、幼保小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上**
- **幼児教育施設や小学校の管理職や先生の研修を充実**
- 架け橋期のカリキュラムや研修等を開発・実施する**「幼保小の架け橋プログラム」を推進**

③ 幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等 幼

- 国において、**処遇改善等の必要な施策を引き続き実施**
- 地方自治体において、**総合的な人材確保策を推進**
- 幼児教育施設において、
  管理職等がマネジメント能力やリーダーシップを発揮するための研修を充実
  心理や福祉、障害等の専門的知見を有する者を積極的に活用
  働き方改革を推進するため、**ICT環境の整備を推進**
- **事故等の発生・再発防止のための取組を徹底**

6．教育の質を保障するために必要な調査研究等

幼児教育や幼保小の接続の分野について、データやエビデンスに基づく政策形成が必要。

① 幼保小接続期の教育に関する調査研究 幼 小

- 国において、**架け橋期のカリキュラムに基づく評価方法**や、諸外国における子供の多様性を尊重した幼保小の接続期の具体的支援や体制の構築について、調査研究を推進

② 幼児期の教育に関する調査研究 幼

- 国立教育政策研究所幼児教育研究センター、大学、地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等からなる**国内外の研究ネットワークを構築**
- 質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、国のプロジェクトとして、**大規模な長期縦断調査を実施**
- **日本独自の質評価指標の開発や園内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を推進**

幼児期運動指針（抜粋）

幼児期における運動の意義

幼児は心身全体を働かせて様々な活動を行うので、心身の様々な側面の発達にとって必要な経験が相互に関連し合い積み重ねられていく。このため、幼児期において、遊びを中心とする身体活動を十分に行うことは、多様な動きを身に付けるだけでなく、心肺機能や骨形成にも寄与するなど、生涯にわたって健康を維持したり、何事にも積極的に取り組む意欲を育んだりするなど、豊かな人生を送るための基盤づくりとなることから、以下のような様々な効果が期待できる。

（1） 体力・運動能力の向上

体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きくかかわっており、人が生きていくために重要なものである。特に幼児期は、神経機能の発達が著しく、タイミングよく動いたり、力の加減をコントロールしたりするなどの運動を調整する能力が顕著に向上する時期である。この能力は、新しい動きを身に付けるときに重要な働きをする能力であるとともに、周りの状況の的確な判断や予測に基づいて行動する能力を含んでおり、けがや事故を防止することにもつながる。このため、幼児期に運動を調整する能力を高めておくことは、児童期以降の運動機能の基礎を形成するという重要な意味を持っている。

また、日ごろから体を動かすことは、結果として活動し続ける力（持久力）を高めることにもつながる。

（2）健康的な体の育成

幼児期に適切な運動をすると、丈夫でバランスのとれた体を育みやすくなる。特に運動習慣を身に付けると、身体の諸機能における発達が促されることにより、生涯にわたる健康的で活動的な生活習慣の形成にも役立つ可能性が高く、肥満や痩身を防ぐ効果もあり、幼児期だけでなく、成人後も生活習慣病になる危険性は低くなると考えられる。また、体調不良を防ぎ、身体的にも精神的にも疲労感を残さない効果があると考えられる。

（3）意欲的な心の育成

幼児にとって体を動かす遊びなど、思い切り伸び伸びと動くことは、健やかな心の育ちも促す効果がある。また、遊びから得られる成功体験によって育まれる意欲や有能感は、体を活発に動かす機会を増大させるとともに、何事にも意欲的に取り組む態度を養う。

（4）社会適応力の発達

幼児期には、徐々に多くの友達と群れて遊ぶことができるようになっていく。その中でルールを守り、自己を抑制し、コミュニケーションを取り合いながら、協調する社会性を養うことができる。

（5）認知的能力の発達

運動を行うときは状況判断から運動の実行まで、脳の多くの領域を使用する。すばやい方向転換などの敏捷な身のこなしや状況判断・予測などの思考判断を要する全身運動は、脳の運動制御機能や知的機能の発達促進に有効であると考えられる。

幼児が自分たちの遊びに合わせてルールを変化させたり、新しい遊び方を創り出したりするなど、遊びを質的に変化させていこうとすることは、豊かな創造力も育むことにもつながる。

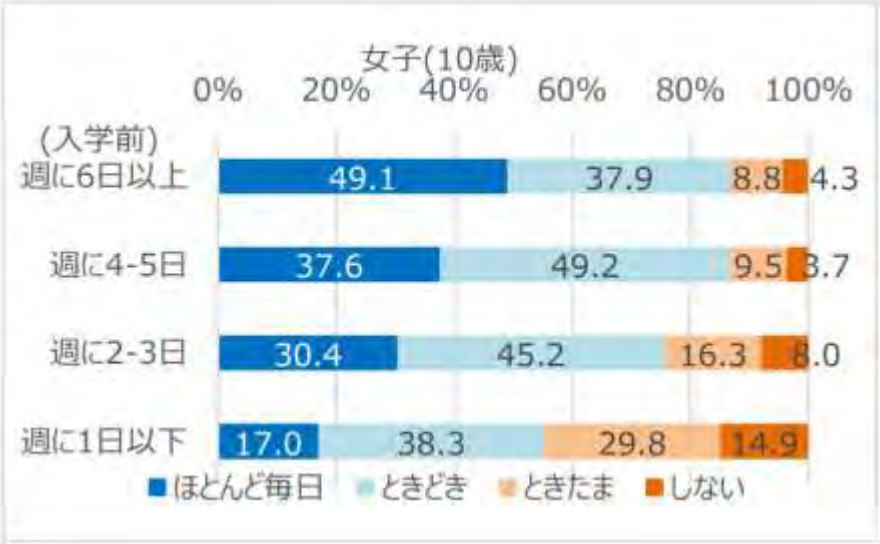
（平成24年３月・文部科学省）

幼児期の運動遊びと運動能力等との相関

幼児期に外遊びをよくしていた小学生は、日常的に運動し、体力も高い。

入学前の外遊びの実施状況別に見た運動・スポーツ実施状況（10歳）





入学前の外遊びの実施状況別に見た新体力テスト合計点（10歳）

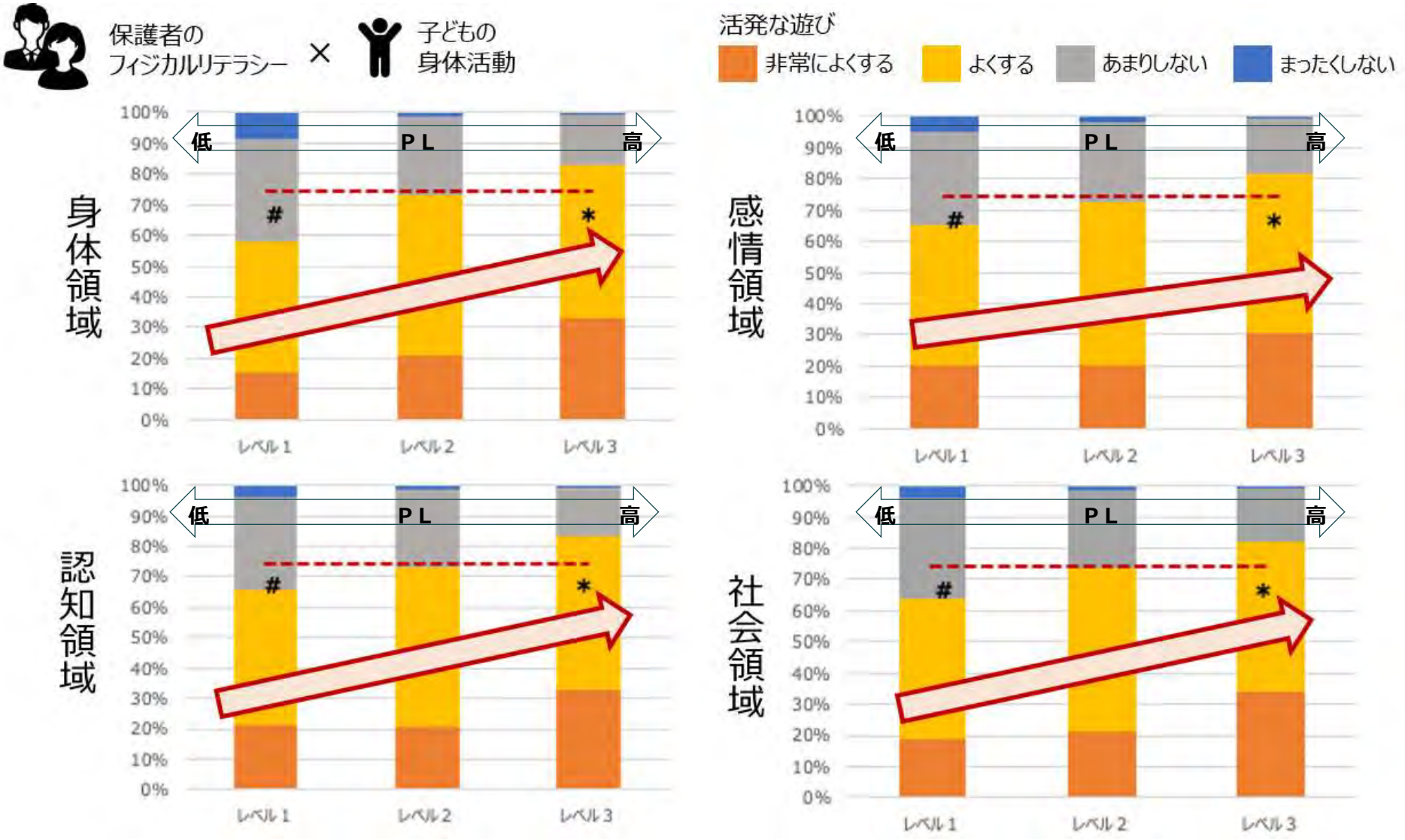




（出典）令和元年度スポーツ庁「体力・運動能力調査」

保護者のフィジカルリテラシーと子供の運動能力・心理的健康との相関

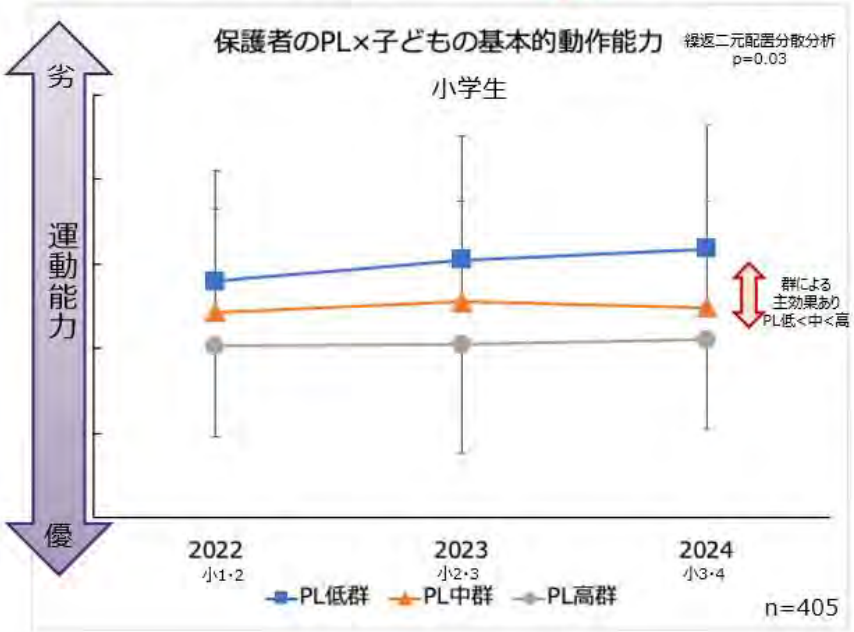
フィジカルリテラシーが高い保護者の子どもはたくさん活発な遊びをしている。

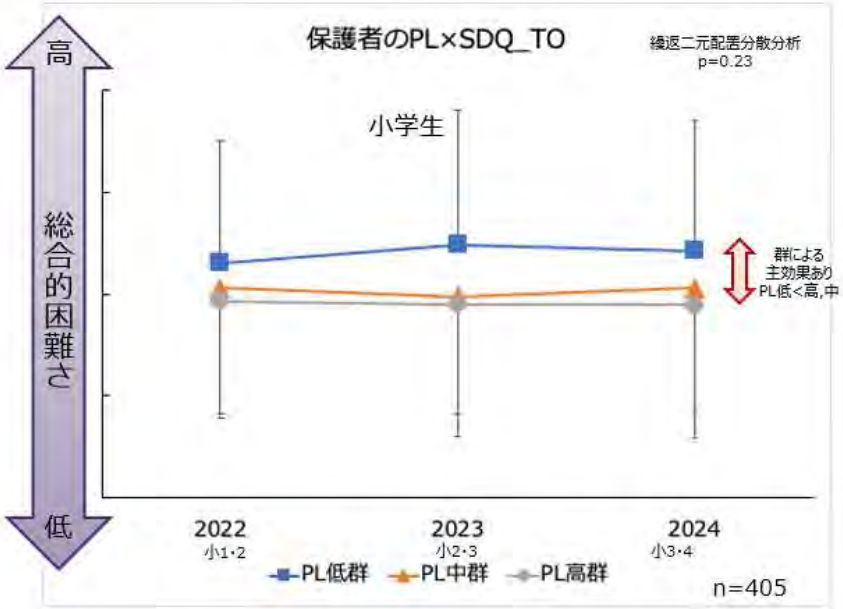


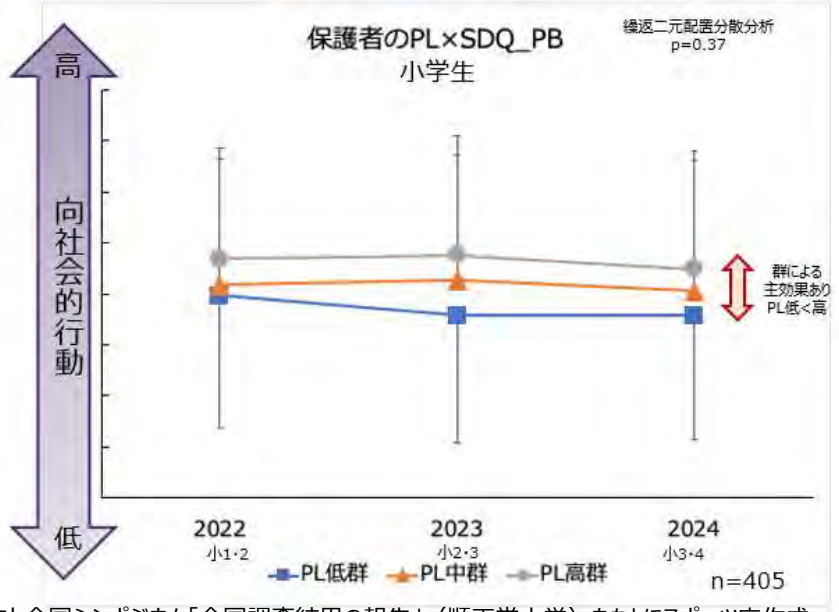
（出典）令和6年度幼児期からの運動習慣形成プロジェクト全国シンポジウム「全国調査結果の報告」（順天堂大学）をもとにスポーツ庁作成

保護者のフィジカルリテラシーと子供の運動能力・心理的健康との相関

保護者の
フィジカルリテラシー × 子どもの姿
変化







保護者のフィジカルリテラシーは、子供の運動能力・心理社会的健康と関連する

（出典）令和6年度幼児期からの運動習慣形成プロジェクト全国シンポジウム「全国調査結果の報告」（順天堂大学）をもとにスポーツ庁作成

「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引き等の内容

・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
・教材動画、教員研修用動画を作成。

（教材の主な内容）



【幼児期】

・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
・いやな触られ方をした場合の対応　　等





【小学校】

・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
・いやな触られ方をした場合の対応
・ＳＮＳを使うときに気を付けること（高学年）　　等





【中学校】

・自分と相手を守る「距離感」について。
・性暴力とは何か（デートＤＶ、ＳＮＳを通じた被害の例示）
・性暴力被害に遭った場合の対応　　等





【高校】

・自分と相手を守る「距離感」について。
・性暴力とは何か（デートＤＶ、ＳＮＳを通じた被害、セクハラの例示）
・二次被害について
・性暴力被害に遭った場合の対応　　等





【特別支援教育】

・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

・性暴力の例、実態
・身近な被害実態
・性暴力が起きないようにするためのポイント
・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先　　等



各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。
教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。
文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

５．その他

学習指導要領の変遷

昭和33～35年改訂

教育課程の基準としての性格の明確化
（道徳の時間の新設、基礎学力の充実、科学技術教育の向上等）（系統的な学習を重視）

（実施）小学校：昭和36年度、中学校：昭和37年度、高等学校：昭和38年度（学年進行）

昭和43～45年改訂

教育内容の一層の向上（「教育内容の現代化」）
（時代の進展に対応した教育内容の導入）（算数における集合の導入等）

（実施）小学校：昭和46年度、中学校：昭和47年度、高等学校：昭和48年度（学年進行）

昭和52～53年改訂

ゆとりある充実した学校生活の実現＝学習負担の適正化
（各教科等の目標・内容を中核的事項に絞る）

（実施）小学校：昭和55年度、中学校：昭和56年度、高等学校：昭和57年度（学年進行）

平成元年改訂

社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成
（生活科の新設、道徳教育の充実）

（実施）小学校：平成4年度、中学校：平成5年度、高等学校：平成6年度（学年進行）

平成10～11年改訂

基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成
（教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設）

（実施）小学校：平成14年度、中学校：平成14年度、高等学校：平成15年度（学年進行）

平成15年一部改正

学習指導要領のねらいの一層の実現（例：学習指導要領に示していない内容を指導できることを明確化、個に応じた指導の例示に小学校の習熟度別指導や小・中学校の補充・発展学習を追加）

平成20～21年改訂

「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス
（授業時数の増、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入）

（実施） 小学校：平成23年度、中学校：平成24年度、高等学校：平成25年度（年次進行）
※小・中は平成21年度、高は平成22年度から先行実施

平成27年一部改正

道徳の「特別の教科」化 「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換（実施）小学校：平成30年度、中学校：令和元年度

平成29～30年改訂

「生きる力」の育成を目指し資質・能力を三つの柱(※)で整理、社会に開かれた教育課程の実現
※「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」（「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメントの推進、小学校外国語科の新設等）

(実施)小学校：令和2年度、中学校：令和3年度、高等学校：令和4年度(年次進行)※小・中は平成30年度、高は令和元年度から先行実施

現行学習指導要領の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く**知識・技能**の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む
「社会に開かれた教育課程」の実現
各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設など

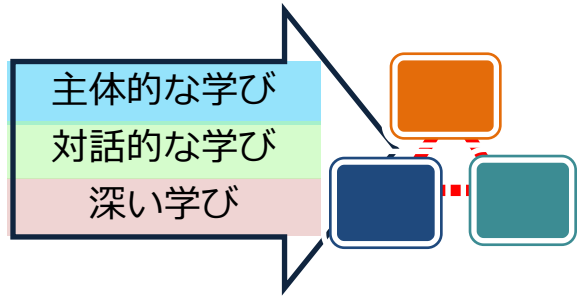
各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善



主体的・対話的で深い学びの実現
（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。





主体的な学び

対話的な学び

深い学び

学びを人生や社会に生かそうとする**学びに向かう力・人間性**等の涵養

生きて働く**知識・技能**の習得

未知の状況にも対応できる**思考力・判断力・表現力**等の育成







【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。



【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

資質・能力の３つの柱と社会に開かれた教育課程

資質・能力の３つの柱に関する関連条文

○　学校教育法（昭和22年法律第26号）

第30条　（略）

②　前項の場合においては，生涯にわたり学習する基盤が培われるよう，①基礎的な知識及び技能を習得させるとともに，②これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくみ，③主体的に学習に取り組む態度を養うことに，特に意を用いなければならない。

「社会に開かれた教育課程」について

○　中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）前文

教育課程を通して，これからの時代に求められる教育を実現していくためには，よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し，それぞれの学校において，必要な学習内容をどのように学び，どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら，社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという，社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

※小学校、高等学校も同旨

各教科等の特質に応じた見方･考え方（中学校の例）

※中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 ＜抄＞

言葉による見方・考え方	対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に着目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めること。
社会的事象の地理的な見方・考え方	社会的事象を、位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けること。
社会的事象の歴史的な見方・考え方	社会的事象を、時期、推移などに着目して捉え、類似や差異などを明確にしたり、事象同士を因果関係などで関連付けたりすること。
現代社会の見方・考え方	社会的事象を、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること。
数学的な見方・考え方	事象を、数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的に考えること。
理科の見方・考え方	自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること。
音楽的な見方・考え方	音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること。
造形的な見方・考え方	感性や想像力を働かせ、対象や事象を、造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと。
体育の見方・考え方	運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること。
保健の見方・考え方	個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること。
技術の見方・考え方	生活や社会における事象を、技術との関わりの視点で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性等に着目して技術を最適化すること。
生活の営みに係る見方・考え方	家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること。
外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方	外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面・状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること。
探究的な見方・考え方	各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けて問い続けること。
集団や社会の形成者としての見方・考え方	各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現と関連付けること。

平成29年改訂　幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂ポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

○ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。

○ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。

○ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。

（例）中学校理科：①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、③科学的に探究しようとする態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。
（生命領域）

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

（語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考する　など）

※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導体制の充実や、運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

＊義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

○ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

○ そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（小中：国語）

・学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）の充実（小中：総則、各教科等）

理数教育の充実

・前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動（小：算数、中：数学）や見通しをもった観察・実験（小中：理科）などの充実によりさらに学習の質を向上

・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実（小：算数、中：数学）、自然災害に関する内容の充実（小中：理科）

伝統や文化に関する教育の充実

・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと（幼稚園）

・古典など我が国の言語文化（小中：国語）、県内の主な文化財や年中行事の理解（小：社会）、我が国や郷土の音楽、和楽器（小中：音楽）、 武道（中：保健体育）、和食や和服（小：家庭、中：技術・家庭）などの指導の充実

道徳教育の充実

・先行する道徳の特別教科化（小：平成30年4月、中：平成31年4月）による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実

体験活動の充実

・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実（小中：総則）、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視（小中：特別活動等）

外国語教育の充実

・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
※小学校の外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援

・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

（出典）幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

平成29年改訂　幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂ポイント

その他の重要事項

○幼稚園教育要領

・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）

○初等中等教育の一貫した学びの充実

・小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実（小：総則、各教科等）
・幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視（小中：総則、各教科等）

○主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解（小：社会）、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる（小：社会）、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察（中：社会）、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動（小中：特別活動）
・少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組（中：社会）
・売買契約の基礎（小：家庭）、計画的な金銭管理や消費者被害への対応（中：技術・家庭）
・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応（小：社会）、自然災害に関する内容（小中：理科）
・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解（小：社会）、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解（小：体育、中：保健体育）、障害者理解・心のバリアフリーのための交流（小中：総則、道徳、特別活動）
・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実（小中：社会）

○情報活用能力（プログラミング教育を含む）

・コンピュータ等を活用した学習活動の充実（各教科等）
・コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成（小：総則、各教科等（算数、理科、総合的な学習の時間など））

○部活動

・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制（中：総則）

○子供たちの発達の支援（障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等）

・学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について、小学校段階から明記。（小中：総則、特別活動）
・特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫（小中：総則、各教科等）
・日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程（小中：総則）、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定（中：総則）

（出典）幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

平成30年改訂　高等学校学習指導要領の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

○ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。

○ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。

○ 高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる。

そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要。特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実が必要。

（情報を的確に理解し効果的に表現する、社会的事象について資料に基づき考察する、日常の事象や社会の事象を数理的に捉える、自然の事物・現象を観察・実験を通じて科学的な概念を使用して探究する　など）

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

○ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

○ そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教科・科目構成の見直し

○ 高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、教科・科目の構成を改善。

（国語科における科目の再編（「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」）
地理歴史科における「歴史総合」「地理総合」の新設、公民科における「公共」の新設、共通教科「理数」の新設、など）

5. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

・科目の特性に応じた語彙の確実な習得、主張と論拠の関係や推論の仕方など、情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成（国語）
・学習の基盤としての各教科等における言語活動（自らの考えを表現して議論すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめること　など）の充実（総則、各教科等）

理数教育の充実

・理数を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視（数学、理科）するとともに、見通しをもった観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実（理科）などの充実により学習の質を向上
・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実（数学）
・将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設（理数）

伝統や文化に関する教育の充実

・我が国の言語文化に対する理解を深める学習の充実（国語「言語文化」「文学国語」「古典探究」）
・政治や経済、社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色（地理歴史）、我が国の先人の取組や知恵（公民）、武道の充実（保健体育）、和食、和服及び和室など、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容の充実（家庭）

道徳教育の充実

・各学校において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定（総則）
・公民の「公共」、「倫理」、特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記（総則）

外国語教育の充実

・統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと［やり取り・発表］」「書くこと」の力をバランスよく育成するための科目（「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲ」）や，発信力の強化に特化した科目を新設（「論理・表現Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」）
・小・中・高等学校一貫した学びを重視して外国語能力の向上を図る目標を設定し、目的や場面、状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力を着実に育成

職業教育の充実

・就業体験等を通じた望ましい勤労観、職業観の育成（総則）、職業人に求められる倫理観に関する指導（職業教育に関する各専門教科）
・地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善
・産業界で求められる人材を育成するため、「船舶工学」（工業）、「観光ビジネス」（商業）、「総合調理実習」（専門家庭）、「情報セキュリティ」（専門情報）、「メディアとサービス」（専門情報）を新設
※職業教育の充実に当たっては、必要な施設・設備の計画的な整備を促していく。

平成30年改訂　高等学校学習指導要領の改訂のポイント

その他の重要事項

○初等中等教育の一貫した学びの充実
- 必要な資質・能力を身に付けるため、中学校との円滑な接続や、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続について明記（総則）

○主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実
- 政治参加と公正な世論の形成、政党政治や選挙、主権者としての政治参加の在り方についての考察（公民）、主体的なホームルーム活動、生徒会活動（特別活動）
- 財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、職業選択、起業、雇用と労働問題、仕事と生活の調和と労働保護立法、金融を通した経済活動の活性化、国連における持続可能な開発のための取組（公民）
- 多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み（公民、家庭）
- 世界の自然災害や防災対策（地理歴史）、防災と安全・安心な社会の実現（公民）、安全・防災や環境に配慮した住生活の工夫（家庭）
- 高齢者の尊厳と介護についての理解（認知症含む）、生活支援に関する技能（家庭）
- オリンピックやパラリンピック等の国際大会は、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていること、共生社会の実現にも寄与していることなど、スポーツの意義や役割の理解（保健体育）、障害者理解・心のバリアフリーのための交流（総則、特別活動）
- 我が国の領土等国土に関する指導の充実（地理歴史、公民）

○情報教育（プログラミング教育を含む）
- 情報科の科目を再編し、全ての生徒が履修する「情報Ⅰ」を新設することにより、プログラミング、ネットワーク（情報セキュリティを含む。）やデータベース（データ活用）の基礎等の内容を必修化（情報）
- データサイエンス等に関する内容を大幅に充実（情報）
- コンピュータ等を活用した学習活動の充実（各教科等）

○部活動
- 教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制（総則）

○子供たちの発達の支援
（キャリア教育、障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等）
- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることを明記（総則）
- 通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫（総則、各教科等）
- 日本語の習得に困難のある生徒への配慮や不登校の生徒への教育課程について新たに規定（総則）

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

〔改　訂〕

教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	現代の国語	2	○
	言語文化	2	○
	論理国語	4	
	文学国語	4	
	国語表現	4	
	古典探究	4	
地理歴史	地理総合	2	○
	地理探究	3	
	歴史総合	2	○
	日本史探究	3	
	世界史探究	3	
公民	公共	2	○
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで履修
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	3	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学C	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
保健体育	体育	7～8	○
	保健	2	○
芸術	音楽Ⅰ	2	○
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	○2単位まで履修
	英語コミュニケーションⅡ	4	
	英語コミュニケーションⅢ	4	
	論理・表現Ⅰ	2	
	論理・表現Ⅱ	2	
	論理・表現Ⅲ	2	
家庭	家庭基礎	2	○
	家庭総合	4	
情報	情報Ⅰ	2	○
	情報Ⅱ	2	
理数	理数探究基礎	1	
	理数探究	2～5	
総合的な探究の時間		3～6	○2単位まで履修

〔現　行〕

教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	国語総合	4	○2単位まで履修
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理歴史	世界史A	2	○
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	○
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで履修
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理科課題研究	1	
保健体育	体育	7～8	○
	保健	2	○
芸術	音楽Ⅰ	2	○
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
外国語	コミュニケーション英語基礎	2	○2単位まで履修
	コミュニケーション英語Ⅰ	3	
	コミュニケーション英語Ⅱ	4	
	コミュニケーション英語Ⅲ	4	
	英語表現Ⅰ	2	
	英語表現Ⅱ	4	
	英語会話	2	
家庭	家庭基礎	2	○
	家庭総合	4	
	生活デザイン	4	
情報	社会と情報	2	○
	情報の科学	2	
総合的な学習の時間		3～6	○2単位まで履修

（出典）高等学校学習指導要領等の改訂のポイント

運動領域におけるICT活用の例（小学校）

【学習活動の場面】
本時（第５時）のねらいを「リズミカルな助走を意識した走り高跳びで、競争や記録への挑戦をしよう」と設定した。授業の前半は「自己やチームに適したルールを選んで、競争や記録への挑戦をする」学習活動を行った。授業の後半は、**端末を活用して、動きのポイントと照らし合わせて自己の課題を見付け、自己に適した練習方法を選ぶ学習活動を行った。**単元の前半は記録が伸びていったＢ児だが、単元の後半になるにつれ、記録が思うように伸びなくなっていった。

【子供の「深い学び」の姿】

端末を活用し、自己の動きの変化を見付ける。

端末を使い、児童は毎時間自己の動きの確認を行った。

単元の後半、記録が思うように伸びなくなり、意欲が低下しかけたＢ児には、助走がリズミカルに行えていることを教師が価値付けた。その際、**動画を繰り返し視聴し、動きがよくなったポイントを具体的に示しながら伝える**ことで、Ｂ児は自信を深めた。また、体育の見方・考え方である体力の向上につながっていることも実感した。


仲間の動きを撮影する

試行錯誤を重ねながら課題の解決を図る。

助走の動きが高まってきたことを実感したＢ児は、教師の助言も踏まえ、踏切りに着目した。**クラウドに保存された自己と仲間の踏切りの動きを見比べる中で、踏切りだけではなく、上体が起きていないという新たな課題に気付いた。**そこで、踏み切った後の上体の様子を動画で撮影してもらい、視聴→試技→視聴を繰り返しながら、上体を起こして力強く踏み切る動きの習得に取り組んだ。


動きの変化を見付ける

【当該指導での「深い学び」】
記録が思うように伸びなくなったＢ児に、教師は動きの変容を価値付けたり、体育の見方・考え方に気付かせたりした。その結果、Ｂ児の意欲が高まり、新たな課題の解決に向かっていった。さらに、**クラウドに保存された仲間の動きを参考にすることで、課題の解決に向けたヒントを得たり、自己の動きを撮影し、その場で思考し、判断しながら試技を繰り返すことで動きの習得につなげることができた。**

【活用したソフトや機能】動画撮影、データのクラウド上への保存

■指導上の工夫とICTの利活用

①記録の捉え方を押さえる。
＊学習が進むにつれて記録が頭打ちになることは自然なことであり、その中で少しでも自己の記録を伸ばすことが大切であることを押さえる。

②**記録だけでなく、個々の動きの変化を端末を活用して価値付ける。**
＊教師が、クラウドに保存された動画を活用し、児童の動きの変化に着目して価値付けることで、自己の体の動きが高まっていることを理解することができるようにする。

③**クラウドに保存された自己と仲間の動きから、課題の解決に向けたヒントを得るように促す。**
＊見る視点を助走、踏切り、空中動作、着地の四つに絞り、それぞれの動きのポイントを学習資料や端末にまとめておく。その上で、個々の毎時間の動きをクラウドに保存しておくことで、自己の動きと仲間の動きを照らし合わせながら課題を見付け、自己に適した練習方法を選ぶことができるようにする。

（文科省ウェブサイト　ICT活用指導力の向上事例より）

運動領域におけるICT活用の例（中学校）

【学習活動の場面】

授業では、ダブルスのゲームにおいて仲間と連携した攻撃を組み立てることを目指した。授業の初めに行ったゲームを踏まえ、チームで話し合って効果的な連携プレイについて考えた。チームで考えた連携プレイを次のゲームで試し、その結果をＡＩ学習カードで振り返りを行った。生徒はＡＩからの問いに対して**戦術的な気付きを深めることで、自分のプレイを客観的に振り返ることができ、改善点を見い出すことにつながっていた**。



【子供の「深い学び」の姿】

ゲームの様子を撮影した20秒のベストシーンの動画をチームで共有し、その動画をもとにＡＩと振り返る。

(1) ＡＩからの問いに対しての回答を考えることで、生徒は自分のプレイを客観的に振り返り、仲間と連携した攻撃をするには定位置に戻って次の攻撃に備えることが重要であることに気付くことができた。

(2)「この場面で、別のショットを試してみることはできますか？」というＡＩからの問いに対して、生徒はこれまでの学習で習得した短いショットを効果的に使うという戦術的な気付きを活用してどのようなプレイができるか考えていた。

(3) ＡＩとの対話を通じて、生徒は自己の課題解決に向けて試行錯誤を重ねながら思考を深めたり、連携した攻撃を行うための技能に関する新たな課題を発見したりしていた。





【当該指導での「深い学び」】

Aha Slidesを活用した協働学習

試合中の動画を共有し、Aha Slidesのリアルタイム投票機能を使って、どのプレイが良かったか、なぜ良かったのかを投票形式で意見交換を行った。その後、グループディスカッションを行い、仲間の意見を参考にすることで新たな戦術的な気付きにつながった。

振り返りのための動画撮影とAIによる個別フィードバック

ＡＩが生徒一人一人の学習データに基づいて効果的な問いを投げかけるので、生徒は自分のプレイを客観的に振り返りながら課題解決に向けて試行錯誤しながら取り組んでいた。

解説動画によるアウトプット

ゲームと振り返りを繰り返すというサイクルの中で課題解決のための取組について修正したり適切な方法を選択したりしていた。また、最後にアウトプットすることで自己の思考が構造化された。

■指導上の工夫とICTの利活用

①Aha Slidesを使用して本時のねらいに関する思考を深める。
＊導入の場面でめあてを確認する際に、生徒の興味関心を高めるとともに、内容を正確に理解させるよう工夫した。

②ゲームの様子を動画撮影し、本時のめあてに沿って振り返る。
＊生徒が自分の課題を客観的に把握できるようにゲームの様子を動画撮影した。待機している生徒が撮影を担当し、本時のめあてに沿って振り返ることができる動画を撮影するようにした。

③**撮影した動画をもとにＡＩ学習ノートで振り返る。**
＊個々の課題に応じたＡＩからの発問により、生徒が課題解決に向けて思考を深めていく。ＡＩの活用により、生徒一人一人の課題や学習履歴に応じた発問を同時に行うことが可能になる。

【活用したソフトや機能】Aha Slides、動画撮影、みんがく製のスクールAIをベースに東京学芸大学が開発した対話型AI学習カード

（文科省ウェブサイト ICT活用指導力の向上事例より）

保健領域におけるICT活用の例（小学校）

【学習活動の場面】
それぞれの児童が、自分の生活で嫌な気持ちになる場面を想像し、その対処の仕方を考えていった。その際、教師は**それぞれの考えをクラウドのシートに書き込む活動を取り入れるとともに、その結果を全体で共有する場面を設けた。**

【子供の「深い学び」の姿】
シートには次のようなことが書かれていた。
「クッションをたたいたり、八つ当たりしたりする」「散歩をしたり、好きな曲を聴いたりする」「深呼吸をする」「友達に相談する」
他の子供の考えを共有し、グループで交流した。
「どうして悩んだときに、自分の好きなことをするの？」「八つ当たりしても嫌な気持ちは減らないよね」など、**理由を尋ねたり自分の考えを伝えたり**した。理由を明確に説明できないことや、場当たり的な対処の仕方になっていることなど、**個々の課題を顕在化**した。さらに、気付いたことをクラス全体で共有していく中で、同じような場面でも人によって嫌な気持ちになる・ならないがあることや、その程度に違いがあること、不安や悩みの内容によって対処の仕方を変えた方がよいことなどを**分類・整理**していった。これらを踏まえ、**改めて自分が考えた対処の方法が適切かどうかを見つめ直すことができた**。
その結果、「自分の好きなことをすることの方が、八つ当たりをするよりも気分がスッキリする」「人それぞれ個性が出ていた。自分は深呼吸や静かな場所へ行くことをやってみようと思う」などの記述や発言が見られた。



【当該指導での「深い学び」】
他者が思考し判断したことの根拠を確かめ合いながら課題を顕在化できるようにした。それを踏まえ、**自分が考えた対処の方法を再度見つめ直すことができるようにすることで、**身近な生活に生かせる対処の仕方を深く考えていくことができた。

【活用したソフトや機能】ロイロノート

■指導上の工夫とICTの利活用

①**互いの考えをクラウドで瞬時に共有し、それぞれの子供が思考し判断したことの根拠を聞き合ったり、対処の仕方について分類・整理したりする活動を位置付ける。**
＊端末を使って子供の思考の一部を瞬時に可視化することにより、その根拠を聞き合う活動が可能になる。また、それぞれが考えた対処の方法を参考に、その時々によってふさわしいと思う対処の方法を分類・整理していくことを促すことも可能になる。

②①の活動を踏まえ、改めて自分の対処の方法は適切かどうかを見つめ直す活動を設定する。
＊他者の考えと組み合わせたり、対処の仕方を場合分けしたりする活動を位置付け、それを文章に表すことで自らの考えを深いものにしていく。

（文科省ウェブサイト　ICT活用指導力の向上事例より）

保健領域におけるICT活用の例（中学校）

【学習活動の場面】
生徒への意識調査の結果等を踏まえ、「交通事故による傷害を適切に回避するためにはどのようなことが必要か」という学習課題を設定した。その際、**MEXCBTによる動画を活用して、交通事故の危険を予測し、回避の方法を考える場面を設けた。**

【子供の「深い学び」の姿】





◆自転車に乗って車道を走る動画を繰り返し視聴
生徒はそれぞれの端末で、MEXCBTによる自転車に乗って車道を走る動画を視聴しながら、交通事故に遭遇する危険を予測し、回避の方法をテキストに打ち込んだ。

◆条件が変化する事例から、リスクの程度を判断
その後、くじによって条件が変化する事例を取り扱い、人的要因（焦っている、スマホを操作中、等）、環境要因（雨が降っている、人が多い時間帯、等）に加え、車両の要因（大型トラックが右左折、等）の３つの条件を生徒がランダムに選択しながら、都度リスクの程度を数値化していくことで、根拠をもって傷害リスクの高低やその理由を考え、伝え合うことができた。

◆再度、自転車に乗って車道を走る動画を視聴
交通環境の整備等に関することについても理解した後、再度、MEXCBTによる自転車に乗って車道を走る動画を視聴し、危険の予測や回避の方法について、新たに気付いたことを端末に追記する姿が見られた。

【当該指導での「深い学び」】
上記の指導において、生徒が常に交通事故が発生する要因（概念）や、防止のための原則に着目しながら、**「交通事故による傷害のリスクの軽減」といった保健の見方・考え方**を豊かに働かせて思考、判断し、表現することができるようにした。さらに、**再度、自転車に乗って車道を走る動画を視聴して気付いたことを追記する活動により、生徒は自らの思考の再構築するとともに、学びの深まりを実感できた。**

【活用したソフトや機能】MEXCBT

■指導上の工夫とICTの利活用

①動画を自分のペースで、繰り返し視聴しながら、危険の予測や回避の方法を考え、表現できるようにする。
＊端末で必要に応じて動画を繰り返し視聴しながら、交通事故の危険を予測したり、回避の方法を考えたりしたことを、すぐにテキストで打ち込めるようにすることで、生徒が思考、判断したことを、即時的に表現することが可能になる。

②傷害が発生するリスクの程度を数値化することで、その理由に着目できるようにする。
＊交通事故による傷害のリスクの程度を数値化する事例により、人的要因、環境要因に着目しながら判断の根拠を明らかにしていく協働的な学びを促すことができる。

③再度、動画を視聴し追記する活動を位置付ける。
＊学んだことを生かし、自らの思考を再構築しながら、気付いたことを追記する活動により、学びの深まりを実感することができる。

（文科省ウェブサイト　ICT活用指導力の向上事例より）